令和２年度　第１回児童福祉審議会

日　時　　令和２年８月２７日（木）
　　午前１０時から
場　所　　市役所８階大会議室

次　　第

１　開　会

２　市長あいさつ

３　会長あいさつ

４　議　題

（１）児童虐待事件再発防止合同委員会の報告について　……資料１
（２）野田市エンゼルプラン第４期計画及び第５期計画の取組状況について　…資料２
（３）野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第３次改訂版及び第４次改訂版の取組状況について　……資料３
（４）子ども館整備の進捗状況について　……資料４
（５）子ども医療費助成制度の拡充について　……資料５
（６）ひとり親家庭等医療費助成制度の拡充について　……資料６
（７）待機児童・保留者解消野田市計画と保育量について　……資料７
（８）保育施設の確認にかかる利用定員の設定・変更について　……資料８

５　その他

６　閉　会

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
1	64	既存	低年齢児の受入れ体制整備促進	保育課	・公立保育所における低年齢児の受入について、保育士の確保に努めていく必要がある。 ・地域型保育事業の開設について、低年齢児の待機児童数等を見極めた整備を検討する。	・受入実績（3月1日現在） 23園 0歳　182人 1歳　358人 2歳　399人 計　939人	・年度末における年少児の確保量の不足及び年度当初の供給過大について検討する必要がある。	—	○概ね計画どおり	1	P65	既存	低年齢児の受入れ体制整備促進	保育課	・計画に位置付けた３号認定（低年齢児）の保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用などを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。 ・保育の量の確保に当たっては、認可保育所の設置を原則とするが、今後の保育量の確保の状況により、０歳児から２歳児までを対象とする地域型保育事業についても検討する。	・公立保育所における低年齢児の受入について、保育士の確保に努めていく必要がある。 ・低年齢児の待機児童数等を見極めた整備を検討する。 ・2年4月「やなぎさわ幼稚園・保育園（定員71人）」の開園。	—
2	65	既存	保育所の施設整備の推進	保育課	・待機児童の状況に対応し、民間活力の導入を図る中で、受入児童数の拡大を図る。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。	・(3月1日現在) ○定員(23か所)　2,346人 ○入所実績　2,290人 （内訳） 公設公営(3か所)　378人 公設民営(7か所)　887人 私　立(10か所)　847人 認定こども園（3か所）165人 事業所内(1か所)　13人 ・令和元年7月1日 保育所型認定こども園 「のだのこども園」が開園 定員129人	・待機児童と入所保留者の状況を踏まえつつ、小規模保育事業所整備の検討及び幼稚園の預かり保育活用を検討する必要がある。	217,288	○概ね計画どおり	2	P66	既存	保育所の施設整備の推進	保育課	・計画に位置付けた保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。	・小規模保育事業として施設整備に対する建設補助や開設に向けた事務的支援を行う。 （施設概要） 施設名称　柳沢くくる保育園 事業者　学校法人三星学園 開園予定日　令和3年4月1日 定員　19人	76,874
3	66	既存	駅前保育の整備	保育課	・駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。	・駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。	・保護者の通勤形態等を検証し、駅前保育所の利用ニーズ等を見極める必要がある。	—	○概ね計画どおり	3	P68	既存	駅前保育の整備	保育課	・駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。 ・現状においては駅前保育の利便性を享受できるニーズは少ないため、緊急の必要性は低いものの、今後の住宅開発等による需要と供給のバランスを把握しつつ、民間保育所の動向を注視していく。	・現在の市内鉄道各駅の駅前若しくは駅周辺に整備されている保育所の利用状況については、駅に近い保育所を希望しつつ入所保留となった事例が少ないが、各駅周辺の整備による必要性を検討する。	—
4	67	既存	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保 H12.8～ （乳児保育所）	保育課	・生後3か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として民間保育園10園（聖華保育園、コビーブリスクールのだ保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビーブリスクールせきやど保育園、すくすく保育園、コビーブリスクールさくらのさと保育園、アスク古布内保育園、コビーブリスクールあたご保育園、すくすく保育園分園）及び事業所内保育所（ひばり保育園）で産休明け保育を実施する。 ・今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意し、民間活力による受入乳児数の拡充を図る。	・利用実績 乳児保育所　0人 聖華保育園　0人 コビーブリスクールのだ保育園　0人 コビーブリスクール せきやど保育園　0人 アスク七光台保育園　0人 アスク川間保育園　0人 コビーブリスクール さくらのさと保育園　0人 すくすく保育園（分園含む）　1人 アスク古布内保育園　0人 コビーブリスクール あたご保育園　0人 聖華未来のこども園 （認定こども園）　0人 ひばり保育園（事業所内）　0人 ≪参考≫ 平成30年度利用実績　2人 平成29年度利用実績　3人 平成28年度利用実績　1人	・公立1か所、民間保育園10園、事業所内保育所1か所で産休明け保育を実施しており、施設数は拡充されているが、育児休業制度の普及により、利用者が少ない。 ・利用状況を踏まえ、今後、民間活力を導入していく場合は産休明け保育の実施の必要性があるかを検討する必要がある。 ・平成30年度から育児休業明け保育所利用予約を実施し、育児休業を取得している保護者が円滑に職場復帰をすることを支援した。	—	○概ね計画どおり	4	P69	既存	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	保育課	・生後3か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として民間保育園及び事業所内保育所において産休明け保育を実施する。 ・産休明け保育については、計画に位置付けた０歳児の保育の量の確保を進めることでニーズに対応していく。 ・引き続き育児休業明けの保育所利用申請者については、利用調整に当たり優先的な配慮を行う。	・育児休業制度の普及により、利用実績が少ないことから、今後、民間活力を導入する場合に産休明け保育の実施及び実施施設の必要性について、検証する。 ・引き続き産休・育休明け保育所利用申請者については、利用調整にあたり優先的に配慮することを継続する。	—
5	68	既存	新制度における事業所内保育施設の設置促進	保育課	・仕事と育児の両立、雇用環境整備のため、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」制度の普及・啓発を必要に応じて実施する。 ・子ども・子育て支援新制度の地域型保育給付に関する情報提供を行う。	・平成元年度の事業所内保育施設の利用状況実績（実人数） ○野田病院内保育室 男18人 女9人　計27人 ○かぞヤクルト販売㈱春日町保育ルーム 男1人 女3人　計4人 ○かぞヤクルト販売㈱関宿保育ルーム 男4人 女1人　計5人 ○かぞヤクルト販売㈱野田保育ルーム 男4人 女2人　計6人 ○キッコーマン総合病院内託児所 （まめっこ保育室） 男11人 女5人 計16人 ○岡田病院たんぽぽ保育室 男2人 女8人　計10人 ○船形サルビア保育園 男12人 女8人 計20人	・子ども・子育て支援新制度では地域型保育事業に「事業所内保育施設」が位置付けられ、市の認可・確認により地域型給付に移行できることとなっている。しかし、これまでに移行した施設は1施設（ひばり保育園・H28移行）のみである。地域型保育施設への移行は待機児童等の解消に繋げられものと考えることから、移行していない施設に改めて移行の意思等を確認する必要がある。 ・平成28年度より国が実施している「企業主導型保育事業」は、類型的に認可外保育施設となっている。同施設は待機児童等の解消に必要な施設と考えてはいるが、市では認可保育所等により待機児童、保留者の解消を目指していることから、既存の事業所内保育施設に対して、新制度への移行を推奨する必要がある。	—	○概ね計画どおり	5	P70	既存	子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進	保育課	・仕事と育児の両立、雇用環境整備のため、「事業所内託児施設助成金」制度の周知とともに、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付に関する情報提供を行う。 ・地域型保育給付への移行については、計画に位置付けた３号認定（低年齢児）の保育量の確保の状況により、方策の一つとして推進する。	・子ども・子育て支援新制度では「事業所内保育施設」の位置付けが明確になったことから、低年齢児の待機児童及び入所保留者の推移を見ながら、地域型保育施設への移行を推奨していく。 ・また、国が実施している「企業主導型保育施設」等と子ども・子育て支援新制度に位置付けられている「地域型保育施設」の相違点について、新設や移行を検討している事業者に対し、周知していく。	—
6	69	既存	新制度における幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課	・保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。	・公立幼稚園は未実施。 ・私立幼稚園６園で実施している。	・公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、実施する考えはない。 ・多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要がある。	—	○概ね計画どおり	6	P71	既存	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課、保育課	・保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。	・公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、実施する考えはない。	—

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
7	71	新規	３歳児の保育士配置基準の改善	保育課	・子ども・子育て支援新制度の「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における３歳児の保育士配置基準を改善する。 （子ども２０人に保育士１人の配置から子ども１５人に保育士１人に改善）	・公定価格における「3歳児配置改善加算」の活用により、国基準以上の保育士の配置について支援した。 ・実績 〇私立保育所（10園） 聖華保育園 コビープリスクールのだ保育園 コビープリスクールせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビープリスクールさくらのさと保育園 すくすく保育園 すくすく保育園分園 アスク古布内保育園 コビープリスクールあたご保育園 〇公立保育所（7園） 清水保育所 花輪保育所 東部保育所 南部保育所 北部保育所 尾崎保育所 木間ケ瀬保育所 〇認定こども園（2園） 聖華未来のこども園 のだのこども園	・野田市では従前から国基準より手厚く配置している。更に私立保育所等では新制度による財政措置（公定価格加算）を活用し、私立保育所等保育事業補助金と合わせて、保育の質の改善に努めている。 　しかし、近年の保育士不足により、保育士配置基準の改善（15：1）が難しい状況であることから、保育士全体の処遇改善を図り、保育士を確保することで配置基準の改善に努める必要がある。	―	〇概ね計画どおり	7	P73	既存	３歳児の保育士配置基準の改善	保育課	・子ども・子育て支援法が定める「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における３歳児の保育士の配置基準を改善する。 （子ども20人に保育士１人の配置から、子ども15人に保育士１人に改善） ・計画に位置付けた保育の量の確保とともに、質改善のためにも保育士が確保できるよう、早期の対応と工夫に努める。	・保育士を確保するために、市内の保育免許保有者を活用するなどの方策をはじめ保育士確保対策に取り組む。	―
8	74	既存	乳児家庭全戸訪問事業 S56～	保健センター	・新生児、産婦家庭訪問 ・乳児家庭全戸訪問	・新生児訪問及び生後４か月までの訪問数 834件	・訪問実施率は前年度と比べほぼ横ばいである。専門職による訪問の初回訪問において継続支援が必要と判断されたケースが昨年度と同様にあると考えられる。複数回の訪問できめ細やかな支援に努め保護者の育児不安の軽減につなげている。 ・令和元年度は新型コロナウィルス感染症流行の影響で新生児訪問を希望しない産婦もいた。その方々には、電話での状況聴取や育児相談に対応し育児不安の軽減に努めた。また３か月健診において育児状況や養育環境の確認を丁寧に行っていく必要がある。	1,096	〇概ね計画どおり	8	P76	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	・新生児、産婦家庭訪問 ・乳児家庭全戸訪問	・専門職による新生児訪問、乳児全戸訪問を実施することで、産婦の健康状態や養育環境の把握、新生児の発育状況を確認すると同時に、可能な限り、その場で問題や悩みの解決につなげ、育児不安の軽減に努める。 ・里帰り先での新生児訪問を実施できることを周知し、早期に母の不安の軽減を図っていく。 ・低出生体重児やハイリスク家庭においては地区担当保健師が訪問指導を行い、引き続き支援する。 ・出生連絡票の有無にかかわらず、連絡が取れないなど訪問指導を実施することができなかった家庭には3か月健診にて状況確認や養育環境の把握に努め、必要時支援につなげる。 ・新型コロナウイルス感染予防対策として、職員の検温、マスク着用、訪問前に訪問先家族全員及び訪問する職員の体調を電話にて確認してから訪問する。	1,347
9	75	既存	訪問型一時保育事業 H18～	児童家庭課	・自宅で保育している保護者が病気や冠婚葬祭などで保育ができない場合、生後57日目から小学4年生までの健康な児童を対象として、自宅に保育士等を派遣し、保育を行う。		・事業スタート以降、利用実績が少ないことや、育児支援家庭訪問事業と目的や内容が似通っており、統合して効率化できる内容であるため、29年度をもって事業廃止。	―	△一部実施								
10	76	既存	育児支援家庭訪問事業 H17～	児童家庭課	・子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な負担がかかる前の段階において育児、家事の援助等を行う。	・利用者数　11人 （内訳　産じょく2人、虐待予防9人） ・派遣日数　176日 ・派遣時間　446.4時間	・支援が必要と思われるケースで、利用を勧めても利用につながらない場合や、利用につながった後、利用が継続されないケースにつき、対応を検討する必要がある。 また、委託先の野田市社会福祉協議会とも連携し、実績報告等を踏まえ、適切な対応を検討していく。	777	〇概ね計画どおり	9	P78	既存	育児支援家庭訪問事業	子ども家庭総合支援課	・子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な負担がかかる前の段階において育児、家事の援助等を行う。	・子ども家庭総合支援拠点事業及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行う。	1,479
11	77	既存	ファミリー・サポート・センター事業 H14～	児童家庭課	・育児支援を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の一時的な預かり等育児について、相互に助け合いを行う。	・利用実績 〇利用会員　774人 〇提供会員　125人 〇両方会員　45人 合　計　944人 〇延べ利用件数　4,193件 ・ひとり親世帯や非課税世帯に対し利用料の1/2助成を行い、44件、779.5時間の利用があり、286,130円を助成した。 ・令和元年10月から、当該事業の一時預かりが、無償化の対象となり、6件、248.5時間の利用があり、173,950円を助成した。	・市報やホームページ、窓口受付時に事業の周知を図った結果、全ての会員数、利用者件数ともに増加した。学童や保育所の送迎の利用が多い傾向にありますが、会員の利用頻度によって年度により件数が増減する。 ・利用会員の増加数に比べ提供会員の増加が延びていない地域へのポスティングなどを行い、提供会員の確保に一層努める必要がある。 ・令和元年10月1日から、認可外保育所等を利用する子供たちについて、保育の必要性の認定を受けた場合には、3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円まで利用料が無償化されることとなった。これに当たり制度整備を行うとともに、現在半額助成が行われている世帯についての規則改正を行った。	7,809	〇概ね計画どおり	10	P79	既存	ファミリー・サポート・センター事業	児童家庭課	・生後6か月以上から小学校修了前までの児童を対象とし、育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の一時的な預かり等育児について、相互に助け合いを行う。	・社会福祉協議会に委託し事業を継続するとともに、援助を受けることが多い学童保育所利用者の入会を促進する。また、事業の周知をホームページや各種通信により行う。 ・提供会員の少ない地域へのポスティングや利用会員の対象外となった会員に提供会員への移行を促すなど提供会員の増加に努める。 ・施設利用給付（無償化）について、制度の周知を図るため、該当する対象者への連絡を実施する。 ・援助活動助成事業について低所得者層、ひとり親家庭の育児支援のために引続き助成を行う。	8,246

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
12	78	既存	充実した学童保育サービスの提供 H13年～ （保育時間延長）	児童家庭課	・行政改革大綱の方針にのっとり、民間委託を推進しながら、保護者の利用意向を注視しつつ、保育時間の延長等のサービス向上に努める。 ・直営の学童保育所については、社会福祉協議会への委託を推進する。また、委託までの間、委託学童保育所と直営学童保育所の開所時間の差を見直しする。 ・優れた指導員の確保とともに、指導員に対する研修を実施し、指導員の質の向上を図る。	・市内32学童保育所のうち18か所の学童保育所を民間委託で運営している。 ・指導員の質の向上を図るために、市内全学童が一堂に会する学童定例会において研修会を２回実施した。また、外部講師を招き直営学童指導員に対する研修を1回実施した。 ・県が行う放課後児童認定資格資格研修を10名受講させ指導員の質の向上に努めた。	・行政改革大綱の方針であった民間委託を推進については、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討が必要となった。	364,288	○概ね計画どおり	11	P81	既存	充実した学童保育サービスの提供	児童家庭課	・指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、資質向上に努める。 ・放課後児童指導員となる資格を有する全ての指導員に認定研修を受講させる。 ・会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討する。	・年２回の自主研修会を実施し、指導員のスキルアップを図る。 ・県が行う認定資格研修未受講者9名に対し受講をさせる。	429,188
13	79	既存	新制度への対応と学童保育所の受入れ体制の整備 H22に整備 開所年月 H22.10　４か所 H22.11　３か所 H23.04　３か所	児童家庭課	・小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図る。 ・放課後における学童保育所について、おおよそ40人で集団（クラス）に分割して運営の充実を図る。 ・小学校5、6年生の受入れについて、児童の保育状況を考慮して柔軟に対応する。	・過密化解消のために、新1年生を対象に過密化されている学童への通所希望者を同一学校区内の過密化されていない学童へ振り分けをするための抽選会を6小学校区に対し行い、51人の児童を小学校区内の過密化していない学童へ振り分けを行った。	・学校区単位での過密化は一時解消したことから、今年度は施設整備は実施しなかったが、令和2年3月現在において1校区が過密化となっていることから、児童数の推移を注視し年間を通して過密化する場合は、施設整備を検討する必要がある。	—	○概ね計画どおり	12	P82	既存	学童保育所の受入れ体制の整備	児童家庭課	・運営指針に基づき、おおむね40人以上の集団をクラス分けし、指導員を適切に配置する。 ・学校区単位での過密化解消のため、年間を通して過密化する場合は、学童保育所の整備を進める。 ・複数の学童保育所がある学校区において、入所児童数バランスにより過密化が懸念される場合は、抽選による児童の振分けを行い過密化の改善に努める。	・児童数の推移を注視し、年間を通して過密化する場合は、施設整備を検討する。 ・児童の入所バランスにより過密化が懸念される場合は、抽選により1年生の振替を行う。	—
14	80	既存	学童保育所の施設環境整備の推進	児童家庭課	・老朽化が著しい学童保育所施設について、緊急度を勘案し整備する。	・台所改修工事(清水・野田)学童　845千円 ・網戸・飛散防止フィルム設置工事 （山崎・東部）　58千円 ・防球ネット設置工事（福田）　1,944千円 ・園庭排水設備工事（北部）462千円　他	・昭和50年前半に建設され、35年以上経過した学童が多くみられているが、ファシティマネジメントに基づき長寿命化を図る必要がある。	3,339	○概ね計画どおり	13	P83	既存	学童保育所の施設環境整備の推進	児童家庭課	・老朽化が著しい学童保育所施設について、ファシティマネジメントに基づき長寿命化を図っていくとともに緊急度を勘案し整備を行う。 ・また、校外にある老朽化した学童保育所については、可能な学校から余裕教室を活用し移転を検討する。	・老朽化した備品や図書の入れ替えを行う。 ○フェンス工事（宮崎） ○外灯設置工事（野田）	2,817
15	81	既存	病児・病後児保育の充実 H15.11～	保育課	・病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を対象に、施設型の病児・病後児保育事業として小張総合病院に委託し、定員4人とする「ひばりルーム」を病院敷地内に開設し、保育を実施する。 ・利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、周知を図る。	・小張総合病院「ひばりルーム」 延べ　495人 （参考） 利用状況（延べ人数） 28年度　283人 29年度　354人 30年度　500人	・年間利用人数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため約１か月閉室したにも関わらず495人となり、平成29年度354人、平成30年度500人から増加傾向にある。一方で、人材確保も課題となっている。	5,979	○概ね計画どおり	14	P84	既存	病児・病後児保育の充実	保育課	・病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を対象に、施設型の病児・病後児保育事業として小張総合病院に委託し、定員4人とする「ひばりルーム」を病院敷地内に開設し、保育を実施する。 ・利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、周知を図る。	・医療法人社団　圭春会への委託(小張総合病院の敷地内で実施）については、利用者が増加傾向にある中で、医療法人における人材確保が課題となっていることから、市民ニーズの高い医療機関併設型の病児・病後を継続する方法について検討する。 ・保育所型病児施設の導入等についても検討する。	5,979
16	82	既存	一時預かり事業の拡充 H18.4～	保育課	・保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行う。 ・既に実施している民間保育園４園（聖華保育園、アスク七光台保育園、コビープリスクールせきやど保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園）で引き続き実施していく。 ・子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業の一つとして位置付けられ委託事業として再編されることから、他の地域子育て拠点の事業や幼稚園の事業を含め、ニーズ量への対応を図る。	・一時保育 コビープリスクール せきやど保育園　延べ　55人 アスク七光台保育園　延べ 34人 コビープリスクール さくらのさと保育園　延べ 186人 野田北部幼稚園（幼稚園型）延べ 9,362人	・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要がある。 休日保育の利用増加については、令和元年５月の改元に伴う祝日の増加の影響も考えられる。	—	○概ね計画どおり	15	P85	既存	一時預かり事業の拡充	保育課	・保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行う。 ・既に実施している民間保育園４園（聖華保育園、アスク七光台保育園、コビープリスクールせきやど保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園）で引き続き実施していく。 ・子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業の一つとして位置付けられ委託事業として再編されることから、他の地域子育て拠点の事業や幼稚園（自園預かり）の事業を含め、ニーズ量への対応を図る。	・民間保育園において引き続き実施するとともに、民間保育所等の整備計画の中で実施の可能性を検討する。	—
17	83	既存	子育てサロン事業の充実 H14.5～	児童家庭課	・子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを実施する「子育てサロン」を設置しているＮＰＯ法人に対して、事業費の一部を補助する。 ・子ども子育て支援新制度に対応する支援サービスを提供できるよう市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化を推進する。	・利用状況(延べ) ○ゆう＆みい　6,183人 ○ゆっくっく　2,261人 ○どろんこの会　2,119人	・NPO法人3団体に子供子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として、交流・相談・情報提供・講座関係の4事業を委託事業として実施することで開設日数や解説時間を拡充しサービスの向上に努めた。	10,522	○概ね計画どおり	16	P86	既存	子育てサロン事業の充実	児童家庭課	・子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを行う「子育てサロン」を運営するNPO法人等に対し、子育て支援法に基づく地域子育て支援事業で位置付ける基本4事業（交流・相談・情報提供・講座）を委託により実施する。	・地域の子育て支援拠点として、多様なサービスを提供できるよう引き続きNPO法人に運営を委託し、地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。	10,854
18	85	既存	つどいの広場事業の充実 H18.1～ H19.10～ （いちいのホールに移転）	児童家庭課	・地域において、乳幼児を持つ保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるだけでなく、アドバイザーが保護者からの相談や助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する。 ・子ども子育て支援新制度に対応する支援サービスを提供できるよう市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化を推進する。	・利用状況(延べ) ○大　人　1,775人 ○乳幼児　2,040人 計　3,815人	・関宿地域における乳幼児とその保護者が気軽に集い打ち解けた雰囲気で語り合う中で交流を図るとともに育児相談等を行う場として子育て中の保護者の負担感の緩和に努めた。 市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化のため交流・相談・情報提供・講座関係の4事業を実施した。	3,475	○概ね計画どおり	17	P87	既存	つどいの広場事業の充実	児童家庭課	・関宿地域において、乳幼児を持つ保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるだけでなく、アドバイザーが保護者からの相談や助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する場として、「つどいの広場」をNPO法人に委託し、子育て支援法に基づく地域子育て支援事業で位置付ける基本4事業（交流・相談・情報提供・講座）を実施する。	・関宿地域の子育て拠点としてNPO法人への委託により事業を継続する。 ・地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。	3,618

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
19	86	既存	地域子育て支援センターの整備 H14.11～	保育課	・地域における子育て拠点として、子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施する。 ・基本的には第２期計画で目標とされた４か所を整備することとし、既存の３か所（東部保育所、聖華保育園、アスク七光台保育園）以外の整備については、地域バランスに配慮しつつ新設の民間保育所等での実施を検討する。	・サークル、イベント参加人数（延べ人数） ○子育て支援センター　3,761人 （東部保育所） ○さくらんぼルーム　733人 （聖華保育園内） ○ぽかぽかひろば　405人 （アスク七光台保育園内） ○コアラルーム　3,133人 （聖華未来のこども園内） ○子ども館(6館合計)　8,182人	・子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業は13事業の一事業に位置づけられていることから、子育て支援センターと子育て支援拠点事業施設と連携を図り、子育て世代の交流、相談、サークル等の内容の共通化を図った。	—	○概ね計画どおり	18	P88	既存	地域子育て支援センターの整備	保育課	・地域における子育て拠点として、子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施する。 ・基本的には地域における子育て拠点として、４か所（東部保育所、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来のこども園）を整備することとし、地域バランスに配慮しつつ新設の民間保育所等での実施を検討する。	・新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、引き続き、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等の事業を実施し、親子が気軽に集まり、情報交換や子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努める。	—
20	87	既存	巡回相談等による相談支援体制の充実 H13～(巡回相談)	児童家庭課	・市内の保育所、学童保育所等への巡回相談 （利用者、施設周辺住民対象） ・育児相談会の開催	・家庭児童相談員が、小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所等の施設を訪問し、職員に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、利用啓発を図っている。 ・幼稚園、託児所等のサークル活動や園庭開放へ参加し、直接保護者に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、利用啓発を図っている。 ・施設訪問　148施設　職員からの相談37件 ・サークル活動・園庭開放参加　8施設　保護者からの相談　3件	・家庭児童相談室への相談につながるよう、さらなる利用啓発について検討する必要がある。	—	○概ね計画どおり	19	P89	既存	巡回相談等による相談支援体制の充実	子ども家庭総合支援課	・虐待などの未然防止のため、日程を工夫しながら、各保育所、学童保育所、子ども館などを訪問し、保護者などからの相談等を受け、適切な支援を行う。	・小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所等の施設を訪問し、サークル活動や園庭開放へ参加し、保護者に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、家庭児童相談室及び子ども家庭総合支援拠点事業の利用啓発を図る。 ・施設等の職員が相談しやすいよう、相談があった場合、施設に赴いての相談も積極的に行う。	—
21	88	既存	公民館での電話及び面接相談の実施 H13～	公民館	・東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ケ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談員とし、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施する。	・各公民館に配属されている社会教育指導員を相談員として電話及び面接による相談事業を行った。 ○相談件数　28件	・現場に精通する指導員ならではの相談対応に、相談者からも高い評価を受けている。 ・課題としては、平日の指導員出勤日以外にも、毎月の第3日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要がある。	—	○概ね計画どおり	20	P90	既存	公民館での電話及び面接相談の実施	公民館	・東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ケ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談員とし、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施する。	・元年度に引き続き、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じていく。	—
22	89	既存	心配ごと相談事業の充実 S36～	社会福祉協議会	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設 ・相談所のPR活動を図るとともに、事例検討や定期研修を実施し、相談員の資質の向上を図る。	・相談件数２７件	・相談員の資質向上と、更なる事業の周知を図る。	435	○概ね計画どおり	21	P91	既存	心配ごと相談事業の充実	社会福祉協議会	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第１金曜日に相談所を開設。 ・相談所のＰＲ活動を図るとともに、事例検討や定期研修等を実施し、相談員の資質向上を図る。	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第２金曜日に相談所を開設。 ・相談所のＰＲ活動を図るとともに、事例検討や定期研修等を実施し、相談員の資質向上を図る。	472
23	90	既存	子育て支援総合コーディネート事業 H17.7～　児童家庭課 H27.10～　保健センター	保健センター子ども支援室	・市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、各種子育て支援サービスの情報を発信する。 ・妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じて、保護者がワンストップで安心して相談できる「子ども支援室」を新設して、その事業の中で子育て支援総合コーディネート事業を実施する。	・情報収集　1,032件 ・相談　66件 ・関係機関との調整　3件 ・各施設への取材　4件 ・LINE配信　26回 ・ホームページ閲覧　20,375件	・子育て支援情報サイト「にじいろｎａｖｉ」や「にじいろnavi LINE公式アカウント」を活用した情報発信を実施している。 ・母子保健事業に参加するなど子育て情報を発信した。	2,264	○概ね計画どおり	22	P92	既存	子育て支援総合コーディネート事業	子ども支援室	・「にじいろnavi」の周知につとめる。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも定期的に情報発信する。 ・母子保健事業に参加し、子育て情報を提供する。	・引き続き、「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも毎月2回程度情報発信する。 ・両親学級や乳幼児健診に参加し、子育て情報を提供する。	3,455
24	92	既存	延長保育の充実 H14.4～	保育課	・全公立保育所で午前7時から午後7時までの延長保育を実施する。 ・保育所の指定管理者導入に伴い、公立保育所において午後7時以降の延長保育を実施する。 ・民間保育園において午後8時までの延長保育を実施する。 ・事業所内保育所では、ひばり保育園（午後8時）で延長保育を実施する。 ○午後8時 （公立）清水、花輪、東部、北部、尾崎、木間ケ瀬保育所 （私立）聖華保育園（H27まで午後9時） コビーのだ保育園 コビーせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビーさくらのさと保育園 すくすく保育園 コビーあたご保育園 すくすく保育園分園 ひばり保育園（事業所内保育所） ○午後10時 （公立）南部保育所	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 ○公立　（月極利用）（日割利用） 午後 7時まで　1,699人　10,855人 午後 8時まで　230人　2,223人 午後 9時まで　9人　55人 午後10時まで　0人　0人 計　1,938人　13,133人 ○私立　（月極利用） 午後7時まで　1,138人 午後8時まで　163人 計 1,301人	・保育所における延長保育の実施時間の拡大については、今後の利用状況や実施に係る人材確保の状況を見極めながら検討する。	—	○概ね計画どおり	23	P94	既存	延長保育の充実	保育課	・全公立保育所で午前7時から午後7時までの延長保育を実施する。 ・保育所の指定管理者導入に伴い、公立保育所において午後7時以降の延長保育を実施する。 ・民間保育園において午後8時までの延長保育を実施する。 ・事業所内保育所では、ひばり保育園（午後8時）で延長保育を実施する。 ○午後8時 （公立）清水、花輪、東部、北部、尾崎、木間ケ瀬保育所 （私立）聖華保育園 コビーのだ保育園 コビーせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビーさくらのさと保育園 すくすく保育園 コビーあたご保育園、 すくすく保育園分園、 ひばり保育園（事業所内保育所） ○午後10時 （公立）南部保育所	・引き続き全保育所で延長保育を実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績と保育無償化の影響を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。	—

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
25	93	既存	休日保育の充実 H15.4～	保育課	・日曜･祝日等の保護者の就労その他の理由により､家庭で保育することが困難となった乳児又は幼児について､休日の保育を行う。 ・目標事業量及び実施場所の地域性を踏まえ、指定管理者制度を導入している尾崎保育所及びコビープリスクールあたご保育園（平成２６年１１月開園）で引き続き休日保育を実施する。	・休日保育 コビープリスクール あたご保育園　延べ　569人 尾崎保育所　延べ　189人	・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要がある。 休日保育の利用増加については、令和元年5月の改元に伴う祝日の増加の影響も考えられる。	—	○概ね計画どおり	24	P95	既存	休日保育の充実	保育課	・日曜･祝日等の保護者の就労その他の理由により､家庭で保育することが困難となった乳児又は幼児について､休日の保育を行う。 ・目標事業量及び実施場所の地域性を踏まえ、指定管理者制度を導入している尾崎保育所及びコビープリスクールあたご保育園（平成２６年１１月開園）で引き続き休日保育を実施する。	・引き続き目標事業量及び実施場所の地域性を踏まえ、休日保育を実施する。 ・民間活力の導入による展開を一層充実させ、保護者の様々な保育ニーズに対応できるよう新たな取組を検討する。	—
26	94	既存	病児・病後児保育の充実	保育課	【事業番号15再掲】				○概ね計画どおり	25	P95	既存	病児・病後児保育の充実	保育課	【事業番号14再掲】		
27	94	既存	新制度における幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課	【事業番号6再掲】				○概ね計画どおり	26	P95	既存	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課、保育課	【事業番号6再掲】		
28	95	新規	求職者子育て支援サービス H26.6～	保育課	・求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際、児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業）の費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	・代替保育利用支援事業 ○助成金の額 利用した代替保育サービスに要した費用の1/2（児童1人につき1か月当たり上限2万円） ○利用実績　3件	・26年6月から事業を開始したが現在までの利用が1件（29年度）である。当該事業は保護者の求職活動をしやすくすることを目的として開始された事業であったが、利用実績が少ないことから事業内容等を見直した。 ・「求職支援助成事業」（4年間でH29に1名のみ利用）との比較では利用者が増加し、制度改正についての一定の効果はあった。	47	○概ね計画どおり	27	P96	既存	代替保育利用支援事業の充実	保育課	・求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際、児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業）の費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	・求職活動中の保護者への周知を図るとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえ、必要に応じて代替保育利用支援事業の事業内容等の見直しを検討する。	340
29	96	新規	保育所の耐震補強の実施	保育課	・平成24年度から25年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する５保育所５棟（清水、中根、東部、北部、尾崎）について、他の公共施設の計画や推進状況、具体的な補強等の方法及び時期等について検討する。	・耐震補強工事等の実績は無し。 ・東部保育所については、現指定管理者から移管及び建替えの申出により、運営協議会において保護者代表の意向を確認した。	・他の公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする尾崎保育所の整備計画を検討する。また、工事費の財源確保等についても検討する必要がある。	—	△一部実施	28	P97	既存	保育所の耐震補強の実施	保育課	・平成24年度から25年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する５保育所５棟（清水、中根、東部、北部、尾崎）について、他の公共施設の計画や推進状況、具体的な補強等の方法及び時期等について検討する。	・東部保育所については、現指定管理事業者からの移管及び園舎建替えの申出があることから、保護者の意向確認ができれば、現指定管理事業者への移管後に建て替えを予定している。	—
30	97	既存	保育環境向上のための施設整備の推進	保育課	・施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施。また、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行う。	・空調設備改修工事実施保育所保育室 中根（2台）、東部（2台） 清水（1台）、南部（1台） 北部（1台）、尾崎（2台） ・保育所施設改修工事実施保育所 ○壁掛扇風機設置工事（全10保育所） ○暖房機用石油タンク交換工事（花輪） ○FF暖房機交換工事 （花輪、清水、尾崎） ○トイレ改修工事（福田、尾崎） ○トイレ換気扇設置工事（福田） ○テラス改修工事（東部） ○保育室及び遊戯室床改修工事 （南部、乳児） ○厨房動力電源工事（東部） ○給湯器交換工事（中根、福田） ○調乳室網戸取付工事（福田） ○軒樋修繕工事（尾崎） ○駐車場外灯取付工事（福田） ○屋外遊具改修工事 （南部、福田、尾崎、木間ケ瀬）	・更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進する。また、未整備となっている調理室のエアコン設置についても計画的に検討する。 ・経年劣化が顕著な保育所の修繕や保育児童数等の変化に対応した改修工事を、財源確保も含めて検討する必要がある。	49,398	○概ね計画どおり	29	P98	既存	保育環境向上のための施設整備の推進	保育課	・施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施。また、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行う。	・保育に必要な施設等の修繕及び改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の整備に努める。 （２年度工事実施予定） ・空調設備改修工事実施保育所保育室等 中根（4室）、花輪（1室、厨房） 尾崎（1室、厨房）、福田（2室） ・壁掛扇風機設置工事 （全10保育所） ・塗装修繕工事（尾崎） ・乳児室扉 ・駐車場整備（中根） ・可動式仕切り取付交換工事 （福田、木間ケ瀬） ・厨房床改修工事（東部） ・除染土埋設保管工事（福田）	99,067

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
										30	P99	新規	教育・保育の無償化	学校教育課、保育課、児童家庭課	・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型）、認可外保育施設等を利用する３歳から５歳までのすべての子どもたちと、０歳から２歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となる。また幼児教育・保育無償化に伴い、保育所の副食費は実費徴収（保護者負担）となる。 ・未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後保育事業、子育て援助活動支援事業など子育てのための施設等の利用も無償化になる。 ・国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行い、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進める。 ・保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していく。 ・子育てのための施設等利用給付制度においては、保護者の利便性等を勘案しつつ施設等利用費の公正かつ適正な支給に取り組み、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等においても県との連携や情報共有を図りながら適切な取組を進める。 ・幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後２年間の推移を見極め、中間年度の令和４年度に見直しを行う。	・無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努め、引き続き保育士確保策を実施するとともに、新規事業等の効果的な対策を検討する。 ・就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討を進める。	―
										31	P100	新規	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	保育課	・子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児保育のための加配とともに、支援体制の構築について検討する。	・障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、加配等に対応するための保育士や看護師が確保できるよう、早期の対応と工夫に努める。	―
31	99	既存	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	・子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムの支援をするとともに、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組を推進する。 ・野田市エンゼルプラン第4期計画について、市ホームページや広報を通じて周知する。 ・子ども館6館合同事業で、子育てに関する講演会を年1回実施する。	・子ども館6館合同事業で実施していた子育てに関する講演会は、2月を予定していたが、大規模なイベントは感染症拡大の影響があることから、保護者の希望に応じた各館の事業として子育ての意識啓発にかかる事業を実施した。 〇中央子ども館　2月5日、2月21日実施 幼児の運動について実技・講演 各日、親子7組参加 〇七光台子ども館　2月19日、2月20日実施 親子あそびの実践・講演 親子25組参加 幼児の運動について実技・講演 親子12組参加	・参加した保護者からは、子育てに関する有益な情報がより身近に得られると好評であった。周知期間が少なく規模も小さいため多くの参加者が得られなかった。	―	〇概ね計画どおり	32	P102	既存	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	・子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援することで、子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る。 子ども館6館合同により、子育てに関する講演会を開催する。	・保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や講演会を開催する。	50
32	100	既存	子育て世帯への情報提供 H14.3～ (ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ　3年を目安に改訂)	児童家庭課 保健センター 子ども支援室	・子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布する。 ・野田市子育て支援情報局「かるがもネット」の中で、ガイドブックを公開する。	【児童家庭課】 ・平成30年度から企業広告を活用し、経費をかけずに子育てガイドブックを作成し情報提供を行っている。6,000部を作成し、公立保育所や幼稚園、転入、出生世帯、子育て支援相談世帯に配布を行った。 【子ども支援室】 ・LINE配信　　26回 ・ホームページ閲覧　20,375件	【児童家庭課】（子育てｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ） ・毎年更新が行えることから、より時機にかなった情報を提供することができるようになった。経費をかけずに行える冊数が限られているこもあり、有償で増刷するか、マタハ効果的な配布方法を検討する必要がある。 【子ども支援室】 ・「かるがもネット」をリニューアルし「にじいろnavi」として野田市HP内に開設。また「にじいろnavi LINE公式アカウント」を開始し、子育て情報を発信している。	―	〇概ね計画どおり	33	P103	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、子ども支援室	・子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布する。 ・子育て支援情報サイト「にじいろnavi」に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」を活用した情報発信を行う。	【児童家庭課】 ・（子育てｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸの制作）企業広告を活用し、経費をかけずに最新情報を掲載し発行する。 【子ども支援室】 ・母子手帳交付時や相談来室時等に子育てガイドブックを配布し、子育て情報の案内を行う。 ・引き続き「にじいろnavi」「にじいろnavi LINE公式アカウント」の周知につとめる。	―

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
33	102	既存	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実 H10～	保育課	・地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深める。また、地域施設に訪問し、交流を図る。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	・公立保育所（10施設）では、年1～13回実施しており（清水保育所は8月を除いて毎月実施）、延べ62回実施した。 【内訳】 伝承遊び4回、花植え6回、夏祭り4回、 散歩2回、運動会5回、世代間交流13回、 芋苗植え7回、施設交流14回、 芋掘り5回、ハロウィン1回、その他1回	・保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することにより、高齢者と子どものふれあい事業の継続や充実が求められている。 ・高齢者との交流により、花の苗植えや芋掘りをすることで土に触れる機会が作れる。	—	○概ね計画どおり	34	P106	既存	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実	保育課	・地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深める。また、地域施設に訪問し、交流を図る。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあい事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討し、引き続き地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進したい。	—
34	103	既存	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課 児童家庭課	・地域のひとり親家庭への相談や実態把握を行う。また、対応が困難なケースについては、専門部会等の中で協議するなど、的確な対応に努める。特に新規世帯や要支援世帯に対しては、母子自立支援員との同行訪問を実施する。 ・要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供する。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数　191件 ・主任児童委員連絡会研修 第1回　制度改正等について（R1.6.4） 第2回　ひとり親の家庭支援について（R2.2.21）	・ひとり親家庭の実態把握については、民生委員児童委員に対しての個人情報の提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もあるが、母子父子自立支援員と情報を共有し、児童の健全育成のため、地域での見守りをさらに推進する必要がある。	634 （主任児童委員報償費）	○概ね計画どおり	35	P107	既存	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課 児童家庭課	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年２回実施する。	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年２回実施する。	960 （主任児童委員報償費）
35	104	既存	青少年相談員活動の充実	青少年課	・スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成を図る。 ・青少年の非行防止活動を推進する。 ・社会環境の浄化活動を推進する。 ・スポーツルール、レクリエーション活動を学習する。 ・青少年の社会参加を促進する。	・活動の充実を図るため青少年相談員連絡協議会に対し、補助金（1,787千円）を交付し、相談員活動の自主事業の開催及び他事業の協力支援を行った。 ・第15回野田市青少年相談員CUPドッジボール大会 ○開催日：R2.2.2 ○会場：関宿総合公園体育館 ○19校参加 ・青春の中学生「腕相撲王者決定大会」 ○開催日：R1.11.24 ○会　場：勤労青少年ホーム ○参加者：19チーム　相談員36人 ・「こどもまつり」に協力 ○開催日：R1.10.20 ○会　場：関宿中央小学校 ○参加者:28人 ・第64回野田市青少年柔剣道大会に協力 ○開催日：H31.4.21 ○会　場：野田市総合公園体育館 ○参加者:21人 ・「東葛飾地区少年の日・地域のつどい大会」に参加 ○開催日：R1.11.10 ○会　場：流山市民総合体育館 ○ヘルスバレー、ミニゲーム、創作活動、各市対抗ゲーム ○参加者：関宿中央小8人、相談員15人 ・「ｽﾏｰﾄで遊ぼう」、「中学生ウルトラクイズ！クイズ王決定戦」を地域活動として実施 ・「みこしﾊﾟﾚｰﾄﾞ」、「歩け歩け大会」、「ﾋﾞｰﾁﾎﾞｰﾙﾊﾞﾚｰ」、「南部地域あおいそら南部支部まつり」、「東部地域マラソン大会」などの各地域行事に参加、協力した。 ・環境浄化活動　川間駅前にてチラシ配布 ○実施1回、相談員12人	・スポーツ・レクリエーション活動の開催を通じて、世代間の交流と市内の子どもたちが相互の親睦と友情を深めることができた。 ・広報誌等により青少年相談員活動をＰＲしていく必要がある。	1,787	○概ね計画どおり	36	P108	既存	青少年相談員活動の充実	青少年課	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内８地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内８地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	1,000
36	106	既存	少年非行対策等の充実	青少年センター	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施する。 ・計画としては、年間770回を目標とする。	・街頭補導の実施 実施回数：754回（ほぼ目標数達成） 延べ従事者数：2,137人 ・補導少年数（前年比 △19人） 男：2人　　女：8人	・非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力連携しながら継続することが重要である。 ・学校周辺でのたむろ、喫煙などの現実に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要がある。	8,714	○概ね計画どおり	37	P109	既存	青少年センターの機能の充実	青少年課	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施する。	・青少年補導員と社会教育指導員の連携により、青少年センターを中心とした街頭補導を実施する。 ・年間770回を目標とする	12,499
37	107	既存	友だちづくり推進事業の推進 H14～ (ｻﾀﾃﾞｰｸﾗﾌﾞ)	青少年課	・オープンサタデークラブによる各種講座の開講 ・土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行うことにより、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成と共に規範意識を育む」場を創出する。	・新規講座を２講座開講することにより、会場数・講座数は昨年からそれぞれ２増の30会場・39講座で開講することができた。 （年最高15回） ・参加数 延べ　7,618人 出席率57.6%（前年比4.8%）	・新規講座を２講座増やすことができた。 ・参加児童の発表イベントを開催することができた。 ・指導者の高齢化と後継者の育成。	7,110	○概ね計画どおり	38	P110	既存	友だちづくり推進事業の推進	青少年課	・オープンサタデークラブによる各種講座の開講 ・土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行うことにより、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成と共に規範意識を育む」場を創出する。	・新規2講座を加えた41講座（30会場）の内、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため募集しない講座を除き、後期（10/17）から開催予定。 ・参加児童の発表イベントの開催について検討中。	8,666
38	108	既存	世代間交流事業の充実 H8～ （ふるさと伝承講座）	青少年課 指導課	（青少年課） ・世代間交流事業として、「ふるさと伝承講座」を実施し、地域の方々と子どもたちとの世代間の交流を図る。 （指導課） ・学校・保護者・地域が連携し教育活動を支援するため学校支援地域本部の設置と地域教育コーディネーターの配置	（青少年課） ・ふるさと伝承講座を開催した。 開催日　令和2年2月13日（木） 会　場　山崎小学校 児童数　57名 内　容　昔遊びの実演体験を通して、日本人が持つ文化を体験し、世代間の交流を深めた。 （指導課） ・地域人材による特別授業の実施、授業補助や補習支援、図書室の利活用の推進、キャリア教育の推進、地域の行事との交流、学校の教育環境の整備等へ重点的に取り組んだ。 ・北部小、北部中、野田中央高校合同による３世代交流の会なども実施された。	（青少年課） ・学校支援地域本部地域コーディネーターとの連携により、地域の人材による講座を開催した。 ・市内小中学校の協力を得ながら、多様な技能を持つ地域の人材を発掘していく必要がある。 （指導課） ・地域の方、諸団体との理解や交流を深めることができた。今後は、PTAや保護者との積極的な交流を深め、ボランティア活動に協力いただける方を増やすこと、地域の教育力を利用すること、地域教育コーディネーターのスキルアップと世代交代に努めていく。また、学校支援地域本部の理解と地域に開かれた教育活動を推進する。	（青少年課） 31	○概ね計画どおり	39	P111	既存	世代間交流事業の充実	青少年課、指導課	（青少年課） ・世代間交流事業として、「ふるさと伝承講座」を実施し、地域の方々と子どもたちとの世代間の交流を図る。 （指導課） ・学校・保護者・地域が連携し教育活動を支援するため学校支援地域本部の設置と地域教育コーディネーターの配置 ・地域の教育力を最大限に活用する。	（青少年課） ・市内小学校での開催について検討中。 （指導課） ・地域人材による特別授業の実施、授業補助や補習支援、図書室活用の推進、キャリア教育の推進、地域行事との交流、学校の教育環境の整備等に重点的に取り組んでいく。 ・コミュニティ・スクール導入に向けて準備をする。	45

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
39	109	既存	こどもまつりの充実 S54～	青少年課	・子どもたちにより良い遊びと創造の文化を与え、みんなで子どもたちを守り、健全な地域社会を作る一翼を担う。	・市内青少年健全育成団体等が実行委員会を組織し、テーマに沿ったアトラクションコーナーを設け、野田市こどもまつりを関宿中央小で実施開催した。 当日は、快晴に恵まれ子どもと家族を合わせ約700人の来場があり、事故怪我等もなく終了することができた。 開催日　令和元年10月20日（日） 会　場　関宿中央小学校校庭	・子ども達の仲間づくりや体験活動の場となっている。 ・こどもまつり同様の交流を主目的にした行事が多方面でも実施されているため、今後の方向性について検証する必要がある。	489	○概ね計画どおり	40	P112	既存	こどもまつりの充実	青少年課	・令和2年度は開催しない旨、実行委員会で決定した。	・なし。	—
40	110	既存	子ども館の機能の充実 （閉館日解消のため開館委託） H14.7～	児童家庭課	・子ども館の休館日（月・火・祝日）を業務委託することで年末年始を除き開館する。 ・気軽に交流できるサークルやセミナーなど親子のふれあいの場を作るとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点としての事業を検討する。	・開館日　359日間　67,735人 うち社会福祉協議会への委託により 開館　　116日間　11,036人	・子ども達の健全な遊びの場として休館日を解消するが、新型コロナウィルス感染症対策として3月は電話相談のみとした。 ・18歳までを対象とした異年齢の子どもが共同で利用する施設であることから、安全に利用できるように日々の施設管理を徹底する。 ・児童厚生員による遊びの指導などを行っている。	6,537	○概ね計画どおり	41	P113	既存	子ども館の機能の充実	児童家庭課	・子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するために、年末年始を除き休館日に該当する日を業務委託することで児童に子ども館を開放している。 ・親子が年間を通じて気軽に交流できる場を作るとともに地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開する。	・より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナーなど親子のふれあいの場をつくるとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努める。	6,836
										42	P114	新規	新しい子ども館の整備	児童家庭課	・子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に異年齢の子供たちが集い遊びを通じて交流することで自主性や社会性創造性を身に着ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え多世代の交流が図れる場として子育て支援や地域交流の拠点として子ども館を整備する。	・令和4年7月開設に向け、設計及び造成工事を行う。令和3年から予定される建築工事に向け、建築確認を受ける。	202,382
41	111	新規	プレーパーク活動への支援	児童家庭課	・自然を活かし様々な道具を使って子ども達と遊ぶプレーパーク活動への支援について、活動する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する。	・活動を支援する団体との連携を踏まえ、山崎子ども館において、月1回程度日曜日にわくわくサンデー・「林であそぼう」を企画し実施した。	・自然を生かした自由な遊びをとおし、児童の健全育成に努めることができた。	—	○概ね計画どおり	43	P116	既存	プレーパーク活動への支援	児童家庭課	・自然を活かし様々な道具を使って子ども達と遊ぶプレーパーク活動への支援について、活動する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する。	・実施団体と協議し、子ども館と共同または連携で実施できる催しがないか検討する。	—
42	112	既存	育児サークル活動の充実	児童家庭課 保育課	・子ども子育て支援新制度に対応するために、子ども館以外にも市内の地域子育て支援拠点全てで育児サークル活動を実施する。 ・サークルの活動促進について、機関紙・ホームページをはじめ広く参加者を募集する。 ・各施設のスタッフは、サークルの参加者に対して、スムーズに活動ができるよう適切な助言を行う。	・サークル参加人数（延べ人数） ・子ども館(6館合計)　8,182人 ・子育て支援センター　3,761人 （東部保育所） ・さくらんぼルーム　733人 （聖華保育園内） ・ぽかぽかひろば　405人 （アスク七光台保育園内） ・コアラルーム　3,133人 （聖華未来のこども園内） ・子ども館(6館合計)　8,182人	・多くのサークル参加者があり、親子の交流を図ることができた。 ・利用者のニーズにあったサークルを開催していく必要がある。	—	○概ね計画どおり	44	P117	既存	育児サークル活動の充実	児童家庭課、保育課	・子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めている。 ・各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援する。 ・主なサークル活動（親子サークル・サンデー工作・わくわくタイムなど）	・サークルの活動を推進していく。 ・地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。	—
43	113	既存	ブックスタートの推進 H16～	興風図書館 保健センター 子ども支援室	・0歳児向け絵本リスト、1･2歳児向け絵本リストを作成・配布する。 ・ブックスタートボランティアを養成し、３か月児健診時の親子に読み聞かせを実施する。	・延べ141人のボランティアの方々に協力していただき、絵本の読み聞かせの大切さを伝えながら、出生祝品として、３か月児健診の受診対象の親子731人へ1,462冊の絵本を贈った。（3月は健診延期のため配付なし）	・健診対象者の99.8%に配付できた。 ・平成16年の事業開始当時から活動しているブックスタートボランティアも多く、代替わりの時期に来ている。新規加入も増えたが、一方で短期間でやめてしまう方もいて、定着が難しい状況である。	1,530	○概ね計画どおり	45	P118	既存	ブックスタートの推進	興風図書館、子ども支援室	・0歳児向け絵本リスト、1･2歳児向け絵本リストを作成・配布する。 ・ブックスタートボランティアを養成し、３か月児健診時の親子に読み聞かせを実施する。 ・ブックスタートボランティアの募集を行い、３か月健診時の親子に読み聞かせを実施する。	・引き続き、０歳児向け絵本リスト、１・２歳児向け絵本リストを作成、配布する。 ・ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として、３か月健診時の親子へ絵本を贈る。 ・ブックスタートボランティアの募集を行い、３か月健診時の親子に読み聞かせを実施する。	1,581
44	114	既存	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進 H12～	みどりと水のまちづくり課 生活支援課	・利用しやすく、安全な公園管理を基本に地元自治会等の要望を取り入れながら公園施設の整備を促進する。	（みどりと水のまちづくり課） ・地元自治会の要望により愛宕児童遊園の過年度に撤去した滑り台の再設置 ・弁天谷津時度遊園の安全点検により危険防止のため、木製ブランコを撤去 ・鶴奉公園の過年度に撤去した滑り台の再設置 ・光葉町第三公園に時計を新設 ・ひまわり公園に公園灯を新設 ・野田児童遊園のトイレに室内照明を設置 (生活支援課) ・子どもの遊び場遊具は、安全点検の結果により、緊急度の優先順位をつけ、5か所12遊具の撤去を実施。	・公園施設については老朽化が進んでおり、安全点検の結果により緊急度の優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要がある。	（みどりと水のまちづくり課） 3,559	○概ね計画どおり	46	P119	既存	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	・利用しやすく、安全な公園管理を基本に地元自治会等の要望を取り入れながら公園施設の整備を促進する。	（みどりと水のまちづくり課） ・花井児童遊園のトイレの改修	10,417

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
45	115	既存	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	保育課 学校教育課	・保育所の園庭を開放し、地域の子どもの遊び場を確保する。また、園庭開放の周知については、市報等を活用して広報に努める。 ・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 ①子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、②スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。また、その他の社会資源の活用を検討する。	（保育課） ・園庭開放 公立保育所（10施設）の実績 年間開放回数　211回 年間延べ利用人数　1,424人 （学校教育課） ・小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等のスポーツ、レクリエーション等の活動に対して学校開放を実施した。 ・利用実績 小学校：屋外施設 2,311回　98,153名 屋内施設 7,751回 172,562名 中学校：屋外施設　163回　8,038名 屋内施設 4,133回　58,279名	（保育課） ・引き続き親子ふれあい保育所体験を実施する。今後も事業継続及び実施にあたっては地域における子どもの遊び場の状況把握やその使用ニーズを踏まえ、より有効的な活用方法などを検討する。 （学校教育課） ・今後も、学校教育に支障のない範囲で、学校開放の促進に努めていく。	—	○概ね計画どおり	47	P120	既存	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	保育課、学校教育課	・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 ・①子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、②スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。 ・また、その他の社会資源の活用を検討する。	・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 ①子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、②スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。また、その他の社会資源の活用を検討する。	—
46	116	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	・園庭を開放し､地域との触れ合いの場を提供する。 ・地域の女性団体等の交流活動を実施(収穫祭を兼ねたカレーパーティー･伝承遊び等) ・絵本読み聞かせの実施	・園庭の開放、こばとプレイルームの開催（未就園３歳児保育体験教室）、行事への地域住民の招待等で、地域の方々とのふれあいの場を設定した。 ・幼児教育センターとしての情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さを伝える。ひまわり相談との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援に努めた。	・次年度に入園する子ども・保護者にとって、幼稚園がどのような所かを理解するための良い機会となっている。 ・ひまわり相談から就学相談へと移行することで、早期からの相談・スムーズな就学につながっている。	—	○概ね計画どおり	48	P121	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	・園庭を開放し､地域との触れ合いの場を提供する。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮して、可能な範囲で実施。…地域の女性団体等の交流活動を実施(収穫祭を兼ねたカレーパーティー･伝承遊び等) ・絵本読み聞かせの実施	・園庭の開放、こばとプレイルームの開催（未就園３歳児保育体験教室）、行事への地域住民の招待等で、地域の方々とのふれあいの場を設定する。 ・幼児教育センターとしての情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さを伝える。ひまわり相談との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援を行う。	—
										49	P122	新規	市長と話そう集会の実施	市政推進室	・市長と話そう集会の実施 ・市長と話そう（手紙編）の実施 子供たちが、毎日元気に明るく健やかに学び、成長し、みんなが住みたい、住みやすいまちにするため、また子供たちの将来のために、子供たちから出された意見や要望を今後の施策に反映させることを目的に、実施する。	・市内の全ての公立小中学校において、市長と話したいと希望する全ての子どもが、市長と直接、意見交換をする「市長と話そう集会」を実施する。 ・市内の全ての公立小中学校に、市長宛ての封筒と手紙の用紙を子供たちに配布するとともに、学校にも置いて、子供たちが市長と話そう集会では言いにくいこと、相談したいことや言いたいことなどを用紙に記入し郵便ポストに投函することで、直接市長宛に手紙が届く仕組みを整備した「市長と話そう（手紙編）」を実施する。	192
47	117	既存	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進 H12～	青少年課	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、子どもの安全などを目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付及び各種事業の支援を行った。 補助金の交付（1,747千円） ・ジュニアリーダー県外キャンプ研修会 開催日：R1.8.24～26開催 ・第37回親子映画会 開催日：H1.11.16 会場：文化会館大ホール 参加者約200人 ・育成者の集団活動指導のための安全講習会を1回実施 ・指導者講習会を10回開催 ・子ども会活動の充実を図るため、ジュニアリーダー講習会を13回開催	・子ども会育成連絡協議会の各種事業を通して子どもたちの健全育成が図られた。 ・子ども会への加入者は年々減少傾向にある。	1,747	○概ね計画どおり	50	P123	既存	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、子どもの安全などを目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	1,745
48	118	既存	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成団体地区別懇談会にはあおいそら運動推進委員会の委員に参加をいただいているため、あおいそら運動のＰＲ、支部設立についての話等をうかがえる機会をも設ける。	・あおいそら運動推進委員会南部支部の会合に参加させていただき、情報交換を行うとともに、地域の青少年育成活動に引きつづきご尽力いただくようお願いした。	・青少年の健全育成には地域の協力が不可欠であることから、他の各支部とも情報交換を行う機会を増やしていきたい。	—	○概ね計画どおり	51	P124	既存	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成団体地区別懇談会をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体が地域における情報交換を行う場を設ける。	・青少年健全育成団体地区別懇談会の年度内開催を検討中。	—
49	119	既存	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・野田レクリエーション協会にはこれまで同様、市が関係する事業に積極的に参加、協力をいただく。（こどもまつり）	・元年度もこどもまつりに参加いただき、子ども達の健全育成にご尽力いただいた。	・野田レクリエーション協会のご協力を頂きながら事業を推進していきたいが、団体の方々の高齢化が懸念される。	—	○概ね計画どおり	52	P125	既存	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・令和2年度からはこどもまつりを開催しないため、参加・協力していただく事業が減ったが、オープンサタデークラブの指導者として活動いただく。	・オープンサタデークラブの実施	—
50	120	既存	子育て支援団体の活動充実のための施策の推進	生涯学習課	・子育て支援を行う団体・サークルの活動や講演会活動に対し、公民館等における会場提供やパンフレット掲出等の協力を行う。	・随時実施した。 パンフレット等の配布・掲示　15件	・継続的に子育て支援に係る活動の周知等を行い、活動団体を支援するとともに、保護者や地域のニーズに合わせた情報提供を行う等、双方のニーズがうまく結びつくための調整、支援を行う必要がある。	—	○概ね計画どおり								
51	121	既存	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	・第22回野田市民俗芸能のつどいの開催 出演　小学校5校・中学校1校　71人 ・後継者育成指導委託 ⇒新型ｺﾛﾅｳｨﾙｽによる影響で中止	・継続して子どもたちの学習機会の拡充を図る。	273	○概ね計画どおり	53	P126	既存	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	・後継者育成活動等において一層の連携体制の構築を図る。 ・継続して子どもたちの学習機会をより一層充実させる。	393
52	122	既存	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備について検討し、整備済み区間についてもサイクリングの妨げとならないよう除草を行う。	・野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から１ｍ幅について年２回除草を実施。	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要である。	5,637	○概ね計画どおり	54	P127	既存	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備について検討し、整備済み区間についてもサイクリングの妨げとならないよう除草を行う。	・平成18年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了したが、今後も事業の継続を図る。 ・除草の実施。	5,703

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
53	123	既存	野田市体育協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	野田市スポーツ協会　加盟28種目、8,315人 ・行事調整会議(令和2年度実施用) 期日：令和元年11月29日(金) 会場：野田市役所中会議室1・2 参加：40団体 ・市スポーツ協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付。	・市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要がある。	6,173	○概ね計画どおり	55	P128	既存	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	・今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。 ・また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	6,173
54	124	既存	ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援するもの。	・野田市スカウト連絡協議会へ補助金を交付し（350千円）、清水公園清掃奉仕､覚醒剤乱用防止街頭キャンペーン ､歳末助け合い運動などの活動を支援した。	・市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており､奉仕活動や体験活動を通して子どもたちの人間形成に大きく寄与している。	350	○概ね計画どおり	56	P129	既存	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援するもの。	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援する。	350
55	125	既存	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。	・野田市スポーツ少年団 加盟団体20団体、団員数375人 ・近隣交流大会4種目（ミニバスケットボール、空手道、サッカー、バレーボール） ・野田市スポーツ協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付	・一昨年１団体増加に伴い、団員数が増加。	178	○概ね計画どおり	57	P130	既存	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。	・今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。 ・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・各単位団の認定指導者を増やすために、認定員になるための講習会費を補助する。	179
56	126	既存	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね４０人を超える集団を２つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	・学童保育所運営委託　15か所 ・平成31年4月に清水第三学童保育所を清水第二学童保育所に、みずき第二学童保育所をみずき学童保育所に統合。	・受託されていた15学童保育所の円滑な運営に努めた。	—	○概ね計画どおり	58	P131	既存	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね４０人を超える集団を２つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね４０人を超える集団を２つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	—
57	127	既存	性に関する啓発活動の充実 H18～H19 （青少年健全育成講演会） H20～ （思春期教育講演会）	保健センター	・エイズ等、性に関する健全な意識の涵養と併せて、思春期の心と身体の健康、命の大切さ、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、市内の中学校の生徒及び保護者に対し、講演会を実施する。	・昨年度までは野田健康福祉センターと共同で開催していたが、令和元年度からは、保健センターが野田市内の中学校を対象に、開催希望校において実施。（但し、新型コロナウィルス感染症が流行し始めた令和２年３月に開催予定の４校が中止。）そのため開催校数及び受講人数が減少。 ○中学校：6校　747人	・学校の授業では取り扱うことが難しい内容や知識を学べる機会となり、「命の大切さ」や「人への思いやりの大切さ」等の感想が多く、継続の希望がある。若年妊娠や性感染症の増加があり、正しい知識の普及、啓発に努める必要がある。引き続き市内中学校の全校での実施の必要があると思われる。 ・令和元年度は新型コロナウィルスの感染症拡大予防で4校がキャンセルとなった。来年度、講演会を実施する際には新型コロナウィルス感染予防対策を講じる必要がある。	120	○概ね計画どおり	59	P132	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	・エイズ等、性に関する健全な意識の涵養と併せて、思春期の心と身体の健康、命の大切さ、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、また現代はSNS等からの知識の吸収が大変多く、その知識がすべて正しいとは限らないので、専門職が講義することにより正しい知識を普及する。 ・市内の中学校の生徒及び保護者に対し、講演会を実施する。 ・令和２年度は新型コロナウィルスの感染拡大予防対策を各中学校に依頼して、思春期講演会を開催する予定。	・野田健康福祉センターと共同で思春期教育講演会を開催してきたが、令和元年度から保健センターが市内中学校11校すべてを受け持ち、野田健康福祉センターは、教職員向けの研修会を実施し、正しい知識の普及に努める。 令和２年度は、新型コロナウィルス感染症予防に努めながら、思春期講演会を開催する予定。 今後は各中学校の課題等に対応できるように内容や方法等検討する。	183
58	128	既存	性教育の充実 H14～	指導課	・小学校においては､保健領域「育ちゆく体とわたし」で､思春期における体の発育･発達について学習する。 ・中学校においては､保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で､身体機能の発達･生殖にかかわる機能の成熟について学習する。	・中学校においては､保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で､身体機能の発達･生殖にかかわる機能の成熟について学習した。（主に１年生で学習） ・小学校においては､保健領域「育ちゆく体とわたし」で､思春期における体の発育･発達について学習した。（４年生） ・LGBT・性の多様性理解について校長研修を実施した。	・性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差がある。指導方法や表現など、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要がある。 ・LGBT・性の多様性については、個々の教員ごとに理解が十分でないこともあり、教職員への研修が今後も必要となると思われる。	—	○概ね計画どおり	60	P133	既存	性教育の充実	指導課	・小学校においては､保健領域「育ちゆく体とわたし」で､思春期における体の発育･発達について学習する。 ・中学校においては､保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で､身体機能の発達･生殖にかかわる機能の成熟について学習する。 ・発達段階に応じたLGBT・性の多様性理解に関する教育を実施する。	・LGBT・性の多様性理解について教職員の研修などを実施し深めていく。 ・学年や男女の別、実態等をふまえて指導方法や表現など、適切に行う。	—

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
59	129	既存	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について H14.2～	人権・男女共同参画推進課	・子どもじんけん映画会の開催(人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室の開催（啓発ビデオの視聴・話し合い） ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会の開催（市内中学校11校を3年で一巡）	・子どもじんけん映画会 〇開催日　令和元年10月19日（土） 〇会　場　野田市総合福祉会館第3会議室 〇映　画　むしむし村のなかまたち それいけ！アンパンマン 〇来場者　155人 ・小学生人権教室 （開催日及び実施校） 〇令和元年12月4日（水）東部小学校 聴講者　67人（3、4年生） 〇令和元年12月6日（金）二川小学校 聴講者　63人（4年生） 〇令和元年12月9日（月）中央小学校 聴講者　123人（4年生） 講　師　人権擁護委員 ・中学生人権講演会 （開催日及び実施校） 〇令和元年6月20日（木）川間中学校 聴講者　273人 〇令和元年7月4日（木）福田中学校 聴講者　192人 〇令和元年7月10日（水）二川中学校 聴講者　254人 〇令和元年7月11日（木）北部中学校 聴講者　466人 講　師　NPO法人ｼﾞｪﾝﾄﾙﾊｰﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 森新一郎　氏	〇子どもじんけん映画会は、開催日を産業祭当日に合わせ、市報やホームページによる広報を行うとともに、産業祭会場において、来場者に呼びかけを行った結果、多くの親子が来場し、人権意識豊かな子どもの成長を手助けすることができた。 〇小学生人権教室は、毎年小学校3校を選出し、4年生を対象に「いじめ」についての講演を実施。他人への思いやりや、いたわりあう心を持つことで、人間関係の大切さを学ぶ機会を設けた。 〇中学生人権講演会については、いじめを苦に自殺する事件が発生していることから、子どもがいじめにより自ら命を絶った遺族の方を講師に招き、命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会、命の大切さを改めて考えさせることができた。	—	〇概ね計画どおり	61	P134	既存	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について	人権・男女共同参画推進課	・子どもじんけん映画会の開催(人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室の開催（啓発ビデオの視聴・話し合い） ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会の開催（市内中学校11校を3年で一巡）	・あらゆる機会を利用し、継続的に人権教育・啓発事業を実施する。 ・他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に実施する。 〇子どもじんけん映画会 〇小学生人権教室 〇中学生人権講演会 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	—
60	131	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備 H17～	指導課 児童家庭課 青少年センター	・非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努める。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行う。	・市スクールカウンセラー、スクールサポートカウンセラーが、学校と連絡を取りながら子ども同士の関係を調整し、個別の相談を行うことにより、解決につなげた。 ・市スクールサポーターの配置 小学校１校、中学校４校 ・市スクールサポートカウンセラーの配置 小学校５校、中学校１校 ・ひばり教育相談相談件数延べ3,434件 「保護者の会」参加人数　24人 ・スクールロイヤーによる教職員研修、教育委員会アドバイザーによる校長研修を実施し、子どもの人権について理解を深めた。	・学校や地域の関係機関と連絡を密にとり、情報の共有を図った。それにより、非行問題等に悩む家庭や子どもに対し、早期の対応や役割分担による組織的な対応をとることに努めた。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる研修では、法的観点から子どもたちを守るための手立てを学ぶことができた。	27,638	〇概ね計画どおり	62	P135	既存	いじめ・少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	・非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努める。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行う。 ・スクールロイヤーによる子どもに人権に関する出前授業を行う。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる、法的な観点から子どもの人権に関する研修会を教職員に対して実施する。	・学校、指導課、児童家庭課、青少年課を核とし、他の連携機関のネットワークを強め深めることにより、非行等の悩みを持つ家庭や子どもの見守りや支援、心のサポートなどの相談体制を強化する。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる教職員対象の子どもの権利に関する研修会を実施し、子どもの人権に関する意識の高揚をはかる。	33,618
61	132	既存	一日体験保育の充実 H12～	保育課	・保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所行事に参加して頂き、子育ての相談や情報交換の場を提供する目的として、一日体験保育を実施する。	・公立保育所（10施設）の実績 〇運動会　123人 〇消防車見学　19人 〇人形劇鑑賞　6人 〇お楽しみ会・クリスマス会　32人 〇親子ふれあい体験　18人	・一日体験保育の更なる事業拡充と充実を図るための周知方法を検討する。 ・乳児保育所において親子ふれあい保育体験を実施し、子育て相談や情報交換の場を提供できた。また実施にあわせて新たに給食試食会を実施した。	—	〇概ね計画どおり	63	P137	既存	１日体験保育の充実	保育課	・保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所行事に参加して頂き、子育ての相談や情報交換の場を提供する目的として、一日体験保育を実施する。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討していく。	—
62	133	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流 H12～	指導課 高齢者支援課	・児童が昼休み等にデイサービスセンターを訪問するとともに、交流給食を行う。また、6年生のお別れ会・合同運動会・クリスマス会などを通して交流を行う。	・近年は交流給食は行っておらず、昼休みに20～30分くらいの交流を各クラスで行っている。週1回程度・1か月で1学年が実施できるような予定で、歌やダンスの披露、折り紙などの昔遊びなどを通して交流を図っている。デイサービスの方が用意してくださったゲームを行ったり、学級の出し物を披露したりすることもあった。	・日常的な交流により、地域の人々との温かな関わりが継続して持てている。 ・なお、冬の時期（1月以降）は感染症の心配があるので、これらの交流活動は控えている。 ・日程や内容の調整等、よりきめ細かな指導が必要になっている。	—	〇概ね計画どおり	64	P138	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	・6年生のお別れ会・合同運動会・クリスマス会などを通して交流を行う。（まずは、新型コロナウイルス感染症対策を一番に考慮する。）	・6年生のお別れ会・合同運動会・クリスマス会などを通して交流を行う予定だが、緊急事態宣言後、小学校との協議で、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、交流を見合わせることで合意している。再開時期については未定。	—
63	136	既存	妊婦・乳児一般健康診査の促進 H9.4～	保健センター	・妊娠中の定期健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行う。 ・妊婦一般健康診査　14回 ・乳児一般健康診査　2回 （3～6か月児・9～11か月児）	・妊婦健康診査　延　9,413件 ・妊婦償還払い　延　41件 ・乳児健康診査　延　1,254件 ・妊婦歯科健康診査　延　144件	・妊婦健康診査においては、県外医療機関受診の希望があった場合には、市と医療機関との契約を迅速に進めている。また、契約不可の場合には、償還払いの制度の活用を必ず説明し、すべての妊婦が健診を受診しやすい制度整備に努めている。 ・乳児健康診査の制度について、母子健康手帳交付時、新生児訪問、３か月児健診等で説明している他、里帰り先でも受診できる償還払いの制度について説明を行い、周知を図っている。	81,368	〇概ね計画どおり	65	P141	既存	妊婦・乳児一般健康診査の促進	保健センター	・妊娠中の定期健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行う。 〇妊婦一般健康診査　14回 〇乳児一般健康診査　2回 （3～6か月児・9～11か月児）	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦一般健康診査の受診勧奨や啓発に努める。	80,547
64	137	既存	妊産婦・新生児訪問指導の充実 H9.4～	保健センター	・妊婦訪問は保健師が実施 ・新生児産婦訪問は訪問指導員・常勤保健師・助産師が実施	・妊産婦及び新生児訪問 〇訪問指導員　延べ 514件 〇保健師　延べ 752件 〇助産師　延べ 292件	・専門職による新生児全戸訪問を実施することで、新生児・産婦の健康状態や育児環境等の問題を把握し、指導することで問題解決や継続支援の必要なケースを地区担当保健師や関係機関と連携することができた。 ・出生連絡票の未提出や新生児訪問希望のない場合でも予防接種の説明や１～３か月健診までのフォローのために保健師と助産師が訪問し、産婦や新生児の健康状態の把握や育児不安の軽減に努めた。 ・低出生体重児やハイリスクの家庭は地区担当保健師が訪問し、継続支援を行い、里帰り先への訪問依頼や野田市への里帰り訪問希望者にも対応した。	1,096	〇概ね計画どおり	66	P141	既存	妊産婦・新生児訪問指導の充実【事業番号8再掲】	保健センター	【事業番号8再掲】		1,347

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
65	138	既存	保健推進員活動の充実 S61.3～	保健センター	・市の保健サービスの情報提供 ・研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加	・研修会　11回　480人 ・健康づくりフェスティバルにおける保健推進員コーナー ・母子のサポート 〇3か月健診　33回　55人 〇1歳6か月健診　33回　60人 〇子育て相談会　22回　23人 ・がん検診啓発活動　12回　17人 ・母子向け講演会　大人36人　こども17人	・平成30年度に引き続き、保健推進員が主体となって、乳幼児の子育て世代を対象にした講演会を開催した。準備や反省を通じて、保健推進員の能力や経験値を上げることができた。今まで以上に話し合いや全体での発表の場を多く設定することができた。健康情報の周知や保健センター事業に関する学びの場を設けて、活動に生かせるようにした。訪問と違い、時間の使い方が変化し、仕事を持っている方にとっては、参加しにくいとの声もあった。今後も乳幼児健診の補助や健診（検診）のPRなど、補助的な活動だけではなく、保健推進員の主体の活動をメンバー内で考えていくことで、活動内容をさらに充実していく工夫が必要であると考える。	479	△一部実施	67	P142	既存	保健推進員活動の充実	保健センター	・市の保健サービスの周知 ・研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加	・保健事業のサポートや検診（健診）のPR活動をできる範囲で感染対策を講じて行う。 ・今後も地域の身近な存在として、保健推進員の地域の課題に根づいた活動をしたいという想いを、母子保健及び健康増進事業の中で実施する方法を検討する。	591
66	139	既存	保健師の適正な人員配置D72:E72	保健センター	・保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応する。	・保健センター　19名 ・関宿保健センター　4名 ・子ども支援室　2名 ・地域包括支援センター　2名 ・介護認定係　1名 ・介護予防係　1名 ・子ども家庭総合支援課　2名	・保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えている。なお、保健センターにおいては、相談・指導業務の内容が経済面や家族背景を含め複雑・多様化してきている。	—	〇概ね計画どおり	68	P143	既存	保健師の適正な人員配置	保健センター	・保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応する。	・支援が必要な対象者の増加等から、引き続き適正な配置に努める。	—
67	140	既存	乳幼児健康診査の促進 S53.4～ (1歳6か月) S56.4～(3か月) H9.7～(3歳)	保健センター	・乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援する。また、発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関しては精密検査の実施や、関係機関と連携してきめ細かな関わりを持ち、育児不安への軽減に努め支援等を充実・継続する。	・3か月児健康診査　対象者 732人 受診者 729人　受診率 99.6% ・低出生体重児健康診査　対象者 149人 受診者 127人　受診率 85.2% ・1歳6か月児健康診査　対象者 899人 受診者 871人 受診率 96.9 % ・3歳児健康診査　対象者 950人 受診者 889人 受診率 93.6% ・5歳児健康診査　対象者 34人 受診者 21人　受診率 61.8%	・健診後のミーティング、健診従事者研修会等の実施、積極的な勉強会への参加等で職員のスキルの向上に努め、成長発達の早期発見や適切な指導につなげた。 ・未受診者の状況把握を他課と連携し、状況に応じ、受診勧奨等の支援につなげている。また、発育、発達、親子関係等気がかりなケースは関係機関と連携し支援に努める必要がある。 ・子ども家庭総合支援課と調整会議をひらき、育児支援の必要なケースについては今後も関係機関と連携して対応する必要がある。 ・心理士、理学療法士が乳幼児健康診査に参加することにより、発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関して早期に相談に繋げられた。	10,487	〇概ね計画どおり	69	P144	既存	乳幼児健康診査の促進	保健センター	・乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援する。 ・発育・発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携して、乳幼児とともに支援する。	・乳幼児健康診査等母子保健情報の利活用について、円滑に運用する。 ・コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら実施する。	13,140
68	141	既存	乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	【事業番号8再掲】				〇概ね計画どおり	70	P248	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	【事業番号8再掲】		
69	142	既存	両親学級の充実 S60.6～H9.3 （母親学級） H9.4～ （両親学級）	保健センター	・初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得し、仲間づくりを行う。両親学級修了者を対象に同窓会を開催し、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供する。子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。	・コースⅠ　18回　受講者　延233人 ・コースⅡ　8回　受講者　延225人 ・同窓会　6回　参加者　延55人 ・交流会　6回　参加者　延119人	・子ども支援室職員による、「産後うつに関する内容」「子育てに悩んだときの相談場所の案内」の講義や、共働き夫婦向けの土曜日・日曜日開催は好評。 ・グループワークを取り入れ、妊婦同士の思いや悩みを共有する場、情報交換や仲間づくりの場として活用されている。 ・令和元年度は３月頃より新型コロナウイルス感染症が流行した関係で、令和２年３月の両親学級はコースⅠ・Ⅱともすべて中止し、受講者が例年より減少している。今後は新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら開催するため、感染症対策マニュアルを作成する必要がある。	92	〇概ね計画どおり	71	P146	既存	両親学級の充実	保健センター	・初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得する。 ・両親学級修了者を対象としていた同窓会、交流会は乳児を含むため、新型コロナウィルス感染症が収束するまで開催を中止する。 ・子育ての不安を解消し自信をもって育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。 ・新型コロナウィルスの感染症予防対策を講じる。	・新型コロナウィルス感染症予防策を講じながら開催する。 ・初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得してもらう。 ・子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。	102
70	144	既存	親子教室の充実・育児相談の充実 H5.4～	保健センター	・親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行う。 ・育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行い、発達上の問題が発見された場合には、小児科医師等に紹介し医学的な指導を受けて事後指導にあたる。	・親子教室 33回　実 209人　延べ 503人 ・育児相談 13人	・親子教室に関しては、参加人数が多くカンファレンスに多くの時間を要していたたため、評価票を見直しアセスメント、方針をスタッフ共通の指標で話すことで、対象幼児の支援方針をよりよく検討することできたと考える。	276	〇概ね計画どおり	72	P147	既存	親子教室の充実・育児相談の充実	保健センター	・親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行う。 ・育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行い、発達上の問題が発見された場合には、小児科医師等に紹介し医学的な指導を受けて事後指導にあたる。	・新型コロナ感染状況を鑑み、事業再開を検討していく。事業再開時は感染防止策を講じ実施する。 ・事業中止期間中も親子の関わり、発達面での支援が必要な対象については電話・面接等の個別対応で支援を継続する	369
71	145	既存	健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進 S54.10～	保健センター	・市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会とする。	・入場者 〇野田保健センター　1,203名 〇関宿保健センター　159名 合　計　1,362名	・Ｈ30年度より来場者は減少したが、多くの来場者にコーナーに参加していただくことが出来た。来場者が固定されているように感じるため、今まで参加したことのない方へのＰＲ方法の検討、コーナーの見直しを行っていく必要がある。	682	〇概ね計画どおり	73	P148	既存	健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進	保健センター	・市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会とする。	・新型コロナウイルス感染予防のため、Ｒ２年度は中止予定。	815
72	146	既存	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進 H18～	保健センター	・離乳食講習会時の事故予防の健康教育	・事故予防の健康教育 （離乳食講習会時）132人 ・健康づくりフェスティバルでの啓発	・乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要である。健康づくりフェスティバルや離乳食講習会等を活用して、保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットの配布や健康教育を通して、家庭での事故防止に役立てられるように啓発を継続していく。	—	△一部実施	74	P149	既存	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進	保健センター	・乳幼児健康診査の際に事故防止に関するパンフレットを配布する。 ・離乳食講習会時の事故予防の健康教育	・乳幼児健康診査時、配布物や掲示物等を活用し事故予防の啓発に努める。 ・離乳食講習会では、健康教育を実施し、起こりやすい事例や予防策について伝えていく。	—

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
73	147	既存	育児学級の開設 H17.5～	保健センター	・親の心身の悩みや病気等のため、集団になじみにくい親子同士が交流を持ったり、専門職と気軽に相談できる場をつくっていく。ストレスや育児不安の解消を図り、育児能力の向上や児童虐待の未然防止を目的に実施する。育児学級の参加により、適切に個別プランの見直しをすすめ、地域で親子が安心し楽しい育児が行えるように支援する。	・育児学級（えだまめクラブ） １会場で各月１回実施 参加者数　51人（親子延べ数）	・必要時、専門職による個別相談や保健師による継続支援につなげることができた。 ・令和元年度はこども支援室の親子教室（のびのび教室）が開始され、発達に遅れのみられるケースの対応が可能となった。 ・今後は個別に対応し、集団での育児学級は廃止とする。	―	△一部実施								
74	148	既存	口腔衛生指導の充実 S57.7～ （はみがき教室） S58.1～ （2歳3か月児） H1.5～ （フッ素塗布）	保健センター	・むし歯予防の知識の普及啓発のため、歯科健診・歯科相談及びはみがき教室などの指導を実施する。	・はみがき教室　　17回　181人 ・フッ素塗布　　15回　323人 ・保育所・幼稚園・学校等の巡回指導 162回　3,494人 ・２歳３か月歯科相談 44回　664人 ・親と子のよい歯のコンクール 17組	・乳幼児期は、まだ自分で十分に歯や口の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要がある。	1,962	○概ね計画どおり	75	P150	既存	口腔衛生指導の充実	保健センター	・むし歯予防の知識の普及啓発のため、歯科健診・歯科相談及びはみがき教室などの指導を実施する。	・子どもへのむし歯予防の知識普及に加え、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図る。	2,197
75	149	既存	予防接種の推進	保健センター	定期予防接種 ・結核（ＢＣＧ） ・百日せきジフテリア破傷風(ＤＰＴ) ・ジフテリア破傷風(DT) ・麻しん風しん混合(ＭＲ) ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 ・ヒブ感染症 ・小児の肺炎球菌感染症 ・ヒトパピローマウィルス感染症（子宮頸がん等） ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV） ・不活化ポリオ ・水痘 ・B型肝炎（平成28年10月～）	定期予防接種 ・BCG　827人 ・ジフテリア破傷風（DT）　2期　964人 ・麻しん風しん混合（MR）　1期　885人 2期　1,095人 ・日本脳炎 1期初回 1,108人　2回目 1,118人 1期追加 1,118人　2期 1,275人 ・ヒブ　1回目 803人　2回目 791人 3回目 781人　4回目 881人 ・小児肺炎球菌 1回目 817人　2回目 800人 3回目 798人　4回目 907人 ・子宮頸がん　1回目～3回目　各0人 ・百日せきジフテリア破傷風 不活化ポリオ（DPT-IPV） 1回目 807人　2回目 806人 3回目 829人　追加接種 994人 ・百日せきジフテリア破傷風（DPT） 1回目 0人　2回目 0人　3回目 1人 追加接種 2人 ・不活化ポリオ（単抗原IPV） 1回目～3回目　各0人　追加接種 3人 ・水痘　1回目 886人　2回目 851人 ・B型肝炎　1回目 797人　2回目 782人 3回目 783人	・市民や医療機関に対して、国や県からの感染症の流行状況等、予防接種に関する情報の周知に努め、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性について情報提供を行った。 ・過誤接種が起こらないようにチェックリストなどを活用し過誤防止に努めた。また、適宜実施要領も改良した。 ・年度末より、コロナウイルス感染症の流行により、接種率の低下も考えられ、保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分に行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上を図る必要がある。 ・転入者については、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかるとともに、予防接種の情報連携により、正確な記録の把握に努めた。また、転入の手続きが未実施の方に対して、手続きの案内を送付した。	200,224	○概ね計画どおり	76	P151	既存	予防接種の推進	保健センター	（定期予防接種） ・結核（ＢＣＧ） ・百日せきジフテリア破傷風(ＤＰＴ) ・ジフテリア破傷風(DT) ・麻しん風しん混合(ＭＲ) ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 ・ヒブ感染症 ・小児の肺炎球菌感染症 ・ヒトパピローマウィルス感染症（子宮頸がん等） ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV） ・不活化ポリオ ・水痘 ・B型肝炎（平成28年10月～） ・ロタウイルス感染症（令和2年10月～）	・予防接種法に基づき、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性について情報提供を引き続き行う。 ・転入者に対しては、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかり、転入手続きが未実施の方に対しては手紙にて実施の勧奨を行う。また、情報連携を行い正確な予防接種の記録の把握に努める。 ・過誤接種が起こらないようにチェックリストなどを活用し過誤防止に努める。 ・ロタウイルス感染症の予防接種の開始をスムーズに行う。	206,035
76	150	既存	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化 H12～	保健センター	・母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行う。	・保健所主催の千葉県野田保健所母子保健推進協議会への参加 ・保健所管内保健師等業務連絡研究会への参加 ・要保護児童対策会議への参加	・円滑な母子保健の推進を図るため会議や研修会に参加し情報交換を行い連携を図ることが必要である。児童虐待が増加しているため、子ども支援室や母子保健福祉に関わる担当者・保育所・幼稚園、学校関係者との更なる緊密な連携が求められている。	―	○概ね計画どおり	77	P154	既存	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	保健センター	・母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行う。	・医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携強化に努めていく。	―
77	151	既存	母子等医療費の助成の推進 S47.4～	保健センター	・妊産婦の疾患（出産後2か月まで）の医療費に対し助成する。	・母子等医療費助成金申請件数　　52件	・母子健康手帳交付時や両親学級、妊産婦訪問指導等を通して制度の周知を図り、継続した保健指導を行う必要がある。 ・申請者の7割が帝王切開によるものとなっているため制度改正が必要	4,342	○概ね計画どおり	78	P155	既存	母子等医療費の助成の推進	保健センター	・妊産婦の疾患の医療費に対し助成する。	・昨年度に引き続き妊娠出産に起因する疾病を把握し継続した保健指導を行うが,不育症による疾患が主となるように、制度改正を検討する。	4,282
78	152	既存	健康教育の充実 H2～ （生活習慣病等予防講演会）	保健センター	・生活習慣病予防、骨粗しょう症予防等、健康増進について、正しい知識の普及を図り、健康の保持増進に資するため、講演会や保健師等による健康教室等の保健指導や情報提供を行う。	・生活習慣病等予防講演会1回　33人 ・ウォーキング講習会　3回　164人 ・まちなかウォーキング　0回　0人 ・骨太教室　4回　88人 ・骨密度測定　1,107人	・新型コロナウイルス感染症予防の為、集団での健康教育が中止となり、実施回数が減少した。歯周疾患のテーマを取り上げ講演会等を実施した。講演会や健康教育の参加者は比較的高齢の方が多いことから、若い年代が興味のあるテーマ等を取り入れる等して、講演会や健康教育への参加を促していく必要がある。	820	○概ね計画どおり								
										79	P156	新規	子ども支援室による支援の推進	子ども支援室	・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として様々な相談に対応する。 ・発達に課題のある未就学児へ専門職が個別での相談、集団での支援、地域での支援を行う。	・作業療法士、理学療法士等による親子教室、巡回相談支援、施設指導支援を実施する。	
										80	P158	新規	子育て世代包括支援センターの充実	保健センター	・妊娠期から18歳までの児童に関する様々な相談に対応する。 ・要支援者には支援プランを作成し関係機関と連携のもと切れ目なく継続的に支援をすることで、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。	・定期的に支援方針会議を開催し、支援プランの見直しや適切に支援が行われているか確認する。 必要時関係機関と連携をとり、継続的に支援を行う。	
										81	P159	新規	産後ケア事業の整備	保健センター	・令和２年度より出産直後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等の支援を実施する産後ケア事業を開始する。	・出産後、家族等から十分な育児支援等の援助が受けられない家庭を対象に、産後ケア事業としてアウトリーチ（訪問）型を開始する。	

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
79	154	既存	おやこの食育教室の充実 H20～ （おやこの食育教室）	保健センター	・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。 ・離乳食講習会はおおむね6か月児の保護者を対象に、また、おやこ・こどもの食育教室は5歳以上の幼児から中3までのこどもと保護者（小4以上はこどものみでも可）を対象に実施する。	・おやこ、こどもの食育教室 3回　59人（子36人、保護者23人） ・離乳食講習会 11回　110組（子106人、保護者132人）	・調理実習や“食育クイズ”や“たべもののうた”などを通して、食に親しむ中で、楽しく「食育」を行うことができた。 ・食生活の多様化に伴い、食をめぐる諸課題（生活習慣病、朝食欠食等）が顕在化していることを踏まえ、市民一人一人が“食”に関心を持ち、自らの食について考え、正しく判断する力を身に付けられるよう、更に食育を推進していく必要がある。	42	○概ね計画どおり	82	P161	既存	食生活改善推進員活動の充実	保健センター	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行う。 ・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。	・健康づくり料理講習会の開催 ・おやこの食育教室開催 ・広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを年2回発行 ・地産地消費で地場産の料理紹介 ・幼稚園・学校等での食育に関する教室や人形劇の開催	1,724
80	155	新規	食育講座の充実	保健センター	・様々な「食」に関わる講話や体験、調理実習 ・体験を通じ、食への関心を育み、健全な食生活の実践へとつなげる。	・2回　17人	・地産地消をテーマとして講話と調理実習を実施し、参加者からは学びを深められたと好評を得たが、参加者人数が減少したため、教室内容やテーマの設定等検討の必要がある。	140	○概ね計画どおり	83	P162	既存	食育事業の充実	保健センター	・食や健康への関心を育み、健全な食生活が実践できる市民が増えるよう、教室の充実を図り、ライフステージに応じた食育を推進していく。	・離乳食講習会 ・市ホームページ等を活用し、食育に関する情報を発信する	196
81	156	既存	講習会、講演会の充実	保育課	・０歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。	・食と遊びの講習会 ○ 6月21日（金）大人 6人　子ども 7人 ○11月 8日（金）大人 7人　子ども11人 ※保健センター集団指導室、栄養指導室にて 調理実習と親子あそびを実施。	・講習会への参加周知と併せて、内容の充実を図る。	―	○概ね計画どおり	84	P163	既存	講習会、講演会の充実	保育課	・０歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討していく。	―
82	157	既存	食生活改善推進員活動の充実 S46.10～H8.3 （栄養改善推進員） H8.4～ （食生活改善推進員）	保健センター	・健康づくり料理講習会の開催 ・おやこの食育教室開催 ・広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを年2回発行 ・地産地消費で地場産の料理紹介 ・幼稚園・学校等での食育に関する教室や人形劇の開催	・健康づくり料理講習会　24回382人 ・おやこ・こどもの食育教室 3回59人 ・「食生活改善推進員だより」 6月に第40号、2月に第41号を発行し、自治会班回覧 ・地場産料理の紹介 食推オリジナルの枝豆しょうゆまんじゅう 講習会 1回 16人 ・ウオーキングの開催 1回（1コース）8人、1回中止（感染症対策）	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行うことで、食に対する意識が高まってきている。 ・推進員の配置にばらつきがあり、地区によっては同一の事業を実施する際、個人負担が大きくなるところがある。	1,295	○概ね計画どおり	85	P163	既存	おやこの食育教室の充実	保健センター	【事業番号82再掲】		
83	160	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	【事業番号57再掲】				○概ね計画どおり	85	P165	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	【事業番号59再掲】		
84	160	既存	性教育の充実	指導課	【事業番号58再掲】				○概ね計画どおり	86	P165	既存	性教育の充実	指導課	【事業番号60再掲】		
85	161	既存	薬物乱用防止対策事業の推進 H14～	学校教育課 保健センター	・小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努める。	・薬物乱用防止教室を実施 ○小学校実施　15校 ○中学校実施　11校	・薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要がある。 ・警察官等を招いての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの活用を含めて推進していく。中学校については、市内全ての学校が年間1回以上開催できた。	―	○概ね計画どおり	88	P165	既存	薬物乱用防止対策事業の推進	学校教育課、保健センター	・小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努める。	・小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。	―
86	163	既存	休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底 Ｓ56.4～（急病ｾﾝﾀｰ）	保健センター	・休日診療、緊急時の医療体制の周知	・休日診療や急病センターについて、市報、市ホームページ、ちば救急医療ネット、声の便利帳を活用し、周知した。	・休日診療について、市報のレイアウトを変更しわかりやすくした。今後も周知の継続が必要である。	14,900	○概ね計画どおり	89	P167	既存	休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底	保健センター	・休日診療、緊急時の医療体制の周知	・休日診療、緊急時の医療体制の周知を継続実施する。	14,282
87	166	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実 H5.4～	営繕課	・民間賃貸住宅居住支援制度を活用し、住宅情報の提供や入居保証及び家賃助成を行う。 ・市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保している。	・協力不動産物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供　0件 ・入居保証制度利用　0件 ・民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成 12件	・保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっている。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題がある。 ・家賃助成については、入居時の経済的負担軽減を図ることができた。	入居保証料助成 0 家賃助成 1,139	○概ね計画どおり	90	P170	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	・民間賃貸住宅居住支援制度を活用し、住宅情報の提供や入居保証及び家賃助成を行う。 ・市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保している。	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	入居保証料助成 20 家賃助成 1,140
88	168	既存	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施する。	・市内全域の街路樹等の除草、剪定、害虫駆除等の実施。 ○除草面積　52,935㎡ ○高木剪定　2,093本 ○低木剪定　17,595㎡ ○害虫駆除　1路線	・市内都市計画道路や区画整理事業の完了により、街路樹が植栽され緑化が進められているが、管理面積や数量の増加により管理費用が増大している。	69,944	○概ね計画どおり	91	P172	既存	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施する。	・継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努める。	57,573
89	169	既存	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・市内8か所の市民の森及び中央の杜の緑地保全を推進する。	・市民の森8か所と中央の杜の除草、剪定、害虫駆除を実施。 ・三ツ堀地先において、新規保全契約を締結	・都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続して保全し良好な住環境を確保していく必要がある。	7,851	○概ね計画どおり	92	P173	既存	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・市内9か所の市民の森及び中央の杜の緑地保全を推進する。	・現在の市民の森と中央の杜を適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていく。	11,762
90	170	既存	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等に植栽し、緑化の推進を図る。	・こうのとりの里にキンモクセイ８本の植栽を実施	・継続的に事業を推進して都市化による緑の減少をカバーする必要がある。	143	○概ね計画どおり	93	P174	既存	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等に植栽し、緑化の推進を図る。	・継続的に市内各所の公共施設に植栽し緑化を推進する。	640
91	171	既存	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベントなどを開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開する。	・苗木配布　880本 ・花苗配布　480鉢 ・球根配布　600袋	・より一層子供たちも参加できる市民参加型の緑化活動を実施すること、「みどり」普及活動に貢献する人員を増やしていく必要がある。	724	○概ね計画どおり	94	P175	既存	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベントなどを開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開する。	・都市化により減少した潤いややすらぎなどの恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動等を展開する。	760

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
92	173	既存	子どもに配慮した交通安全対策の推進 H12～	市民生活課 管理課	・交通安全施設の設置及び補修については、市内小中学校の通学路を把握するとともに、安全点検を実施し、その結果を基に、関係各課とともに通学路改善会議を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努める。 ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	・信号機の設置（改良）については、令和元年度は設置87件、改良19件を野田警察署に要望している。 ・通学路改善会議での指摘等を踏まえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行った。 ・令和元年度は、朝の街頭指導活動箇所について、委託先の（一社）野田交通安全協会と中央小学校と調整し、街頭指導箇所の変更を行った。	・信号機の設置（改良）の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができない箇所も多い。 ・警察、交通安全協会、自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要がある。また、交通事故防止については、警戒標識等の交通安全施設の設置も、子どもの事故防止には効果がない場合があり、新しい交通安全施設の開発・導入が求められる。	2,790	○概ね計画どおり	95	P177	既存	子どもに配慮した交通安全対策の推進	市民生活課、管理課、指導課	・交通安全施設の設置及び補修については、市内小中学校の通学路を把握するとともに、安全点検を実施し、その結果を基に、関係各課とともに通学路改善会議を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努める。 ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	・引き続いて、令和元年度同様、信号機要望のあった箇所について、すべて野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組む。さらに、通学路改善会議での要望を受け交通安全施設の設置、補修に努める。 ・朝の見守り活動についても、交通状況を把握しつつ活動箇所の検討を行う。	2,800
93	175	既存	道路パトロールによるバリアフリー化の推進 H9～	生活支援課 営繕課	・妊産婦や乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、福祉のまちづくり運動推進協議会に係る関係部署の協力を得て「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設又はその周辺の道路についてバリアフリー対応に修繕すべき箇所を指摘していただきながら、応急的な改修を図る。	・福祉のまちづくりパトロールを実施 〇前期　6月5日（水）実施（4路線） 〇後期　10月8日（火）実施（4路線） 市改修箇所：114箇所(7,917,240円) 県等改修依頼箇所：4箇所 ・公共施設のバリアフリー化:4件(5,031,950円) ・備品購入費(携帯型集団補聴システム)：1件(379,080円)	・市分の指摘箇所114箇所に対して、114箇所全てを改修できた。 ・市の対応箇所以外の指摘箇所については該当機関等に対応依頼を行い、2箇所が改修された。 ・公共施設のバリアフリー化については「ファシリティマネジメントの基本方針」に基づき、平成28年度から総合計画実施計画に位置付けし、公共施設のバリアフリー化工事を実施している。	13,329	○概ね計画どおり	96	P179	既存	道路パトロールによるバリアフリー化の推進	生活支援課	・妊産婦や乳幼児連れの人等全ての人が安心して外出できるよう、福祉のまちづくり運動推進協議会に係る関係部署の協力を得て「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設又はその周辺の道路についてバリアフリー対応に修繕すべき箇所を指摘していただきながら、応急的な改修を図る。	・公共施設や商業施設を中心に半径500m圏内の路線を選定し、公共施設周辺と商業施設周辺でパトロールを実施し、歩行空間の安全確保（バリアフリー化）を図る。 ・公共施設のバリアフリー化計画については、福祉のまちづくり運動推進協議会で決定された事業を実施していく。	13,000
94	176	既存	子育て世帯にやさしい設備の整備 H14～	児童家庭課	・多目的トイレの設置、ベビーキープ、ベビーシート、授乳スペースの設置	・いちいのホールに授乳スペースを設置した。既存の設備の清掃等を実施した。	・子ども連れで訪れる施設についてより一層の施設の充実が必要である。	—	○概ね計画どおり	97	P180	既存	子育て世帯にやさしい設備の整備	児童家庭課	・多目的トイレの設置、ベビーキープ、ベビーシート、授乳スペースの設置 ・乳幼児の授乳やおむつ替えスペースとして「移動式赤ちゃんテント」の貸出。	・子ども連れで訪れる施設について、設備の充実を検討する。	—
95	177	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課	【事業番号32再掲】				○概ね計画どおり	98	P180	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、子ども支援室	【事業番号33再掲】		
96	178	既存	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課 都市整備課 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	・愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進する。 ・重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進する。	・愛宕駅西口駅前広場は用地買収等を進めている。（事業費進捗率21.9%） ＜参考＞ 愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、連続立体交差事業の整備により図られていることから、早期完成を促進している。 （決算見込額679,258千円、事業進捗率53.0%） ・社内で行う教育研修において、妊婦や子供連れの方の乗降に際して、十分な配慮を乗務員に徹底させるよう運行事業者に指導し,一定の成果が出ている。	・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化に向け、連続立体交差事業の早期完成を促進している。 ・愛宕駅及び野田市駅については、千葉県施行の連続立体交差事業で整備を行うため、国庫補助金の配分により事業進捗が影響し、完成まで時間を要す場合がある。 ・野田市駅周辺の道路及び駅前広場の整備は、連続立体交差事業の実施にあわせて整備するため、完成まで時間を要す場合がある。 ・引き続きまめバス乗務員の接遇サービスの向上を図っていく必要があるため、運行事業者に対し、指導を継続する。	愛宕駅西口駅前広場 46,604	○概ね計画どおり	99	P181	既存	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課、道路建設課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	・愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進する。 ・重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進する。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、引き続き愛宕駅西口駅前広場を整備し、バリアフリー化を図る。 ・まめバス乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接遇サービスの向上を図る。 ＜参考＞ ・愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業によりバリアフリー化が図られることから、事業の早期完成を促進している。（当初予算額916,915千円）	愛宕駅西口駅前広場 244,384
97	180	既存	防犯灯等の防犯設備整備の推進	防災安全課	・学校や自治会長等からの要望に基づき、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施する。	・通学路にも配慮した形で、令和元年度は防犯灯を125灯新設し、33灯の寄付を受け、34灯の撤去を行い、令和2年3月末時点、20,848灯となっている。 ・従来の蛍光灯からLED型防犯灯への切り替えを2,196灯行った。 ・防犯カメラを20台新設し、令和2年3月時点で114台稼働している。	・防犯灯の新設については、通学路にも配慮した設置に努めている。 ・防犯灯の設置に伴い、修繕費用及び電気料の負担が増加している。 ・防犯カメラの設置箇所については、各小学校の要望に基づき通学路及び中学校周辺の安全対策として設置した。	116,902	○概ね計画どおり	100	P184	既存	防犯灯等の防犯設備整備の推進	防災安全課	・学校や自治会長等からの要望に基づき、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施する。	・防犯灯については、引き続き、予算の範囲内により計画的に設置し、維持管理を図る。 ・ＬＥＤ防犯灯への切り替えを進める。 ・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスを考慮しながら新設していく。	92,798
98	181	既存	防犯に関する広報啓発の推進等	防災安全課	・市のイベント等における啓発物資等の配布や市報やホームページを活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施する。 ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用した振り込め詐欺に対する注意喚起を行う。	・夏まつり躍り七夕や産業祭などにおいて、子供に配慮した啓発物資を配布し、野田署と連携した防犯キャンペーンを実施した。 ・警察との連携により市内スーパーマーケットＡＴＭ（現金自動預け払い機）付近において、振り込め詐欺や自転車盗に対する注意喚起を行った。 ・市ホームページに防犯対策を掲載するほか、市報に13回掲載したほか、安全安心メールで防犯情報を123件配信した。	・市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されている。 ・今後、さらに市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要がある。	491	○概ね計画どおり	101	P185	既存	防犯に関する広報啓発の推進等	防災安全課	・市のイベント等における啓発物資等の配布や市報やホームページを活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施する ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用した振り込め詐欺に対する注意喚起を行う。	・引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していく。 ・野田警察やスーパー、コンビニエンスストアと連携し、振り込め詐欺に対する注意喚起を行う。	495

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
99	184	既存	家庭教育に関する意識の醸成 H14～　ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ	保育課 指導課	・中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を実施している。小中学校における合同行事、小学6年生の中学校一日体験入学等を実施している。各学校で、他学年との交流活動を実施している。 ・幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場を設ける。 ・幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校での職場見学及び中学校での職場体験における保育体験を実施する。	・キャリア教育（職場体験） 〇中根保育所：12人 〇福田保育所：　7人 〇乳児保育所：　5人 〇幼稚園　　：22人 ・小学校との交流（5歳児の就学前交流） 〇中根保育所：43人 〇福田保育所：30人 ・中学校の職場体験学習では、46人（保育所24人、幼稚園22人）の生徒が保育体験を実施することができた。 ・小学校では、４校の児童が保育所や幼稚園に職場訪問を実施することができた。 ・小学生は、入学予定の市内中学校に、１日体験入学を実施し、中学校生活について学ぶことができた。 ・北部小・七光台小・北部中・野田中央高校・北部公民館で、異年齢交流の場として三世代交流会を実施することができた。	・地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との更なる連携強化が必要となっている。	—	〇概ね計画どおり	102	P188	既存	家庭教育に関する意識の醸成	保育課、指導課	・中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を例年実施しているが、今年度については新型コロナウイルス感染防止の観点から、様々な体験行事、小中学校における合同行事等を中止し、形を変えての実施を考えている。 また状況に応じて小学6年生の中学校一日体験入学や他学年との交流活動を実施してゆく。 ・例年実施している幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場についても状況を勘案しできる範囲で実施して行く。	・引き続き、新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる範囲で幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を通してさまざまな年齢層との触れ合いの場を設ける。	—
100	185	既存	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供 H17～	保育課 指導課	・中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学ぶ。その際、幼児とのふれあいができるよう留意する。 ・キャリア教育の一環の中で、地域の保育所、幼稚園において、職場体験を実施する。家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進する。幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会とする。	・キャリア教育（職場体験） 〇中根保育所：12人 〇福田保育所：　7人 〇乳児保育所：　5人 〇幼稚園　　：22人 ・小学校との交流（5歳児の就学前交流） 〇中根保育所：43人 〇福田保育所：30人 ・中学校の職場体験学習では、46人（保育所24人、幼稚園22人）の生徒が保育体験を実施することができた。地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう中で、自分の成長を振り返り、家族とのかかわりについて考える一助となった。 ・中学３年生では、技術・家庭科の家庭科分野で家族と家庭と子どもの成長について学習した。	・地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との更なる連携強化が必要となっている。	—	〇概ね計画どおり	103	P189	既存	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	保育課、指導課	・中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学ぶ。その際、幼児とのふれあいができるよう留意する。 ・例年キャリア教育の一環で、家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しているが、幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会については、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況によって判断する。	・家族の役割、幼児の遊ぶ意義などについて授業の中で学び、新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる範囲で幼稚園や保育所との交流活動を通した触れ合いの場を設ける。	—
101	186	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 H8～(講演会) H9～(女性情報ｺｰﾅｰ) H10～(ﾌﾚｯｼｭ発行)	人権・男女共同参画推進課 子ども家庭総合支援課	・男女共同参画を進める上で、開催方法等を工夫しながら性別や年代に合わせたテーマによる講演会やセミナーなどを開催し、意識改革を図る。また、男女共同参画に関する様々な制度や情報を収集し、広く市民に提供する。 ・男女共同参画に関する講演会等の開催 ・女性情報コーナーの整備充実 ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行	(子ども家庭総合支援課) ・男女共同参画に関する講演会等の開催 【デートＤＶ講演会】 〇開催日及び対象） 令和元年11月7日（木） 千葉県立清水高校　1年生151人 令和元年11月22日（木） 千葉県立野田中央高校　1年生320人 令和元年11月29日（木） 千葉県立関宿高校　2年生 61人 〇講師　NPO法人レジリエンス 西山さつき　氏、栄田　千春　氏 (人権・男女共同参画推進課) ・女性情報コーナーの整備充実 興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コーナーに男女共同参画関連の図書30冊を整備 （興風図書館25冊、せきやど図書館5冊） ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行 男女共同参画社会についてや相談窓口の紹介などを掲載し、市報折込により全戸配布を行った。	(子ども家庭総合支援課) ・高校生へのデートＤＶについての啓発は、学校側からも高評価を得ており、継続的に実施していくことが望まれているが、県が同様の事業を実施していること、性の低年齢化による中学校での実施が課題となっていることから、教育委員会との協議により小中学校人権教育指導者を対象とした講演会を実施していく。 (人権・男女共同参画推進課) ・女性情報コーナーは、図書館に設置することで、活用状況の把握が容易であり、啓発や情報提供の役割を果たしている。 ・男女共同参画だより「フレッシュ」は、全戸配布することで、相談申込につながるなど、啓発の役割を果たしている。	人権・男女共同参画推進課 46 子ども家庭総合支援課 65	〇概ね計画どおり	104	P190	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	・男女共同参画を進める上で、開催方法等を工夫しながら性別や年代に合わせたテーマによる講演会やセミナーなどを開催し、意識改革を図る。また、男女共同参画に関する様々な制度や情報を収集し、広く市民に提供する。 ・男女共同参画に関する講演会等の開催 ・女性情報コーナーの整備充実 ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行	・男女共同参画に関する講演会等の開催 (子ども家庭総合支援課) 【デートＤＶ講演会】 〇開催日及び対象 ※開催日は調整中 市内小中学校人権教育指導者 千葉県立清水高校1年生 千葉県立野田中央高校1年生 千葉県立関宿高校2年生 〇講師　NPO法人レジリエンス 西山　さつき　氏、栄田　千春　氏 (人権・男女共同参画推進課) 【一般市民向け講演会】 【ワーク・ライフ・バランス講演会】 ・女性情報コーナー 蔵書の貸出状況や、男女共同参画において注目を集める事柄を踏まえ、さらなる充実を図り、啓発や情報提供に努める。 ・男女共同参画だより「フレッシュ」 国の事業や、男女共同参画における問題点を取り上げ、全戸配布を行い、さらなる意識改革に努める。	人権・男女共同参画推進課 154 子ども家庭総合支援課 175
102	188	既存	学校教育における男女平等教育の推進	指導課 人権・男女共同参画推進課	・男女平等教育推進校を指定する。 ・男女平等教育について、適切な学習活動の実践(道徳､学級活動､家庭科､技術･家庭科)を実施する。 ・キャリア教育の取組により、望ましい勤労観、職業観を身に付ける。 ・男女平等教育資料「自分らしく」を活用する。	（指導課） ・学校人権教育研究指定校を木間ケ瀬小学校と柳沢小学校で指定。２年間の研究をとおして、男女平等教育の啓発を含む学校人権教育の実践を行った。 ・両校とも、学校人権教育を道徳科の授業にて実施した。 ・授業実践や校内掲示物など、学校の教育活動全体を通して人権教育に取り組んだ。 ・LGBT・性の多様性理解に関する校長研修を実施した。 （人権・男女共同参画推進課） ・小学校6年生及び中学校2年生に「自分らしく」を配布した。	（指導課） ・学校人権教育の中に男女平等の考えを包含し、道徳科を中心に全教科・領域において「自分も他人も大切にする」授業実践が展開された。 ・LGBT・性の多様性理解について教職員への理解を促進するための研修会の実施等が必要である。 （人権・男女共同参画推進課） ・男女平等教育資料「自分らしく」では、キャリア教育やワーク・ライフ・バランスを取り入れ、職業等を見つける教育を推進した。	（指導課） 242 （人権・男女共同参画推進課） 104	〇概ね計画どおり	105	P192	既存	学校教育における男女平等教育の推進	指導課、人権・男女共同参画推進課	（指導課） ・学校人権教育研究指定校を柳沢小学校と宮崎小で指定。２年間の研究をとおして、男女平等教育の啓発を含む学校人権教育の実践を行う。 ・全ての子どもたちにわかる授業を提供するためユニバーサルデザインの視点を持った教育を推進する。 ・LGBT・性の多様性理解に関する教職員の理解促進を図る。 (人権・男女共同参画推進課) ・小学校６年生及び中学校２年生に「自分らしく」を配布し、キャリア教育の遂行に役立てる。	・男女平等教育推進校を指定する。 ・男女平等教育について、適切な学習活動の実践(道徳､学級活動､家庭科､技術･家庭科)を実施する。 ・キャリア教育の取組により、望ましい勤労観、職業観を身に付ける。 ・男女平等教育資料「自分らしく」を活用する。 ・教職員対象でLGBT・性の多様性理解促進のための研修会を実施する。	指導課 270 人権・男女共同参画推進課 158

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
103	189	既存	学校での子育て意識の啓発 H12～	指導課 生涯学習課	・子育てに関する講演を、各学校で実施する。 ・「家庭教育手帳」「学校から発信する家庭教育支援プログラム」のデータ活用について、学校や関係機関における促進を図り、家庭でのしつけや教育に役立つ情報を提供する。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行う。	・新入生保護者説明会の場を活用し、家庭教育講演会等を開催した。 〇就学時健康診断時家庭教育講演 小学校20校 1,169人 〇出前家庭教育講演 中学校11校 1,010人 ・県が推進する「学校から発信する家庭教育支援プログラム」について、学校等に周知し、プログラムの活用促進を図った。各学校において、有効的な活用が図られた。 ・ひばり教育相談や県のスクールカウンセラー（中学校１１校、小学校４校に配置）による教育相談を通年行い、子育てに対するアドバイスや支援を行った。	・子育てに関する情報提供や相談機関など、周知を図る必要がある。情報や相談の活用が円滑に行われる仕組みが必要である。 ・不登校の背景として複数の要因を抱えている児童生徒、または長期にわたる対応が必要な児童生徒について、教育相談担当者や児童生徒と関わる周囲の人材の一層の研修が必要である。	（指導課） 14,732 （生涯学習課・公民館） 245	〇概ね計画どおり	106	P193	既存	学校での子育て意識の啓発	指導課、生涯学習課	・子育てに関する講演を、各学校で実施する。 ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関における活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーションなど家庭教育に関する情報を提供する。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行う。	・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、一層の周知を図り、家庭教育に関する具体的な手立てなどの情報提供を行う。千葉県のホームページからのデータ入手が可能であり、入手方法についても周知を図る。 ・教育相談活動や学校における教育活動を通して、家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにする。	（指導課） 16,293 （生涯学習課・公民館） 310
104	191	既存	確かな学力の向上 H14.4～	指導課	・学力向上を目指し、市内全小中学校で第２・第４土曜日を原則とした土曜授業を実施する。土曜授業は教育課程に位置付け、平日になかなか取り上げられない補充的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行う。	・土曜授業アシスタントとして、133名の方にご協力をいただいた。 ・土曜授業では各学校の実態に応じて習熟度別学習や少人数授業の学習形態を取り入れるとともに、ＮＩＥ学習にも取り組み，自分の考えをもたせることに力を入れてきた。	・土曜日に授業を実施することに対して、肯定的ではない児童生徒、保護者がおりますので、「土曜日に学校で学習できてよかった。」と児童生徒が感じることができるように、さらに学習内容・学習形態を工夫する必要がある。 ・新学習指導要領の趣旨を十分に生かすことができるような教育課程を編成する必要がある。	21,699	〇概ね計画どおり	107	P195	既存	確かな学力の向上	指導課	・学力向上を目指し、市内全小中学校で第２・第４土曜日を中心に月１回程度の土曜授業を実施する。 ・土曜授業は教育課程に位置付け、通常授業の他、平日になかなか取り上げられない補充的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行う。	・各学校の実態に応じて、学校ごとにカリキュラムを組み、算数・数学を中心とした重点的な指導や補習・発展的な学習を行う。 ・土曜授業を活用し、児童生徒の学習機会の保障と学習内容の定着のため、授業時数の確保を図る。	24,854
										108	P196	新規	子ども未来教室の開催	生涯学習課	・全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行う。	・希望する市内公立中学生及び授業への理解の差が目立ってくる市内公立小学校３年生を対象として、中学生は英語と数学、小学生は国語と算数を中心とした学習支援を行う。	39,157
105	192	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課 児童家庭課 青少年センター	【事業番号60再掲】				〇概ね計画どおり	109	P197	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	【事業番号62再掲】		
106	193	既存	教育相談、指導体制の充実 H12～	指導課	・ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・ひまわり相談では、未就学児の発達等の相談を行う。 ・適応指導学級では、学校や家庭と連携して、不登校の解消を目指す。	・ひばり教育相談、適応指導学級において、学校や保護者との連携を図りながら、悩みや不登校の解消につないだ。 (R元年度相談実績　延べ2624件) ・野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校に訪問し、教育相談及び支援にあたった。 （R元年度訪問相談実績　延べ268件、支援回数　延べ542回） ・ひまわり相談において、保護者の話を丁寧に聞き取り、未就学児の発達相談等に対応した。（R元年度実績　延べ26件）	・教育相談の内容は、複雑化、深刻化している。専門知識を持つ者や関係機関と連携して対応する体制をさらに充実させていく必要がある。 ・保育園幼稚園、小中学校等の連携を強化し、長期にわたり継続して見守る体制が必要である。	27,430	〇概ね計画どおり	110	P198	既存	教育相談・指導体制の充実	指導課	・ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・ひまわり相談により、個に応じた就学につなげる。 ・適応指導学級では、学校や家庭と連携し、保護者や児童生徒に寄り添いながら、不登校の解消を目指す。	・ひばり教育相談相談員を増員し、相談の充実を図る。 ・関係機関と連携する体制をさらに充実させ、複雑化、深刻化している相談内容に対応する。 ・相談員の研修や事例検討会等を行い、専門的力量を高める。 ・適応指導学級の支援方法の工夫と改善を図る。 ・ひまわり相談の実施。⇒就学相談へのつながり、関係機関との連携。	33,553
107	194	既存	体験学習等教育内容の充実	指導課	・学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備など教育活動を支援する体制づくりを行う。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図る。	・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の一つ「特別授業」では、小学生1,198名、中学生585名が、教授をはじめ院生・学生の協力で楽しい授業を体験することができた。キャリア教育では、福田第一小・福田第二小・山崎小・みずき小の４校の187名が研究室訪問を行い、各研究室で教授よりわかりやすく講義いただき、科学技術に興味関心を持つ機会になった。「学生・院生派遣事業」では、オープンサタデークラブや放課後補習に学生支援ボランティアの支援をいただいた。 ・中学２年生対象の「キャリア教育」では、４００を超える事業所との連絡調整を行い、職場体験等を実施した。	・キャリア教育や読書環境、特別授業の実施、環境整備が充実した。また、地域との合同行事や伝統文化体験等への参加が徐々に浸透してきた。 ・地域人材が支援ボランティアとして学校に関わることで、「開かれた学校づくり」につながっている。 ・特別授業等で得られたノウハウや地域ボランティアとの交流をさらに活性化させるとともに、新たな人材の発掘が課題である。 ・特別授業は、学校の年間計画に組み込まれ、発展的な授業として定着した。 ・コミュニティ・スクールに向けて、各学校に周知をしていくことが課題である。	3,180	〇概ね計画どおり	111	P199	既存	体験学習等教育内容の充実	指導課	・学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備など教育活動を支援する体制づくりを行う。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図る。 ・体験の活動の有効性から、教育活動全体を通し、多くの場面で体験的活動を取り入れられるよう工夫していく。	・担当課と学校が多方面から地域住民への働きかけを行い、理解と協力を高められるよう広報活動に努める。 ・学校のニーズに合わせ支援内容を共有化させ、学校支援地域本部の活動を推進する。 ・地域と学校の ・司書、地域コーディネーターを中心として読書環境のさらなる充実に努める。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業をさらに推進し、より多くの児童生徒が特別授業を体験できるよう努める。	3,379

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
108	195	既存	学校外体験活動の推進 H12～	公民館	・公民館主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。	(公民館主催による講座) ・生涯学習センター（野田公民館） ○「親子体験教室～母の日お母さんありがとうパン作り～」 1回 23人 ○「親子体験教室～父の日お父さんありがとうピザ作り～」1回 12人 ○「手作りプラネタリウム公演と星空観望会」 1回 114人 ・東部公民館 ○「冬休みチャレンジ講座」 1回 54人 ・南部梅郷公民館 ○「生物多様性講座　のぞいてみよう里山から顕微鏡まで」2回 延べ30人 ○「親子で作る しめ縄・リースで正月を迎えよう」 1回 18人 ・北部公民館 ○「冬休み子どもの学び舎　書初め教室」 4回 延べ80人 ○「冬休み子どもの学び舎　博物館出前授業」 1回 16人 ・川間公民館 ○「親子で学ぶ生物多様性講座～生物多様性講座～」 6回 285人 ○「子どもオリンピック・パラリンピック体験講座」 4回 77人 ○「小学校将棋講座」2回 27人 ○「冬休み子ども体験教室」9回 191人 ・福田公民館 ○「子どもチャレンジひろば」 1回 3,249人 ○「生き物たちの豊かな世界」2回 18人 ・関宿中央公民館 ○「ひのき教室」12回 338人 ・関宿公民館 ○「関宿あおぞらまつり」 1回 400人 ・二川公民館 ○「学校支援講座～ロックソーラン入門・手品クラブ・大正琴教室・マナー講座」 22回 延べ359人 ・木間ケ瀬公民館 ○「おはなし広場」 12回 961人 ○「幼・保就学前園児交流会」 1回 48人 （「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」） ・市内11公民館54コース 延べ2,992人 ※生物多様性講座を含む	・少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱いため、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければならない。その中で、特に、各公民館で実施の「子どもの学び舎 夏休み子ども自習教室」については、年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができたと子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けている。	1,831	○概ね計画どおり	112	P201	既存	学校外体験活動の推進	公民館、生涯学習課	・公民館主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。	・元年度に引き続き、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・さらに、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」の開設により、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていく。	1,728
109	197	既存	国際理解教育の推進	指導課	・外国語指導助手（ＡＬＴ）を中学校に３名、小学校に５名配置し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化・習慣に触れることで、国際感覚の養成と国際理解教育の推進を図る。 ・英語に堪能な地域人材を小学校に配置し、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化や習慣を学ぶ機会をもつ。 ・中学生の英語での自己表現力や学習意欲を図るための「野田市イングリッシュ道場」の実施 ・教員の指導力向上のための研修の充実を図る。	・１３名の外国語指導助手（ＡＬＴ）を直接雇用し、３名を中学校、１０名を小学校に配置し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上につながった。 ・英語に堪能な地域人材を小学校に配置することで、児童のコミュニケーション能力の向上や、教員とＡＬＴとの連携に役立った。 ・中学生を対象とした「野田市イングリッシュ道場」を実施し、２年生２３名、３年生１９名が参加した。ALTとの交流を通して、英語への学習意欲や自己表現力の向上が見られた。 ・小中学校教員を対象とした研修を実施し、指導力向上に役立った。	・外国語指導助手（ＡＬＴ）や地域人材を活用した、より効果的な指導方法の研究を行っていく必要がある。 ・令和２年度の小学校新学習指導要領完全実施に向け、特に小学校高学年における、教科書に基づいた授業内容の工夫や評価方法について、外国語指導助手（ＡＬＴ）とともに、さらに理解を深めていく必要がある。 ・「野田市イングリッシュ道場」をとおして、参加した生徒の英語での自己表現力や学習意欲の向上に寄与することができた。 ・令和３年度からの中学校新学習指導要領完全実施に向け、小中連携のための研修を行う必要がある。	47,465	○概ね計画どおり	113	P203	既存	国際理解教育の推進	指導課	・外国語指導助手（ＡＬＴ）や英語に堪能な地域人材をさらに有効的に活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てる。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」は中止となるが、日頃の授業における学習指導の内容を工夫し、生徒の自己表現力や学習意欲の向上を図る。 ・小中学校教員を対象にした研修を実施し、指導力向上に役立てる。	・ＡＬＴや地域人材とともに、必要に応じてICT機器やデジタル教科書、学習動画を活用した授業の工夫を進める。 ・小学校教員、中学校教員を対象とした、新学習指導要領に対応する外国語教育に関する研修を実施する。	
110	198	既存	文化センター事業の充実	生涯学習課	・委託文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。	・ミュージックフェスタ2019 again （9月15日） ・おかあさんといっしょ　ガラピコぷ～がやってきた！！ （12月8日）	・子どもや子どものいる家庭向けの自主文化事業を展開し、3,264人の来場者を得られた。 ・文化会館の指定管理者制度導入に伴い指定管理者が事業を実施するが、事業の内容や周知方法等を検討し、一層の集客を図る必要がある。	2,343	○概ね計画どおり	114	P204	既存	文化センター事業の充実	生涯学習課	・委託文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。	・しまじろうコンサート （2月23日） ・ミュージックフェスタ2021 （3月21日）	2,140
111	199	既存	子ども放送局事業への参加 H20～	生涯学習課	・野田公民館の情報活用コーナーにおいて、子ども放送局事業をインターネットにて視聴する場を提供する。 ※ 平成20年度から、教育情報衛星通信ネットワーク事業は「子ども放送局事業」（文部科学省のインターネットを活用した教育情報発信事業）へ移行した。 ※ 子ども放送局事業は、国立青年教育振興機構が運営するサイトで、子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を製作し、インターネットで配信することにより子どもたちの様々な体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていくことを目的としている。 ・引き続き、インターネットで配信されている子ども放送局事業を活用し、子どもたちの様々な体験活動を促進するとともに、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図る。	・子ども放送局事業のインターネット配信が無くなったことから、視聴の場の提供は行っていない。	・子ども放送局事業は、子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を配信することにより、子どもたちの様々な体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていくことを目的としていたが、インターネット配信が無くなったことから、視聴の場の提供は行っていない。子どもたちの体験活動の促進、重要性の啓発・普及については、引き続き、公民館講座等において実施していく。	―	△一部実施								

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
112	200	既存	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 S50～(釣り大会) H15～(野球教室) H20～(子どもの学び舎)	生涯学習課 スポーツ推進課 青少年課	（生涯学習課11公民館） ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。 （青少年課） ・柔剣道大会、親子映画会、子ども釣大会、少年野球教室を継続し、子ども達が心から楽しみ、何かを学びとることが出来るような行事を実施する。	（生涯学習課　11公民館） ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」（事業番号108再掲） 　11館で実施。54コース　延べ2,992人 （スポーツ推進課） ・【市民駅伝】 　○日　時：令和元年11月17日 　○参加者：920人 ・【野田むらさきの里ふれあいウオーク】 　○日　時：令和元年10月27日 　○参加者：249人 （青少年課） ・柔剣道大会、子ども釣大会、少年野球教室、親子映画会を実施。これらのイベントを通し異世代間の交流、親子のふれあいを図りながら、子供たちの社会性、人間性を育むことを目的に開催した。 ・【柔剣道大会】 　○日　時：平成31年4月21日 　○場　所：野田市総合公園体育館 　○参加者：404人 【子ども釣大会】 　○日　時：令和元年6月1日 　○場　所：旧関宿クリーンセンター調整池 　○参加者：510人 【少年野球教室】 　○日　時：令和元年12月1日 　○場　所：野田市総合公園野球場 　○参加者：256人（関係者除く） 【親子映画会】 　○日　時：令和元年11月16日 　○場　所：文化会館大ホール 　○参加者：約200人	（生涯学習課　11公民館） ・各公民館で実施の「子どもの学び舎・　夏休み子ども自習教室」については年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができたと子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けている。 （スポーツ推進課） ・令和元年度第1回となる野田むらさきの里ふれあいウオークを開催。市民の方111名、市外の方138名計249名参加 （青少年課） ・柔剣道大会、子ども釣大会、少年野球教室、親子映画会ともに盛況でした。	（生涯学習課） 1,100 （スポーツ推進課） 1,123 （青少年課） 625	○概ね計画どおり	115	P205	既存	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課	（生涯学習課・公民館・生涯学習センター） ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。 （スポーツ推進課） ・今後も引き続き大会内容の充実を図る。 （青少年課） ・子ども釣大会、少年野球教室を継続し、子ども達が心から楽しみ、何かを学びとることが出来るような行事を実施する。	（生涯学習課・公民館・生涯学習センター） ・元年度に引き続き、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設することにより夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていく。 （スポーツ推進課） ・市民駅伝競走大会 ・第2回野田むらさきの里ふれあいウオーク （青少年課） ・柔剣道大会、子ども釣大会は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。 （少年野球教室は検討中）	（生涯学習課・公民館） 1,106 （スポーツ推進課） 1,039 （青少年課） 587
113	202	既存	学校保健教育の推進 H10～ （生活習慣病健診） H2～ （サマースクール）	学校教育課	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	・生活習慣病健診：1,126名（小4、小6有所見者で希望者） ・サマースクール（生活習慣病対策の一環）：68名（小4以上の希望及びその保護者） ・保健指導：144名（肥満傾向にある児童生徒の希望者）	・健康問題の解決には学校での推進及び体制の確立のみならず、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むことが必要であり、地域に根ざした健康教育の取組が必要である。 ・生活習慣病健診の対象者である小4の受検率は73.4ポイント、小6の受検率は67.7ポイントであった。サマースクールについては、関宿中央小学校で実施した。引き続き積極的な働きかけを行い健康・自分の体への意識を高める指導・支援が必要である。	—	○概ね計画どおり	116	P207	既存	学校保健教育の推進	学校教育課	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	—
114	203	既存	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	・市内全中学校を対象に、柔道4人、剣道2人の講師を各校に1人ずつ派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域及び運動部活動をティームティーチングにより指導を行う。	・市内中学校の保健体育「武道」の授業の安全と指導の充実のため武道講師を派遣し、保健体育担当教委員とともに授業を行った。また保健体育担当教員の指導力と技術向上ための連絡会を３回実施した。（会議１回・実技研修２回） 　〇剣道：講師２名（３校に派遣） 　〇柔道：講師４名（７校に派遣） ・部活動に外部指導者を活用し、今年度より部活動指導員の取組もはじめた。	・各中学校の保健体育担当教員と武道講師の専門的な指導・協力のもと、礼法や基本となる技を中心に武道の学習を行うことができた。安全面については、今後も配慮を続けていく。 ・若い教職員が増えているので、若手の育成も課題である。 ・各学校で選択している種目にかかわらず、実技講習会への参加を勧める。 ・部活動指導員については、今年度、２名（レスリング部、ソフトテニス部）を配置し、顧問の業務削減につながった。	1,610	○概ね計画どおり	117	P208	既存	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	・市内全中学校を対象に、柔道4人、剣道2人の講師を各校に1人ずつ派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域及び運動部活動をティームティーチングにより指導を行う。 ・部活動指導員の導入をすすめ、効率の良い部活動運営を目指すとともに、教員の業務削減につなげる。 ・今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から身体接触がある柔道、多くの生徒が防具を共有する剣道の授業のあり方を工夫する。	・柔道４人、剣道２人の講師を中学校に１名派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域を保健体育担当教員とティームティーチングにより指導を行う。また保健体育担当教員の指導力と技術向上ための全体連絡会はコロナ感染症対策で行えないが、学校ごとに行う。 ・部活動指導員については、今年度、４名配置されているが、来年度はさらに２名の追加を目指し、さらに効率の良い部活動運営を目指す。	2,887
115	204	既存	学校評議員制度の充実 H15.4～	学校教育課	地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ・その他校長が必要と認める事項	・市内全小中学校に151名の評議員が委嘱されている。（1校当たり5名以内）	・開かれた学校づくりを推進するには､保護者や地域住民等の意向を把握･反映すると共に､情報発信する必要がある。その点で学校評議員は地域と学校を結ぶパイプ役としての大切な役割が今後も期待されている。 ・今後は、地域の目で学校運営を点検･評価･支援することをより強力に推進し、学校が実施した自己評価の結果を評価する学校関係者評価について､中心となって進めていただくことが求められている。	255	○概ね計画どおり	118	P209	既存	学校評議員制度の充実	学校教育課	・地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ・その他校長が必要と認める事項	・地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ・その他校長が必要と認める事項	465
116	205	既存	幼稚園の施設整備の推進	教育総務課	・園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように､現状の施設を必要に応じて改修する。	・保育室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 ・野田幼稚園テラス縁下がり壁補修工事 ・関宿南部幼稚園擁壁設置工事 ・関宿中部幼稚園遊具修繕工事	・経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていく。	8,043	○概ね計画どおり	119	P210	既存	幼稚園の施設整備の推進	教育総務課	・事業内容 園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように､現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。	・野田幼稚園遊戯室床改修工事 ・施設の教育環境整備のための改修工事等	21,970
117	206	既存	学校施設整備の推進	教育総務課	・児童・生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童･生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように､現状の施設を必要に応じて改修する。	・トイレの洋式便器設置工事、普通教室、特別教室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 ・中央小学校トイレ改修工事 ・福田第二小学校トイレ改修工事 ・二川小学校屋上防水改修工事 ・二川小学校他２校消防設備改修工事 ・柳沢小学校渡り廊下改修工事	国の補助金を活用し、女子用トイレの洋式化率の向上に取り組む。	191,877	○概ね計画どおり	120	P211	既存	学校施設整備の推進	教育総務課	・事業内容 児童生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように､現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。 また、女子トイレの洋式化率70%を目標として、更なる洋式化に取り組んでいく。	・北部小学校トイレ改修工事 ・二ツ塚小学校給水設備改修工事 ・東部中学校トイレ改修工事 ・第二中学校防球ネット改修工事 ・施設の教育環境整備のための改修工事等	409,235
118	208	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	【事業番号46再掲】				○概ね計画どおり	121	P213	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	【事業番号48再掲】		

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
119	209	既存	保育所・幼稚園・小学校との連携強化 H14～	指導課 保育課	・小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施する。 ・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、反省をまとめる。	・就学前の生活環境、就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるように保育所･幼稚園･こども園・小学校が連携した。さらに、教育内容の充実や共通理解を図った。 ・幼・保・こ・小連携の先進的な取り組みを行っている自治体の取り組みを研修会の中でご講義いただいた。	・年間２回の連絡会で担当者が直接話し合い、計画的な交流活動を通して、情報交換が効果的に行われた。 ・遠距離のために交流活動の実施が難しい地域の場合の、情報交換の持ち方を確認することができた。 ・幼児期・学童期のスムーズな接続について考える機会となった。	11	○概ね計画どおり	122	P213	既存	幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化	指導課、保育課	・小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施する。 ・ 2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、反省をまとめる。（1回目の実施は中止。） ・新型コロナウイルス感染予防という観点から、交流の新たな形を模索して行く。	・就学前の生活環境、就学状況等の情報交換の在り方を例年とは異なる形で考える。 ・幼・保・こ・小連携の先進的な取り組みの紹介を行う。	42
120	211	既存	家庭教育学級の整備、充実 S39～	公民館	・講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱いている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図る。 ・引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	・家庭教育学級(小学コース) 8コース　46回　5,013人参加 ・家庭教育学級小学コース運営委員会 8コース　8回　212人参加 ・家庭教育学級(幼児コース) 2コース　11回　128人参加 ・就学児健康診断時家庭教育講演(小学校) 20回　1,169人参加 ・出前家庭教育講演(中学校) 10回　1,010人参加 ・すくすく広場 南部梅郷公民館　前期4回　49人 後期4回　76人	・就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めた。今後も、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り家庭の教育力の向上に努めていく必要がある。 ・また、子育て期にある親の全ての参加が望ましいが、参加できない親もいるのが実情である。そのため、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り、家庭の教育力の向上に努めていく必要がある。	1,182	○概ね計画どおり	123	P215	既存	家庭教育学級の整備、充実	公民館	・講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱いている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図る。 ・引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	・元年度に引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	1,616
121	212	既存	世代間交流事業の充実	青少年課 指導課	【事業番号38再掲】				○概ね計画どおり	124	P216	既存	世代間交流事業の充実	青少年課、指導課	【事業番号39再掲】		
122	212	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課 高齢者支援課	【事業番号62再掲】				○概ね計画どおり	125	P216	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	【事業番号64再掲】		
123	213	既存	野田市総合公園の整備	スポーツ推進課	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	・スケートボードパーク床修繕 ・総合公園駐車場区画線補修工事 ・総合公園階段補修工事 ・陸上競技場改修工事 ・浄化槽修繕工事 ・庭球場時計設置工事 ・トレーニング室空調機交換工事	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	62,208	○概ね計画どおり	126	P216	既存	野田市総合公園の整備	スポーツ推進課	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	・電気設備高圧ケーブル改修工事 ・庭球場人工芝修繕工事	60,386
124	214	既存	野田市スポーツ公園の整備 H15～17(三ツ堀里山自然園整備)	みどりと水のまちづくり課	・三ツ堀里山自然園について、市民ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。	・市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理。 ・里山まつり、各観察会の実施。 ・水田でのもち米栽培、かかし作りの実施。	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベント及び観察会等が実施できた。	2,125	○概ね計画どおり	127	P217	既存	野田市スポーツ公園の整備	みどりと水のまちづくり課	・三ツ堀里山自然園について、市民ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。	・今後も「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け維持管理やイベント等の開催を実施していく。	2,280
125	215	既存	春風館道場の整備	スポーツ推進課	・利用者の安全性を確保し、武道に親しむことができる場所を提供する。	・道場玄関引戸電灯修理 ・弓道場的場通路電灯外灯修理 ・剣道場電灯修理 ・管理室エアコン修理 ・男子更衣室引戸レール修繕 ・道場正面杉戸板修理 ・女子更衣室押入れ電灯修理 ・弓道場(巻藁場)電灯修理 ・柔道場巾木修理 →各修理指定管理者対応	・今後も広く子どもたちが安全に武道に親しむ場を提供していく必要がある。	—	○概ね計画どおり	128	P218	既存	春風館道場の整備	スポーツ推進課	・利用者の安全性を確保し、武道に親しむことができる場所を提供する。	・柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことができる場所として提供する。	—
126	216	既存	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課 商工観光課 保育課	・キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組む。 ・小学校６年生による職場見学、中学校２年生による３日間連続の職場体験を実施する。 ・地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会で呼びかける。	・市内中学校２年生が職場体験を実施（11校1,237人） ・市内小学６年生が職場訪問を実施（14校837人） ・小中学校９年間を見通したキャリア教育の充実 ・主に地域の社会人をキャリアアドバイザーとして招いての講話を各学校で実施 ・６１９の事業所が受け入れ協力事業所となり、小学生または中学生に地域による教育の機会を提供をしていただいた。	・「キャリア教育」をとおして、仕事に対する意識を改めたり、仕事をする大人との関わりをとおして将来について考えたりするという有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていけるように、より一層の働きかけが必要である。 ・体験はあくまでも「きっかけ」であり、事後につながる指導を各校で工夫して取り組んでいくことが、地域教育力の向上につながると考える。 ・職業の種類も多様になってきている現状をふまえ、受け入れ事業所の開拓を行う必要がある。	631	○概ね計画どおり	129	P219	既存	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課、商工観光課、保育課	・キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組む。 ・地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会で呼びかける。 ・今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から、小中学生が各事業所に出向いてのキャリア教育に伴う体験・見学は実施せず、講演会等の形で実施する。	・「職場体験・職場訪問」を実施することにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会をつくるが、今年度については新型コロナウイルス感染予防の観点から、小中学生が事業所に訪問してのキャリア教育は実施せず、講演会など縮小した形で実施する。 ・地域において働く大人と地域の学校に通う子どもとが知り合う機会を捉え、より一層「地域の子どもは地域で育てる」という意識の高揚に努める。	871
127	218	既存	青少年センターの機能の充実	青少年センター	・環境浄化活動として、市内の電柱及び電話柱の違法ビラ撤去を推進するため、現地調査を実施する。 ・年間1回、補導員及び相談員による合同環境浄化活動を実施する。	・「189（いちはやく）」の広報ビラの配布活動 ○実施回数：1回 ○参加者：補導員11人、相談員12人 指導員2人、青少年課2人	・子ども達を取り巻く環境を良くするための活動に変更し、補導員、相談員合同で川間駅にて「189（いちはやく）」の広報ビラを配布した。	—	○概ね計画どおり	130	P221	既存	青少年センターの機能の充実	青少年センター	・年間1回、補導員及び相談員の合同で、子ども達を取り巻く環境を良くするための活動をする。	・「189（いちはやく）」の広報ビラの配布活動	—
128	219	既存	青少年問題行動防止活動の推進	青少年センター	・生徒指導主任連絡会議の継続実施 ・補導活動の推進 ・子ども達を取り巻くインターネット問題について、大人（保護者）としてどうすればよいのか認識を深めていただくため、講演会を実施していく。	・生徒指導主任連絡会議に参加し、各学校間で問題行動のある子ども達について情報交換をおこなった。 ・年間を通し補導活動を実施した。（延754回、延2,137人） ・青少年の健全育成を目的とし、大人向けのインターネットに関する講習会を実施した。 ○日　時：令和元年7月7日 ○場　所：市役所8階大会議室 ○参加者：58人（関係者除く）	・情報モラル講習会の講義内容は有益だが、講師及び参加者団体（青少年補導員、青少年相談員、PTA）が例年同じである。	—	○概ね計画どおり	131	P221	既存	青少年問題行動防止活動の推進	青少年センター	・生徒指導主任連絡会議への参加 ・補導活動の推進 ・大人（保護者）を対象とした情報モラル講習会の実施	・生徒指導主任連絡会議に参加予定 ・情報モラル講習会については、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら開催時期を検討中 ・青少年補導員及び社会教育指導員による補導活動を実施	—

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
129	220	既存	情報モラル教育の推進	指導課	・市主催教員向けのICT活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的にモラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努める。ネット社会の中で生活していかなければいけないことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努める。	・各校の実態に応じて市で提携している情報モラルサービス等を活用し、児童生徒や保護者を対象に情報モラル学習が実施された。 （実施授業回数） 小学校：児童向け　２１回 教職員向け　１回 保護者向け　３回 中学校：生徒向け　３回 保護者向け　６回 ・抽出６校（小学校３校、中学校３校）によるネット利用における実態調査を行い、児童生徒の現状を把握した。 ・各学校ごとに、学校便りやホームページなどを活用し、保護者・家庭への情報モラルに関する呼びかけを行った。 ・中学1年生に対してSNSを利用したいじめの傍観者にならないための出前授業を実施しネットいじめについて学習した。	・市内各小中学校において実態に基づいた情報モラル教育が進められた。 ・家庭の指導力・教育力に負うところが大きい。学習参観などの機会を生かしながら児童生徒と共に保護者も参加できるような場を設定し、家庭における情報モラルの向上を推し進める必要がある。 ・SNSにおけるいじめなどの人権侵害が生徒指導上の問題となるケースがあるので、引き続き指導が必要である。	888	○概ね計画どおり	132	P222	既存	情報モラル教育の推進	指導課	・市主催教員向けのICT活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的にモラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努める。ネット社会の中で生活していかなければいけないことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちがICT機器を扱う時間が大幅に増えること、またこの機会に始めて使用する子どもが増えることが予想されるため、様々な機会を通し情報モラル教育に取り組んでいく。	・市で提携している情報モラルサービス等を積極的に活用し、児童生徒や保護者を対象に情報モラル学習が実施していく。 ・実態調査を活用し、児童生徒の状況を把握する。また、その情報と関連させながら、外部講師を活用した職員の研修を行い、現場の指導力を高めていく。 ・「STOP　IT」を活用し、いじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進める。	880
130	223	既存	「親子の交通安全大会」への参加の呼びかけ	市民生活課	・子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と野田交通安全協会が各幼稚園に出向き交通安全教室等を行う。	平成27年度より、社会情勢の変化・多様化などから、野田警察署と（一社）野田交通安全協会が、各幼稚園からの要望を受けて幼稚園に出向いて、より身近な交通安全教室等を行う方針に転換した。		—	○概ね計画どおり	133	P225	既存	幼児・園児に対する交通安全教育	市民生活課、学校教育課、保育課	・子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と（一社）野田交通安全協会が、毎年市内の保育所や幼稚園に出向き交通安全教室等を行う。	・引き続き交通安全教室を実施し、さらに交通安全協会等による交通安全推進活動を実施しながら、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいく。	—
132	225	既存	チャイルドシート貸出事業の推進 H12～	社会福祉協議会	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	・貸出実績：３２２件	・貸出待機者もなく、円滑な貸し出しが実施できた。 ・老朽化しているチャイルドシートの入替えを引続き実施する必要がある。	924	○概ね計画どおり	135	P227	既存	チャイルドシート貸出事業の推進	社会福祉協議会	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	844
133	227	既存	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課 青少年課	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費生活センターのＰＲを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、青少年の消費者問題について広く市民に啓発する。	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ消費生活センターのＰＲを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに消費者問題について広く市民に啓発を図った。 ○消費生活展:2日間(産業祭と同時開催) ○消費生活セミナー:1回 ○出前講座:5回	・消費者被害防止のため、消費生活センターの事業内容等について啓発を実施しているが、青少年に関わりのある団体等からの出前講座の申込みは無かった。 今後、成人年齢の引き下げにより、青少年への消費者問題対策が重要となってくることから、学校や野田市子ども会育成連絡協議会などの関係団体に働きかけていく必要がある。	279	○概ね計画どおり	136	P229	既存	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課、青少年課	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費生活センターのＰＲを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、青少年の消費者問題について広く市民に啓発する。	・引き続き、消費生活センターの周知を図る。また、市報掲載や、まめメールを随時配信するなど、注意喚起や啓発活動に取り組んでいく。	475
134	228	既存	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	防災安全課 指導課 青少年課	（防災安全課） ・野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動の実施 ・防犯推進員（警察官経験者）による「まめぱん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室の実施 ・安全安心メール防犯情報の配信 （指導課） ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築する。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応する。 （青少年課） ・野田市子ども安全メールの配信 ・野田市学校警察連絡協議会との連携	（防災安全課） ・野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施された。また、10月開催の防犯組合情報交換会では、各支部間の交流と情報交換による防犯力の向上を目的に各支部での取り組みを話し合った。 ・防犯の拠点として開設した「まめぱん」は、毎日午後2時から午後7時まで防犯推進員を配置し業務にあたった。 北部まめぱんの令和元年度利用は、延べ265件。 ・青色回転灯搭載の防犯パトロール車2台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせ延べ240日間実施した。 ・安全安心メール（まめメール）で防犯情報を123件配信し、防犯意識の向上を図った。 ・防犯推進員による防犯教室を市内全20校の小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導した。 （指導課） ・子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行った。特に、学校からの防犯の観点による通学路の改善要望をとりまとめ、関係各課と連携して進めた。防災安全課と連携した防犯推進員による防犯教室を全小学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく子どもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努めた。 ・子どもたちの安全を確保するために不審者情報等の情報を速やかに共有し関係機関と連携した。 （青少年課） ・学校等から提供された不審者情報を速やかに配信（配信件数27件）するとともに、不審者の発生状況に対応したパトロールを実施した。	（防災安全課） ・市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が実施されたが、市内の犯罪件数は令和元年は1,074件で前年より33件の減少となり、今後も継続的に行い犯罪の抑止に努める必要がある。 （指導課） ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築し、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し、適切に処理・対応した。 （青少年課） ・不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができた。 ・各学校との連携や学校警察連絡協議会事業により、引き続き情報交換や協力を行う。	（防災安全課） 11633	○概ね計画どおり	137	P230	既存	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	防災安全課、指導課、青少年課	（防災安全課） ・野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動の実施 ・防犯推進員（警察官経験者）による「まめぱん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室の実施 ・安全安心メール防犯情報の配信 （指導課） ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築する。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応する。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有し、早期対応を心がける。 （青少年課） ・安全安心メール不審者情報の配信 ・野田市学校警察連絡協議会との連携	（防災安全課） ・防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田署と連携し各地域の防犯活動を推進していく。 ・防犯推進員による「まめぱん」での在所警戒に加え、巡回パトロールを実施していく。 ・防犯推進員が実施している「まめぱん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図る。 ・防犯推進員による防犯教室を小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導する。 ・安全安心メールにより、防犯情報を配信していく。 ・防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送していく。 （指導課） ・子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行う。防災安全課と連携した防犯推進員による防犯教室を全小学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく子どもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努める。 （青少年課） ・安全安心メール不審者情報の配信及び不審者の発生状況に対応したパトロールを実施。	12,284

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
135	231	既存	子どもに配慮した防災対策の推進	防災安全課 指導課 保育課	（防災安全課） ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考慮した野田市地域防災計画の修正、備蓄品の整備及び自主防災組織の設立を推進し、自主防災組織の資機材整備に対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 （指導課） ・各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組む。特に、着実に避難訓練を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作る。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成する。 （保育課） ・保育所においては、年12回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。さらに、保護者に不審者に対応するための避難訓練や引渡し訓練を実施し、不審者に対しての意識を高めるとともに災害に対する防災意識を保護者に高めてもらえるよう周知する。	（防災安全課） ・災害時の子ども（乳幼児）に配慮した備蓄品（粉ミルク）の整備を行った。また、自主防災組織の設立を推進するため、自主防災組織に対する助成として資機材整備に対する助成を実施（新設4団体、修繕等6団体）した。 （指導課） ・各学校において防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組んだ。 ・台風等による避難所を開設したことをきっかけとし、改めてハザードマップの確認、避難所について学習した。 （保育課） ・保育所は防災計画に従い避難訓練を継続して実施し、災害等に備える意識を高める。また、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知する。併せて不審者対応への訓練等を実施することで保護者に不審者への対応等についての周知徹底を図った。 ・直営3園においては携帯電話を活用し、保護者への通信手段として迅速に情報提供することができた。	（防災安全課） ・自主防災組織は平成17年度以降、毎年平均10数団体が設立され、令和元年度は、令和2年3月末現在で6団体が設立となり、組織率が49.8%となっており、組織化率が低い状況であるため、「自助・共助」の取組を推進し、引き続き自主防災組織の整備育成を図っていく必要がある。 （指導課） ・東日本大震災等により各校の防災意識を継続して持ち続けている。今後も風化させずに継続的に防災教育に努めていく必要がある。特に学校・子どもたちと地域の関わりについて意識するよう指導していく必要がある。たとえば、地域の方と挨拶をするなど、日常的に地域と関わっていくことが大切である。 ・台風等による避難所を開設したが、この経験と防災教育との関連性を持たせることが課題である。 （保育課） ・災害等に対する避難訓練の実施に併せて、保育所職員と保護者にも防災意識を高める必要がある。また、保護者には不審者への対応等について、意識向上に努めてもらう必要がある。さらには、風水害に対する体制を見直す必要がある。	4,445	○概ね計画どおり	138	P233	既存	子どもに配慮した防災対策の推進	防災安全課、指導課、保育課	（防災安全課） ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考慮した野田市地域防災計画の修正、備蓄品の整備及び自主防災組織の設立を推進し、自主防災組織の資機材整備に対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 （指導課） ・各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組む。特に、着実に避難訓練を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作る。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成する。 ・水害におけるハザードマップや避難所に関する確認や学習を日頃より進める。 （保育課） ・保育所においては、年12回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。さらに、保護者に不審者に対応するための避難訓練や引渡し訓練を実施し、不審者に対しての意識を高めるとともに災害に対する防災意識を保護者に高めてもらえるよう周知する。	（防災安全課） ・地域防災計画の推進を図り、必要に応じて計画の見直しをする。計画の見直しの際には子どもや女性などに配慮した修正を行う。 ・引き続き地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を推進していく。 （指導課） ・東日本大震災等により各校の防災意識を継続して持ち続けている。また、令和元年度は台風で学校が避難所となったこともあり、防災への意識は十分に高まったと考えられる。これらの経験を生かし、今後も継続的に防災教育に努めていく必要がある。特に地域の防災訓練や防災行事などを通じ、学校・子どもたちと地域の関わりについて意識するよう指導していく必要がある。地域の方と挨拶をすることも、日常的な防災対策であることを教員も意識し、きめ細かな指導をしていきたい。 （保育課） ・保育所では防災計画に従い避難訓練を実施し、災害等に対して備える意識を高めるとともに、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知していく。また、火災や地震だけではなく風水害に対する訓練を実施し、併せて不審者への対応訓練等を実施するとともに保護者への周知徹底を図る。	3,678,000
136	233	既存	学校付近や通学路等における関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進及びスクールサポーター制度の活用 拡充　H23.4～ （スクールサポーター）	指導課	・学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努める。 ・「子ども１１０番の家」の協力を広める。 ・学校からの要請でスクールサポーターの派遣を依頼する。	・地域に合わせた安全指導として、各小学校のＰＴＡが、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施した。 ・登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施した。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をした。 ・不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に情報を提供した。 ・登下校の安全指導は各校において実情に応じて行った。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用した。	・登下校時における地域や保護者への安全指導の協力依頼は、時間的に難しい面もあり課題である。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校が連携をとって問題行動に対応することができた。	7,124	○概ね計画どおり	139	P236	既存	子どもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進	指導課、保育課	・学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努める。 ・「子ども１１０番の家」の協力を広める。 ・学校からの要請でスクールサポーターの派遣を依頼する。	・地域に合わせた安全指導として、各小学校のＰＴＡが、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施する。 ・登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施する。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をする。 ・不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に迅速に情報を提供する。	11,081
137	235	既存	被害にあった子どもの保護の推進	児童家庭課 指導課	・児童が被害にあった場合、被害の種類状況により、児童相談所や警察等の関係機関と連携し、児童の安全を第一に適切な対応を行う。 ・柏児童相談所へのケースの送致、警察への協力要請、医療機関への援助依頼等、専門機関との協力関係を構築する。	・市で虐待を把握したケースで、一時保護や専門的対応が必要と判断しケースを児童相談所へ送致した人数　38人 　うち、一時保護された人数　24人 　うち、3月末現在一時保護解除人数　19人	・柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しを行い、関係機関の連携強化を図ったところであるが、今後もさらに児童の安全を第一に考えた支援を検討していく必要がある。 ・市には一時保護の権限がないことから、一時保護を視野に入れた柏児童相談所への送致依頼をするとともに、関係各課の役割分担についても明確にした支援計画に基づく支援を徹底する必要がある。	—	○概ね計画どおり	140	P238	既存	被害にあった子どもの保護の推進	子ども家庭総合支援課、指導課	・児童が被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし児童相談所に送致する。 重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通告には、警察や児童相談所と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。	・児童虐待に関する情報提供等があった場合、48時間以内に子どもを目視により直接確認するとされているが、野田市においては原則当日に行うこととし、柏児童相談所職員の同行、同席も依頼する。 ・緊急を要する虐待や犯罪被害の対応に当たり児童の安全確保を最優先にし、ほかに優先する手段を取る明確な理由がない場合、直ちに立入調査・一時保護を児童相談所または身柄付き送致を警察署に要請する。	—
138	238	既存	児童虐待防止対策の充実 H18.5～ 要保護児童対策地域協議会 （H13.5設置の野田市児童虐待防止対策連絡協議会が前身）	児童家庭課 指導課	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応などきめ細かい対応と地域や関係機関との連携を一層強化し、地域全体の取組による児童虐待防止の推進を図る。 ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後48時間以内の安全確認の徹底 ・虐待防止啓発事業としてﾎﾟｽﾀｰ展等の開催 ・児童虐待相談受付電話「子どもＳＯＳ」の運営 など	・要保護児童対策地域協議会の運営 　代表者会議2回　実務者会議11回　個別支援会議71回　関係機関への研修会　1回。 ・児童虐待相談受付件数　430件 ・進行管理件数（実人数）　617人 ・児童虐待相談受付電話「子どもSOS」 　受付件数11件（内虐待1件） ・進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 ・居住実態が把握できない児童について 　児童家庭課への情報提供件数5件 　安全確認、出国確認等により対応済みの件数5件 ・児童虐待防止推進月間の取り組み ・「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 　応募総数750点（小学校601点・中学校149点） 　優秀作品を市ホームページにて公開 ・子どもＳＯＳの連絡先を記載したカードサイズの啓発物資を学校等関係機関に配布。 ・児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。 ・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会の開催 　第２回～第４回 　第４回では、「野田市児童虐待死亡事例検証報告書が合同委員会に提出された。	・要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図ったが、徹底されていない部分もあることから、引き続き情報共有及び連携の強化を図っていく必要がある。	—	○概ね計画どおり	141	P241	既存	児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課、指導課	・「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図る。 ○母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ○要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理及び実務者会議、個別支援会議の充実 ○虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ○学校等から依頼があった場合の、警察官ＯＢの同行訪問の実施 ○ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施 ○児童虐待相談受付電話「子どもＳＯＳ」の運営 ○進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ○毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	・「野田市児童虐待防止総合対策大綱」の見直し ・野田市児童虐待防止対応マニュアル分冊（学校編、母子保健編、保育所・幼稚園編）の作成 ・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ・学校等から依頼があった場合の、警察官ＯＢの同行訪問の実施 ・ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施 ・児童虐待相談受付電話「子どもＳＯＳ」の運営 ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ・毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	—

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
139	241	既存	千葉県柏児童相談所との情報の交換、連携 H12～	児童家庭課	・柏児童相談所と毎月開催の実務者（進行管理）会議にて定期的に情報交換を行う。	・野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）を策定。 ・柏児童相談所に市の児童虐待管理システムを専用回線でつなぎ、端末を設置することで連携の強化を図った。	・策定した野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）につき、今後も柏児童相談所と協議し、見直しの必要性がある場合には、随時修正や追加等を行う必要がある。	―	○概ね計画どおり	142	P243	新規	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援課	・子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけている。 ・従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施している。	・広く市民に子ども家庭総合支援拠点の事業を周知し、１８歳までのすべての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期対応を図る。	－
										143	P244	新規	子育て短期支援事業	子ども家庭総合支援課	・保護者の子育て支援、要保護児童対策の一環として、保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かる。	・子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図る。	2,485
										144	P246	既存	千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携	子ども家庭総合支援課	・要保護児童対策地域協議会実務者会議では、毎月、全ケースについて情報交換を行うとともに、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論し、個別支援会議の開催が必要となった案件については、速やかに開催し、関係機関の情報共有、支援の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図る。	・柏児童相談所に援助依頼等を行い、相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れる。 ・柏児童相談所との連携に特化した、児童虐待防止対応マニュアルを令和元年度に策定したことから、当該マニュアルの活用により、情報の共有及び連携の強化を推進する。 ・マニュアルについては毎年度内容につき協議を行い、必要がある場合には随時内容を修正や追加等を行う。	－
140	243	既存	要支援家庭の早期発見、早期対応	保健センター 児童家庭課	・乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において虐待の早期発見に努め、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等関係機関と連携して虐待の予防に努める。	・ハイリスク母子に対し、保健師・助産師等による妊娠期からの家庭訪問等によるサポートを実施した。乳幼児健診では、母親の育児不安や親子関係の状況把握に努めるとともに、未受診者への家庭訪問等を実施した。	・子ども支援室との連携により、妊娠期からのハイリスクの早期発見・対応につなげることができた。乳幼児健診未受診者への家庭訪問では、不在ケースが多いため、訪問時間を変える等して接触する機会を高める工夫を行った。また、関係機関との情報共有の際には、情報提供するだけでなく、現在の状況をきちんと把握し、アセスメントしていくことも必要である。	―	○概ね計画どおり	145	P248	既存	要支援家庭の早期発見・早期対応	子ども家庭総合支援課、保健センター	・乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、未受診の理由や背景等が把握できない等虐待発生のリスクが高いと考えられるケースなど、支援に関して検討を要する家庭の早期発見に努める。 ・所在を確認できない児童の早期把握のため、関係機関との連携体制を強化する。 ・家庭訪問等で保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等、関係機関と連携して支援し、虐待の予防に努める。 ・養育支援が必要と思われる家庭について、早期に情報を共有して、サービスの検討を行い、効果的な育児支援ができるよう関係機関と連携をとる。	・虐待につながりやすい兆候があると思われる要支援家庭を早期に把握し、育児支援訪問事業につなげる等、関係機関との連携を更に強化する。 ・要支援と考えられる家庭について、関係機関と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげる。 ・通告を受理した場合は、国が規定する48時間以内ではなく、当日に即対応する。	－
141	244	既存	乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	【事業番号8再掲】				○概ね計画どおり	146	P248	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	【事業番号8再掲】		
142	246	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 H16.4～	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努める。 ・野田市母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図る。	〔元年度実績〕 ・母子家庭、父子家庭相談：896件 ・婦人相談：141件 ・市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載 ・「ひとり親家庭支援のしおり」（令和元年10月改訂版）作成 主な内容 　ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレット作成 　ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、　ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、パン作りなど）、就業支援講習会などの各種事業、助成等の案内 ・母子・父子自立支援員研修会 （令和2年3月6日開催） 　内容：幼児教育・保育の無償化について 　講師：野田市役所保育課職員 ・ひとり親家庭情報交換事業の実施(野田市母子寡婦福祉会に委託全9回実施) 参加者合計138人	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策について的確な情報提供を行なう必要がある。 ・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	4,866	○概ね計画どおり	147	P250	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努める。 ・母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図る。	・市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階で的確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による情報提供 ・ひとり親家庭支援のしおり改訂(R2.8) ・ひとり親家庭就業支援事業のご案内改訂(R2.8) ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親同士の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	6,542

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
143	248	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充 H16.4～	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支援し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。 ・職業訓練センターを活用した就業支援パソコン講習会等を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図る。 ・平成25年度から実施していた母子・父子自立支援員と市の無料職業紹介所が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と提供の事業の見直しを行い、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の併発活動に変更し、ひとり親家庭が働きやすい環境の構築に努める。 ・自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給により、ひとり親家庭の資格取得を支援する。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行った。なお、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 （R1年度啓発活動訪問事業所件数　31件） ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 （21人策定のうち、父子家庭の父　1人） 就業実績　正規雇用：7人 非正規雇用：12人 ・就業支援講習会 【パソコン】 受講者数　7名 うち資格取得者数　ワード　7名 エクセル　6名 【日商簿記3級】 受講者数　9名 うち資格取得者数　3名 【医療事務】 受講者数　5名 うち資格取得者数　4名 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 3人に支給：介護福祉士実務者研修2人、 介護職員初任者研修1人 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数：15人 資格の種別：看護師4人、准看護師4人、 保育士2人、教員1人、 歯科衛生士1人、理容師1人、 美容師1人、社会福祉士1人 母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数：3人 就業実績：正規2人、非正規1人	・ひとり親家庭等については、依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため雇用と収入の増に結び付く情報の開拓に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、個々のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施し、雇用促進に効果を上げた。 ・職業訓練について、受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業は、長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。	23,697	○概ね計画どおり	148	P252	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。 ・職業訓練センターを活用した就業支援講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図る。 ・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行う。 ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の支給により、ひとり親家庭を支援する。	・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業において就業希望状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、平成28年4月より、アフターケアとして、同プログラムで設定した目標を達成した後においても、達成後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・就業支援講習会について、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記３級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業については、31年4月から雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業について、31年4月から、支給期間の上限が36月から48月に延長され、支給額が修学期間の最後の12月については4万円増額されたことから、さらに利用促進を図る。	29,883
144	250	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実 H16.4～ （日常生活支援事業） H14.1～ （ファミサポ利用料） 拡充H23.4～ （ファミサポ利用料） 拡充H23.10～ （ホームヘルプサービス）	児童家庭課	・母子家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図る。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学、病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行った。 なお、保育所入所申請後の待機時の求職活動中などに家庭生活支援員を派遣する生活援助を平成23年10月から拡充している。更に、市の制度が、平成28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大された。 ・子育て支援及び生活援助利用者数 〔元年度実績〕 子育て支援　2人延べ33日　191時間 生活援助　2人延べ14日　22時間 （うち保育所待機時利用　1人延べ2日　10時間）	・就業支援講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えたれるよう検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。	509	○概ね計画どおり	149	P254	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	・ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図る。	・本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携し、事業の一層の周知に努める。 ・利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報（資格、対応範囲、対応時間）をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 ・R2年4月から、定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大されたことから、さらに周知を図る。	1,203
145	251	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号87再掲】				○概ね計画どおり	150	P255	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】		
146	252	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 H16.1～	児童家庭課	・養育費問題の解決を図るために、「養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」の支援及び弁護士による「養育費等個別法律相談会」を開催する。	・無料法律相談事業 〔R1年度実績〕 実施：11回　相談者：25名 相談員：法律専門家1名 ・養育費等個別法律相談会 〔R1年度実績〕 3回実施 ○実施日：R1年9月27日（金） 相談者：5名　相談員：弁護士1名 ○実施日：R1年11月24日（日） 相談者：5名　相談員：弁護士1名 ○実施日：R1年2月14日（金） 相談者：5名　相談員：弁護士１名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得できるための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。 ・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、より的確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を１回から３回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるため、児童扶養手当の通知や窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	83	○概ね計画どおり	151	P255	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	・養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月1回実施する。また、弁護士による「養育者等個別法律相談会」を実施する。	・母子父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と「養育費法律相談」を連携さるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	83
147	253	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実 S37.1～ H15.4～H22.7(父子手当) S52.4～(ひとり親家庭等医療費助成)	児童家庭課	・所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し「児童扶養手当」や「養育者支援手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努める。	・児童扶養手当 離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図った。 〔R1年度実績〕 受給者数　1,186人 支給総額　772,034,000円 ※父子家庭支援手当については、平成22年に児童扶養手当が改正され父子家庭の父も同手当の支給対象となったことを受けて、廃止した。 ・養育者支援手当（22年8月創設） 父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育しているが、公的年金を受給している養育者、精神的負担の軽減と児童の福祉の推進を図った。 〔R1年度実績〕 受給者数　6人 支給総額　3,702,980円 ・ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の母、父または養育者及びその子が医療費等の給付を受けた場合に保険診療に係る自己負担分について、入院費のうち食事療養費及びに生活療養費の標準負担額及び通院・調剤費のうち診療（調剤）報酬明細書1件につき1,000円を控除した額を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感軽減を図った。 〔R1年度実績〕 助成件数　8,792件（述べ受給者数1,666人） 支給総額　23,725,500円	・児童扶養手当について相談窓口で制度の周知を図り適切に支給するとともに、事実婚などにより返還金が生じている受給者については、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 　また、返還金の発生については、年1回の現況届の聞き取りも行うが、発見が遅れるほど返還金が多額となってしまうため、早期発見の必要がある。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、現状の助成方法は病院窓口で一旦、保険診療自己負担分を支払い、後で児童家庭課窓口に領収書を示して償還払を受ける方法だが、ひとり親家庭等の利便性を図るため、受給券を病院窓口で提示して助成制度の自己負担金（診療1件あたり1,000円まで）を支払う「現物給付」への移行が求められている。	799,987	○概ね計画どおり	152	P256	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	・所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努める。 ・養育者支援手当については、平成26年12月の法改正により児童扶養手当の一部が支給対象となる公的年金を受給する養育者についても引き続き支援ができるよう、条例の改正を行った。	・児童扶養手当や父母のいない児童を養育する公的年金を受給する養育者に支給する市独自の養育者支援手当などの制度について、適正な受給資格の認定を行うとともに、的確な情報提供と周知とあわせ、円滑な支給を行う。 ・返還金の発生の早期発見のため、現況届時の聞き取りを強化する。 ・返還金の滞納者については、督促、電話連絡を行っているが、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は通知連絡を行い接触の機会、納付を促していく。 ・令和3年3月分（令和3年5月支払）から障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正について、周知するとともに適正な支給を行う。 ・児童扶養手当現況届の手続等について、平成30年度からマイナポータル（子育てワンストップサービス）を利用した受付予約を行い、利便性の向上に努める。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、千葉県が子ども医療費助成等においては既に現物給付を実施していること、他県での状況や要望等を踏まえ、令和2年11月診療分から現物給付を実施することを受け、併せて市においても令和2年11月診療分から現物給付を実施する。	642,701

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
148	255	既存	心身障がい等についての意識の啓発 S56.6～(おひさま)	障がい者支援課	・共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会等への参加を支援する。	・子ども釣大会と障がい者釣大会の同時開催（令和元年6月1日、旧関宿クリーンセンター調整池、参加者　76人） ・千葉県障害者スポーツ大会（令和元年5月26日、千葉県総合スポーツセンター陸上競技場、陸上競技参加選手9名の参加について支援した。	・障がいのある人に対する理解を深めるには、出来るだけ早い時期から障がいのある人とない人が地域等様々な場において交流する機会が必要である。	障がい者釣大会負担金 596	○概ね計画どおり	153	P258	既存	障がいに関する理解促進	生活支援課、障がい者支援課	・共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会等への参加を支援する。	・子ども釣大会と障がい者釣大会の同時開催の予定でしたが、新型コロナウィルス感染症の影響により中止となった。 ・千葉県障害者スポーツ大会参加者の支援を行う予定でしたが、大会が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	障がい者釣大会負担金 607
149	256	既存	障がいを持つ子どもの社会参加の促進 S55.4～	障がい者支援課	・重度障がい者等が会合への出席、通院、訪問などの際、福祉タクシーを円滑かつ迅速に利用することにより、社会活動の範囲を広め、障がい者の福祉の向上を図っている。	・福祉タクシー登録事業者は61事業者（61営業所）で、内リフト付・ストレッチャー対応の事業者は41事業者となっており、重度障がい者等の社会福祉活動の範囲拡大を図った。 ・子どもの登録者数は70人。	・重度障がい者等の社会参加の拡大のため、登録事業者の拡充や車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの利用の促進を図る。	8,379 （内訳） 福祉タクシー協力費 2,885 福祉タクシー利用者助成金 5,494	○概ね計画どおり	154	P259	既存	障がいのある子の外出支援の促進	障がい者支援課	・重度障がい者等が会合への出席、通院、訪問などの際、福祉タクシーを円滑かつ迅速に利用することにより、社会活動の範囲を広め、障がい者の福祉の向上を図っている。	・重度障がい者等の社会参加の拡大のため、登録事業者の拡充や車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの利用の促進を図る。	8,774 （内訳） 福祉タクシー協力費 3,025 福祉タクシー利用者助成金 5,749
150	257	既存	障がいを持つ子どもの相談・指導・支援体制の充実 H19.4～	障がい者支援課	・組織改編を伴い平成26年度までの障がい者総合相談センターの業務を障がい者支援課相談支援係が引継ぎ、一般的な相談、当事者・関係者相談の実施及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を開催するとともに、通所事業所との情報共有のため連絡会を設置する。 ・相談支援事業所に相談支援業務を委託することで、障がい特性に配慮した相談を行う。 ・障がい者相談員11名に委嘱し、障がい児、障がい者の生活全般に関する相談受付を実施する。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である子ども部会を3回開催し相談、支援体制の協議を行った。また障がい児通所事業所連絡会を2回開催し通所事業所との情報共有を行った。 ○子ども部会 第1回　令和元年7月25日 第2回　令和元年11月27日 第3回　令和元年2月12日 ・相談支援委託業務による相談受付件数は、587件（障がい児、障がい者） ・障がい者相談員の受付相談件数710件（障がい児、障がい者） ・市のホームページにおいて、児童発達支援及び放課後等デイサービス自己評価表（事業者が児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインに沿い、評価及び改善内容を記載したもの）を掲載しました。	・子ども部会において、関係各課と保護者が相談しやすい相談窓口体制の構築について協議を実施した。 ・相談支援事業及び障がい者相談員による相談受付は、障がい児の保護者を含め多くの方に利用がされている。	2,048 （内訳） 委託　905 委託　879 報酬　264	○概ね計画どおり	155	P260	既存	障がいのある子の相談体制の充実	障がい者支援課、子ども支援室	・障がい者支援課相談支援係が障がい者総合相談センターとして一般的な相談を受ける。また、当事者・関係者相談の実施及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を開催するとともに、下部組織として子ども部会及び障がい児通所事業所連絡会を開催する。 ・相談支援事業所に相談支援業務を委託することで、障がい特性に配慮した相談を行う。 ・障がい者相談員11名に委嘱し、障がい児、障がい者の生活全般に関する相談受付を実施する。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である子ども部会を3回開催し相談、支援体制の協議を行う。また障がい児通所事業所連絡会を2回開催し通所事業所との情報共有を行う。 子ども部会（予定日） 第1回　令和2年7月17日 第2回　令和2年11月18日 第3回　令和3年2月15日 ・市内6か所の相談支援事業所に相談支援業務を委託し、相談受付を実施する。 ・障がい者相談員による相談受付を実施する。	6,314 （内訳） 委託 6,050 報酬　264
151	258	既存	心理相談・ことばの相談の充実 S63.6～	子ども支援室	・臨床発達心理士・臨床心理士による個別相談	・子ども相談（心理相談）　延454人 ※母子保健係と子ども支援室受付分含む	・子ども支援室の心理士が毎日常駐していることにより、心理士と早期に相談できることができた。 ・相談後に継続してフォローができるよう他機関との連携を強化する必要がある。	—	○概ね計画どおり	156	P261	既存	心理相談の充実	子ども支援室	・子ども支援室の心理士が早期に相談を実施し、必要時継続支援を行い、切れ目ない支援をする。 ・相談後関係機関と連携し継続支援につなげる。	・子ども相談に保健師や作業療法士、理学療法士等が同席することにより、継続した支援を行う。 ・相談後関係機関と連携し継続支援につなげる。	—
152	259	既存	ことば相談室の機能の充実 S63.4～ H16.4～ （関宿ことば相談室開設）	保育課	・市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等の児童への個別指導を行い、保護者からの相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保する。また、就学に際しては学校との連携により、相談業務のスムーズな意向を行う。 ・「子ども支援室」との連携により適切な支援を図る。	令和元年度　　利用人数　延べ利用件数 野田ことば相談室　　81人　　800件 関宿ことば相談室　　41人　　434件 ・「就学に向けての学習会」 参加人数23人 ・親の会わいわいティーパーティ 参加人数36人 ・その他、研修等への参加を通じて指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図った。	・適正な指導訓練について、多くの希望者に対し適切に行ったが、利用ニーズの高まりに応えるため、引き続き機能の充実が求められている。また、言語発達遅滞以外のコミュニケーション障がいや集中できない等の発達障がいの疑いのある利用者も含めて、言語発達遅滞として一括した指導を継続しつつ、子ども支援室とことば相談室との連携等について、今後も検討していく必要がある。	12,358	○概ね計画どおり	157	P262	既存	ことば相談室の機能の充実	保育課	・市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等の児童への個別指導を行い、保護者からの相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保する。また、就学に際しては学校との連携により、相談業務のスムーズな意向を行う。 ・「子ども支援室」との連携により適切な支援を図る。	・新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、引き続き、市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに、保護者からの相談に応じることで子育て支援の促進を図る。また、就学に際しては学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、発達障がいの疑いがある就学前児童について、関係機関と連携して取り組めるよう検討する。 ・発達障がいのある利用者への適切な支援をするために、子ども支援室とことば相談室との連携等について、引き続き検討する。 ・より専門的で適切な指導を行うため、言語聴覚士（非常勤職員）の募集を継続する。	17,942
153	260	新規	子ども支援室による支援の推進	保健センター 子ども支援室	・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口としてH27年10月に開設した。要支援者には支援プランを作成し関係機関と連携のもと切れ目なく継続的に支援をすることで、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。	・妊娠届出時面談:762件（プラン307件） ・転入妊婦面談数:88件（プラン38件） ・相談総数:4,851件（プラン283件） ・巡回相談 実施箇所：26か所 実施回数：46回 延対象者数：69名 ・親子教室 実施回数：46回 延参加者数：188名	・未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾患を抱える妊婦等ハイリスクなケースについてプランを作成し保健センター母子保健係や関係機関と連携し支援している。 ・発達に課題があるが、保護者の受容が難しい場合や、スムーズに療育につながらないことがあるため、令和元年度から新規事業として子ども発達相談支援事業を実施した。 ・支援を要する児が多く認められたため、今後子ども発達相談支援事業の充実を図っていく必要がある。	9,226	○概ね計画どおり	158	P262	新規	子ども支援室による支援の推進充実	子ども支援室	【事業番号79再掲】		
154	262	既存	障がい児教育の推進	指導課 ~~保健センター~~ 子ども支援室 障がい者支援課	・特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。 ・学校の要請により、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。	・教育委員会主催の研修会を実施し、幼、小中学校の通常学級を含めた教員の専門性を高めた。 ・野田市特別支援教育連携協議会で、福祉と教育の連携上における成果と課題を協議した。 ・学校の要請に応じ、専門家チームを派遣し、学校の体制づくりをサポートした。 ・R2年度に就学予定児の保護者に対し、特別支援学校の協力のもと、ことば相談室親の会や、あさひ育成園及びこだま学園の就学説明会を6月中旬に開催した。保護者からの就学相談等に応じ、就学に繋がるよう支援を実施した。	・市内小中学校の教職員を対象に、特別支援教育の研修会を行うことにより、障害に対する理解やユニバーサルデザインを考えた環境作りの周知を広げることができた。 ・担当課で同士で、放課後デイ等の情報共有をし、特別支援教育にかかわる支援機関を広げることができた。 ・学校の要請に応じ、専門家チームを派遣することで、支援を必要とする児童生徒の学習支援や環境づくりを進めることができた。 ・就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができた。	20,306	○概ね計画どおり	159	P263	既存	障がい児教育の推進	指導課、子ども支援室	・特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。（1回目は中止。） ・学校の要請により、専門家チームを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。 ・ユニバーサルデザインの視点を持った教育を展開するため、尾崎小学校をユニバーサルデザイン教育において研究校として指定し、市全体として誰にとってもやさしい教育を目指す。	・市内小中学校の教職員を対象に、特別支援教育の研修会をできる範囲で進めていく。ユニバーサルデザインを考えた環境作りを継続する。 ・丁寧な就学相談の継続。各学校等の連携を図る。 ・尾崎小学校をユニバーサルデザイン教育において研究校に指定しその研究、実践を市内各学校に広める。	22,472

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額（千円）
155	263	既存	障がい者の自立生活を目的とした施設への支援の充実	障がい者支援課	・地域活動支援センターにおいて、本市に居住している障がい者等の利用者数に応じて運営費を補助する。また、重度の障がい者が利用している場合は、重度加算分を補助する。 ・船形地区の第二の福祉ゾーンの活用として、今後も、障がい者の様々な要望を踏まえ、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設・民営による施設整備を図る。	・船形地区の第二の福祉ゾーンにおいて、地域生活支援拠点の中心となるグループホーム、短期入所及び障がい者基幹相談支援センターが整備された。 ・短期入所及び障がい者基幹相談支援センターの整備に当たり建設費の一部を補助した。	・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の整備の推進し、連携を図る必要がある。	地域生活支援拠点整備補助金 13,930	○概ね計画どおり	160	P264	既存	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	障がい者支援課	・地域活動支援センターに対して、本市に居住している障がいのある人等の利用者数に応じて運営費の補助を行い、利用者に対する支援の充実と促進を図る。 ・日中一時支援事業の実施により、障がいのある子の日中における活動の場を確保する。	・地域活動支援センター8か所に運営費補助を実施し障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を行うための支援促進を図る。 ・あおい空において、医療的ケアが必要な子どもの日中一時支援を実施する。	201,130 （内訳） 地域活動支援センター補助金 63,167 あおい空指定管理料 137,963
156	264	既存	障がいを持つ子どもの機能訓練の充実 H16～	障がい者支援課	・各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図る	・こだま学園において、外部研修として「ノースカロライナ大学TEACCH５DAYトレーニング」に１人、「自閉症カンファレンスNIPPON2018」に４人、内部研修として「応用行動分析コンサルテーション」に年２回で２５人が受講した。 ・あさひ育成園において、外部研修として「医療的ケア看護師研修会」に１人、「第一号喀痰吸引研修」に１人、内部研修として、「個別支援計画、障がい特性の理解」に４人、「法人全体研修会」に７人が参加した。（外部、内部とも他にも研修を受講） ・市の理学療法士２人及び作業療法士１人が交代制によりあさひ育成園で機能訓練を実施した。	・令和元年度は、指定管理期間の更新後の初年度となり、社会福祉法人は一とふるが前指定管理期間から引き続き、こだま学園及びあさひ育成園を運営している。継続して職員の資質向上を行うとともに、市の理学療法士及び作業療法士による充実した機能訓練が維持された。	130,492 （内訳） こだま学園 指定管理料 101,391 あさひ育成園 指定管理料 29,101	○概ね計画どおり	161	P265	既存	機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実	障がい者支援課、子ども支援室	・市の作業療法士及び理学療法士による機能訓練を実施する。 ・あおい空において、医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援を実施する。 ・市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを実施する。 ・各種研修会等の啓発により専門職員等の配置の推進を図り、利用者に対する支援の充実と促進を図る。 ・災害時等の停電に備え、医療的ケアに必要な機器に必要な発動発電機の購入助成を実施する。	・あさひ育成園において、市の作業療法士及び理学療法士による機能訓練を継続する。 ・市内の地域包括ケア病棟を有する医療機関と協定を締結し、医療的ケアを必要とする在宅重度心身障がい者一時入院支援事業を実施する。 ・あおい空において、医療的ケアが必要な子どもの日中一時支援を実施する。 ・市内事業所の介護職員を対象に喀痰吸引等研修（委託）を実施する。 ・発動発電機を重度障がい者等日常生活用具費助成等事業の対象に加え購入費の助成を行う。	200,373 （内訳） あさひ育成園 指定管理料 29,678 緊急時受入支援事業助成金 119 あおい空 指定管理料 137,963 喀痰吸引等研修委託料 700 日常生活用具給付費 31,913
157	265	既存	障がいを持つ子どもの生活支援の充実 H14～ （ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ）	障がい者支援課	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等に係る支給決定を受けた障がい者で、指定居宅介護事業所において入浴、排せつ、食事の介護又は通院の介助のサービスを利用したときに要した費用の9割を支給する。	・障がい福祉サービスの支給決定を受けた児童のうち、ホームヘルパー利用者3人で380時間の利用があった。	・障がいのある人が住み慣れた地域の中で生活を送れるようにするため、利用者それぞれのニーズに応じた在宅サービスの量的、質的な充実が必要である。	扶助費 居宅介護 64,699	○概ね計画どおり	162	P266	既存	障がいのある子の生活支援	障がい者支援課	・重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施する。 ・障がいのある子の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施する。	・重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施する。 ・障がいのある子の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施する。	247,303 （内訳） 児童発達支援 215,390 日常生活用具 31,913
158	266	既存	施設サービスの充実（福祉型児童発達支援施設こだま学園、医療型児童発達支援施設あさひ育成園等）） S47.4～	障がい者支援課	・入園児の人数により、児童福祉施設最低基準に基づき、非常勤の一般職保育士等を活用し適正な職員配置を行う。	・こだま学園において、指定管理者が職員の配置基準を満たし、児童発達支援（利用者38人）、障害児相談支援（利用者146人）、保育所等訪問支援（利用者26人）を実施した。 ・あさひ育成園において、指定管理者が職員の配置基準を満たし、障がい児11人に対し、日常生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練を含む児童発達支援を実施した。	・こだま学園、あさひ育成園ともに年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して入園希望者を受入できる体制の充実を図る。 ・こだま学園の利用希望者が増加しており、定員拡大のための対策が必要と考えている。	130,492 （内訳） こだま学園 指定管理料 101,391 あさひ育成園 指定管理料 29,101	○概ね計画どおり	163	P267	既存	施設サービスの充実	障がい者支援課	・あさひ育成園及びこだま学園は、指定管理者制度により福祉型児童発達支援センターとして通所支援事業を行っており、こだま学園では保育所等訪問支援事業を行っている。	・あさひ育成園は、主に肢体不自由な子どもを対象に日常生活動作訓練や運動機能等の低下防止を含めた療育、こだま学園では、主に知的に障がいのある子ども対象にした療育を行い、それぞれの事業所の特性を生かした事業を実施する。 ・こだま学園の利用希望者が増えているため、定員拡大の対策を検討する。	132,525 （内訳） こだま学園 指定管理料 102,847 あさひ育成園 指定管理料 29,678
159	267	既存	福祉カー貸出事業の充実 H2.1～	社会福祉協議会	・障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	・貸出実績 ○車いす対応軽自動車　　295件 ○車いす対応普通自動車　　75件	・市民への認知度が高まっており、引続き適切な利用の周知と更なる利用促進に努める。	1,431	○概ね計画どおり	164	P268	既存	福祉カー貸出事業の充実	社会福祉協議会	・障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	・障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行った。 ・引き続き、福祉の向上を図るため実施する。	1,914
160	268	既存	福祉用自動車（ワゴン車）の貸出の促進 S55～	社会福祉協議会	・福祉用自動車（ワゴン車）の老朽化及び利用件数の減少により、２７年度をもって事業を廃止した。			―	○概ね計画どおり								
161	269	既存	車いす等貸出事業の充実 H6～	社会福祉協議会	・市民に対して無料で車いすを貸し出す。（一時的な使用に限る）	・貸出実績　３４３件	・貸出待機者もなく、円滑な貸し出しが実施できた。 ・台数に限りがあるため、適切な利用の周知を図る。	157	○概ね計画どおり	165	P269	既存	車いす等貸出事業の充実	社会福祉協議会	・市民に対して無料で車いすを貸し出す。（一時的な使用に限る）	・市民に対して無料で車いすを貸し出す。（一時的な使用に限る） ・引き続き、在宅介護者に対する支援事業として実施する。	189
162	272	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課	【事業番号101再掲】				○概ね計画どおり	166	P272	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	【事業番号104再掲】		

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額（千円）
163	273	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課 商工観光課	・野田地域職業訓練センターを活用した就業支援パソコン講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等、雇用環境の充実を図る。	・母子家庭等就業自立支援事業（就業支援講習会） 　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方を対象に、就業に結びつく技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を野田地域職業訓練センターに委託して年3回実施し、自立の促進を図った。 （R1年度実績） 　○5月開講コース（パソコン） 　　R1.5.14～R1.7.26　受講者：7人 　○8月開講コース（日商簿記3級） 　　R1.8.26～R1.11.11　受講者：9人 　○11月開講コース（医療事務） 　　R1.11.26～R2.2.7　受講者：5人　合計21人 （うち資格取得者 ﾜｰﾄﾞ7人、ｴｸｾﾙ6人、日商簿記3級3人、医療事務4人） ・野田市雇用促進奨励金　5人に支給	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・雇用促進奨励金制度については、ホームページへの掲載やチラシの配布等により周知を図り、活用の促進に努めた。	①1,739 ②3,633 （うち、ひとり親149）	○概ね計画どおり	167	P272	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工観光課	・野田地域職業訓練センターを活用した就業支援講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等により雇用環境の充実を図る。 ・母子家庭等就業・自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努める。 ・国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や女性のための就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図る。 ・ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて雇用の確保に取り組む。	・引き続き、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の習得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記３級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。 ・雇用促進奨励金制度の周知を引き続き実施し、ひとり親家庭の就労支援に努める。 ・ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、就労支援制度の一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じても女性の雇用の確保に取り組む。	①1,764 ②3,021 （ひとり親以外の高年齢者、障がい者を含む）
164	274	既存	社会教育における男女平等教育の推進 H13～	公民館	・「男性の料理教室」など、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館において開催する。 ・引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図る。さらには、調理講習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努める。	・野田公民館 　「男の料理教室」全3回⇒新型ｺﾛﾅｳｨﾙｽによる影響で中止 ・東部公民館 　「男の料理～酒の肴を自分で作ろう！～」 　全4回　延べ53人 ・関宿中央公民館 　「やる気じゅうぶん！男の料理教室」全5回　延べ47人	・参加者からは大変喜ばれており、多くのリピーターがあるが、一方で、一度も参加したことのない市民も多く、男女共同参画意識を醸成していくため、より一層の魅力的な講座とすることが必要となっている。	98	○概ね計画どおり	168	P273	既存	社会教育における男女平等教育の推進	公民館、生涯学習課	・「男性の料理教室」など、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館において開催する。 ・引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図る。さらには、調理講習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努める。	・元年度に引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図っていく。 ・また、調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事などを男性に楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図る。	137
165	275	既存	新制度における保育料の適正化 拡充　H23.4～ （保育料口座振替） （保育料最終改定H３）	保育課	・幼児教育の段階的無償化に向けた取組として国から示された、保育所等の多子世帯等に係る利用者負担額軽減措置に基づき、システム改修を行い、28年4月分保育料から適用。 ・引き続き国の動向や経済情勢を注視しつつ、保育料の適正化に努める。	・未就学児のうち、３歳以上の全ての子ども及び住民税非課税世帯の３歳未満の子どもについて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始した。	・幼児教育・保育の無償化については国の制度設計が遅くなり、市では短期間（６月から９月）での準備となったが、例規改正やシステム改修、市民への広報等を行い、10月からの無償化に対応することができた。	―	○概ね計画どおり	169	P274	既存	保育料の適正化	保育課	・保育所保育料については、国の徴収基準単価よりも軽減し、また、近隣市と比較しても低いものとなっている。引き続き経済情勢を勘案するとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえた対応に取り組む。	・引き続き経済情勢及び国の施策の動向を注視しながら、保育料の適正化に努める。	―
166	276	既存	子ども医療費助成制度の推進 H15.4～（乳幼児医療、就学前児童まで対象） H22.12～（子ども医療、小学3年生まで対象） H24.12～（子ども医療、入院:中学3年生まで対象） H27.8～（子ども医療、中学3年生まで対象）	児童家庭課	・子育て支援の一環として、小学3年生までの児童の通院・調剤費と中学校3年生までの児童の入院にかかる医療費の一部を助成するもの。 ・母子健康手帳交付時・出生届時等に助成制度の周知及び申請手続を行う。	子ども医療費助成 [R1年度実績] 現物給付　261,094件　492,770,745円 償還払　2,537件　28,827,707円 合計　263,631件　521,598,452円 ・小学3年生までは通院・入院・調剤費を、小学4年生から中学3年生までは入院費を対象に保険診療自己負担分の医療費助成を行っていたが、平成27年8月診療分から、通院費と調剤費も中学3年生まで拡大し、通院1回・入院1回あたり自己負担額を200円から300円に変更した。 ・平成30年8月診療分から3歳までの子どもに係る医療の自己負担金を全て無料とする拡充を行った。	・県の制度に基づき適正に運用すると同時に、補助対象外となる部分について市独自で助成を実施し、平成27年8月より、通院・調剤費の助成対象年齢を中学3年生まで拡充し、所得制限は引き続き適用しないこととし、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減に寄与した。また、平成30年8月診療分から3歳までの子どもに係る医療の自己負担金を全て無料とする拡充を行った。 ・市県民税の未申告者に対しても受給券を発行しているが、未申告世帯の児童の医療費は県補助の対象外となるため、市単独での助成となることから、未申告世帯を減らすことで県補助対象が増え、市単独の助成の軽減が見込める。	540,608	○概ね計画どおり	170	P275	既存	子ども医療費助成制度の推進	児童家庭課	・子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、平成30年8月診療分から、3歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っている。 ・母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続きを行う。	・子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和2年8月診療分から未就学児までの子どもに係る医療の自己負担金を全て無料とする拡充を行う。 ・子ども医療費助成制度の市県民税未申告者の扱いなど制度の周知に努めるとともに、未申告者への対策を検討する。 ・子ども医療費助成制度に係る財政措置について、国の制度がなく、各都道府県の制度の下で実施し、市町村が独自に上乗せしているため、県内においても地域間に格差が生じており、不平等が生じていることから、国が率先して全国的な制度として取り組むよう要望を続ける。	552,677
167	277	既存	児童手当支給事業の推進 H22.4～ H23.4～9 （つなぎ法） H23.10～24.3 （特措法） H24.4～（児童手当）	児童家庭課	・次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15歳到達時後最初の3月31日）までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給する。	・児童手当 〔R1年度実績〕 延対象児童数　213,227人 支給総額　2,325,760,000円	・制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童の健やかな成長に寄与した。 ・受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあり、返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画に基づき着実に返還を履行するようあわせて指導していく必要がある。	2,330,243	○概ね計画どおり	171	P276	既存	児童手当支給事業の推進	児童家庭課	・次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15歳到達時後最初の3月31日）までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給する。	・児童手当の受給資格要件など制度の周知に努めて適切な運営をする。 ・国の財政制度等審議会分科会において、特例給付の廃止とあわせ、所得制限判定方法を世帯合算で判定することも提案され児童手当全体の減額とあわせ、市負担の減が見込まれるため、国の動向を注視していく。 ・国の施策である子育てワンストップサービスやマイナンバーを利用した市町村連携について、行政管理課、電算業者と連携し国の示したスケジュールにあわせ対応する。	2,288,838
168	278	既存	新制度への移行を踏まえた私立幼稚園就園奨励費補助事業の推進 S22～ H16.5（同就園奨励費補助金交付規則制定）	学校教育課	・私立幼稚園に就園させている保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図る。 ・国庫補助負担分として、世帯の課税状況及び多子の状況に応じて、年額62,200円から308,000円を支給する。 ・また、市単独補助分として、国庫補助対象外の世帯に、幼児の年齢に応じて、年額10,000円又は12,000円を支給する。 （令和元年度は幼児教育・保育の無償化のため、半年分の支給）	・国庫補助対象者 　78,379,100円（1,084名） ・市単独補助対象者 　754,300円（134名）	・私立幼稚園就園に係る保護者の経済的負担の軽減を目的に、国からの補助を受け、入園料及び保育料の一部を補助しており、幼稚園教育の振興に寄与している。	79,134	○概ね計画どおり									

令和元年度　野田市エンゼルプラン　第4期計画　・　第5期計画　取組状況調査表

資料2

第4期計画										第5期計画							
事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	元年度実績	評価及び課題	元年度決算額（見込）（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	２年度の事業内容	２年度当初予算額(千円)
169	279	既存	各種奨学金制度の推進 S33～	学校教育課	・野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっている。	・新規利用者 大学生等　0人 ・継続利用者 大学生等　2人	・経済的な理由により進学や就学が困難な方の教育を受ける機会を守り、有用な人材を育成する一助とすることができた。 ・今後、国の給付型奨学金制度の動向に注視することが必要となる。	360	○概ね計画どおり	172	P277	既存	各種奨学金制度の推進	学校教育課	・野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっている。	・野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。	540
170	280	既存	就学援助制度の推進 S22～	学校教育課	・経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	・要保護児童生徒 小学校　12人 中学校　19人 ・準要保護児童生徒 小学校　844人 中学校　481人	・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、援助を実施した。 ・制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められている。	115,315	○概ね計画どおり	173	P278	既存	就学援助制度の推進	学校教育課	・経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	・経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	123,197
171	282	既存	雇用環境の整備・充実	商工観光課	【事業番号163再掲】				○概ね計画どおり	174	P280	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工観光課	【事業番号167再掲】		
172	282	既存	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課 保育課	【事業番号8～30参照】				○概ね計画どおり	175	P280	既存	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課、保育課	【事業番号8～31再掲】		
173	284	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	【事業番号142再掲】				○概ね計画どおり	176	P282	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	【事業番号147再掲】		
174	284	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	【事業番号143再掲】				○概ね計画どおり	177	P282	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	【事業番号148再掲】		
175	284	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	【事業番号144再掲】				○概ね計画どおり	178	P282	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	【事業番号149再掲】		
176	284	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号87再掲】				○概ね計画どおり	179	P282	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】		
177	284	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	【事業番号146再掲】				○概ね計画どおり	180	P282	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	【事業番号151再掲】		
178	284	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	【事業番号147再掲】				○概ね計画どおり	181	P282	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	【事業番号152再掲】		

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	①	情報提供の充実 H16．4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努める。	・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供や相談対応を行った。 ・ひとり親家庭支援のしおりの作成（R1.10改訂版） 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレットの作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、 ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、パン作りなど）、 就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策について的確な情報提供を行なう必要がある。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等について、毎年のように制度変更があることから的確な情報の収集と提供に努める。 ・資格取得等の就業支援事業は、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であり、児童扶養手当の削減にもつなげられることから、今後もさらに周知に努める必要がある。	8	○概ね計画どおり
	1	②	相談、支援体制の強化 H16．4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応する。 なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施している。	・母子・父子自立支援員研修 実施日：R2年3月6日 内容：「幼児教育・保育の無償化について」 講師：野田市役所保育課職員 母子・父子自立支援員相談 ・令和元年度相談実績896件（母子家庭875件、父子家庭相談：21件）	・母子・父子自立支援員の研修を独自に実施し、スキルアップの向上に努めたが、ひとり親家庭等となって間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要なため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要がある。 また、母子・父子自立支援員は婦人相談員も兼任しており、離婚前相談における養育費の取り決めや面会交流についてもきめ細かに対応する。	0	○概ね計画どおり
	1	③	地域における支援体制の充実 H16．12～	既存	児童家庭課 生活支援課	・地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等とによる個別同行訪問を通じた見守りを実施している。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 191件 ・主任児童委員連絡会等での研修（計2回） ①R1.6.4　制度改正等について ②R2.2.21　ひとり親家庭支援について	・ひとり親家庭の実態把握については、主任児童委員等への個人情報の提供を拒否する家庭も少なくなく、困難な点もあるが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要がある。	634 （主任児童委員報償費）	○概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	①	情報提供の充実 H16．4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努める。	・引き続き、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階で的確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供を積極的に行う。 ・ひとり親家庭支援のしおり作成（R2.4） ・個別リーフレットの作成	8
	1	②	相談、支援体制の強化 H16．4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応する。 なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施している。	・母子・父子自立支援員の資質向上及び相談技能の向上や相談機能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加する。 ・相談業務は多岐にわたるため、パーソナルサポートセンターや子ども支援室等と連携して取り組むと共に、婦人相談員も兼任していることから、DV相談も子ども家庭総合支援課と連携し対応して行く。	0
	1	③	地域における支援体制の充実 H16．12～	既存	児童家庭課 生活支援課	・地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等とによる個別同行訪問を通じた見守りを実施している。	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親家庭となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。（R1.6.25に予定していた第1回研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）	960 （主任児童委員報償費）

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	④	ひとり親家庭の交流会の推進 S31．9～（母子会設立） H20．4～（情報交換事業）	拡充	児童家庭課	・母子寡婦福祉会では、「花火を楽しむ会」、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等を進めている。 ・母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めている。	・野田市母子寡婦福祉会事業 クリスマス会　60人 子どもチャレンジ広場　2,200人 情報交換事業（9回）　138人	・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画の検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし、母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	332 （情報交換事業消耗品・郵送料・委託料）	○概ね計画どおり
	1	⑤	母子家庭等地域生活支援事業の推進 H19．2～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士などの法律の専門家を招いた事業を実施する「母子家庭等地域生活支援事業」を推進します。 ・平成25年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容とした。	・主任児童委員等と母子家庭を訪問する同行訪問の際に相談を実施した。 ・また、養育費に関する専門家による相談事業として、R1年9月27日（金）、R1年11月24日（日）、R2年2月14日（金）にそれぞれ弁護士1名による養育費等個別法律相談会を実施した。（R1年度相談実績15人） ・母子寡婦福祉会が、月1回の専門家による「養育費相談」を実施した。（R1年度相談実績25人）	・「母子家庭等対策総合支援事業」の国庫補助について、28年度から拡充が図られ養育費等相談事業も助成対象となった。 ・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、より的確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。 ・相談事業として一定の成果があるため、定員に満たないことから積極的に周知して、活用を促進するため、更に啓発を図る必要がある。	83	○概ね計画どおり
	1	⑥	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化 S31．9～	既存	児童家庭課	・養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援する。	・公共施設への自動販売機の増設実績なし 自動販売機設置状況：35施設49台	・公共施設への自動販売機の設置については新規設置の余地は少なくなっているが、引き続き配慮する必要がある。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業を精査するとともに、補助金の必要性について検討し、29年度に補助金交付要綱を制定し、対象事業を明確にした。	―	○概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	④	ひとり親家庭の交流会の推進 S31．9～（母子会設立） H20．4～（情報交換事業）	既存	児童家庭課	・母子寡婦福祉会では、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等を進めている。 ・母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めている。	・児童扶養手当窓口を活用し、母子寡婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進する。 ・ひとり親家庭情報交換事業については、新規企画などのニーズを把握し、開催内容の充実を図り、参加者の増加に努める。 ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	337 （情報交換事業消耗品・郵送料・委託料）
	1	⑤	養育費等支援事業の推進 H19．2～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得等に関する法律相談（離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題を含む）を実施する。 ・平成25年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容とした。	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	83
	1	⑥	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化 S31．9～	既存	児童家庭課	・養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援する。	・「野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書」に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財政基盤の強化に努める。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業、補助金対象事業の状況を精査し、財政基盤の状況とあわせ、補助金交付要綱に基づき対象事業に対し適正に使用されているか、実施内容を確認する。	―

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
2 就業支援の拡充	2	①	関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進） H16．4～	既存	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収集、開拓に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適性に応じた就業支援に努める。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更し実施した。 ・R1年度啓発活動訪問事業所件数31件	・依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭等の雇用と収入の増に結びつく情報の提供に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の種類や情報提供の方法を検討する必要がある。	—	○概ね計画どおり
	2	②	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 H19．10～	拡充	児童家庭課	・母子家庭の母の就業を支援するため、個々の母子家庭の状況、ニーズに応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行により、平成25年度から父子家庭も支援の対象としている。	・21人策定 （うち、父子家庭の父　1人） 就業実績 正規雇用　：7人 非正規雇用：12人	・個々のニーズに応じて、きめ細やかな就業支援を実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業により、ひとり親家庭の雇用促進に効果を上げた。 ・母子家庭においては、依然として就労収入が低いため、経済的自立に向け収入増につながる支援をする必要がある。	777	○概ね計画どおり
	2	③	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用 H18．4～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業の活用促進を図る。	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数：15人 （資格の種別） 看護師4人、准看護師4人、保育士2人、教諭1人、歯科衛生士1人、理容師1人、美容師1人、社会福祉士1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数：3人 （就業実績） ・正規2人 ・非正規1人	・長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。	17,302	○概ね計画どおり
	2	④	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用 H16．7～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施している。	・3人に支給 （資格の種別） 介護福祉士実務者研修2人 介護職員初任者研修1人	・市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、支給額を受講料の20%（上限10万円）から60%（上限20万円）に引き上げられ事業が拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・25年4月から父子家庭の父も支援の対象となっており、さらに制度の周知に努める。	119	○概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
2 就業支援の拡充	2	①	関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進） H16．4～	既存	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収集に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適性に応じた就業支援に努める。 平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行う。	・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業の状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。	—
	2	②	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 H19．10～	既存	児童家庭課	・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、個々の母子家庭及び父子家庭の状況、ニーズに応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行により、平成25年度から父子家庭も支援の対象としている。	・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談など、総合的な支援のためのプログラムを策定して行く。 ・アフターケアとして、同プログラムで就業した後においても、その後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・25年度から新たに支援対象となった父子家庭についても制度周知に努める。	809
	2	③	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用 H18．4～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業の活用促進を図る。 平成25年度から父子家庭も対象としている。	・31年4月から、支給期間の上限が36月から48月に延長され、支給額が修学期間の最後の12月については4万円増額されたことから、さらに利用促進を図る。	21,297
	2	④	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用 H16．7～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施している。「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行を受け、平成25年度から父子家庭も支援の対象となっている。	・父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努め、利用促進を図る。 ・31年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに周知を図る。	614

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
2　就業支援の拡充	2	⑤	在宅就業推進事業導入の検討 未実施	既存	児童家庭課	・ 国の「在宅就業推進事業」は、在宅での就業希望者や、在宅就業において必要とされるスキルアップの希望者を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基本的なノウハウを提供し、コーディネイトする事業であり在宅就業希望者等に必要な支援を行うもの。	・在宅就業について母子・父子自立支援員の就労相談においても相談の実績はなく、ニーズは低い。	・平成30年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を変えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は2.7%とニーズが低い状況である。 ・市内においては、在宅就業を実施している企業を見つけるのが難しい。また、パソコンを利用した在宅業務では経理データの入力やホームページの作成など高いスキルが必要となるが、仕事量が不確定のため収入の安定性が低い。	―	×未実施
	2	⑥	雇用促進奨励金の活用 H15．4～	既存	商工観光課	・公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%（限度額15,000円）を奨励金としてを交付することで雇用の促進を図る。	・野田市雇用促進奨励金 ひとり親を雇用した事業主に対して5人の奨励金を交付した。 軽作業　5人	・ひとり親家庭の雇用促進として効果があると考えられるが、まだまだ周知されていない状況であるため、事業主に対してさらなる制度の周知を図る必要がある。	3,633 （うち、ひとり親149）	○概ね計画どおり
	2	⑦	職業訓練の強化 H16．1～	拡充	児童家庭課 商工観光課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施している。また、受講料に係る経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮している。 25年度からは、パソコン操作に係る資格取得の講座をニーズの多い夜間のコースで年2回開催し、面接や履歴書の書き方などを指導する「就職準備セミナー」を併設して事業効果の拡大を図っている。	・就業支援講習会 【パソコン】 受講者数　7名 うち資格取得者数 ワード　7名、エクセル　6名 新規就業（資格を活用）　2人 （正規雇用2人、非正規0人） 受講時の職場でスキルアップ　4人 【日商簿記3級】 受講者数　9人 うち資格取得者数　3人 受講時の職場でスキルアップ　2人 【医療事務】 受講者数　5人 うち資格取得者数　4人 受講時の職場でスキルアップ　1人	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。 ・元年度からは、パソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。	1,739	○概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
2　就業支援の拡充	2	⑤	在宅就業推進事業導入の検討 未実施	既存	児童家庭課	・ 国の「在宅就業推進事業」は、在宅就業希望者等を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基本的なノウハウを提供し、コーディネイト等をする事業であり在宅就業希望者等に必要な支援を行うもの。	・現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業やデータ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していく。また、児童扶養手当の現況届出の機会に、ニーズの動きを把握していく。	―
	2	⑥	雇用促進奨励金の活用 H15．4～	既存	商工観光課	・公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%（限度額15,000円）を奨励金としてを交付することで雇用の促進を図る。	・引き続き、市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図るため、さらなる制度の周知に努め、ひとり親家庭の雇用の促進に努める。	3,021 （ひとり親以外の高年齢者、障がい者を含む。）
	2	⑦	職業訓練の強化 H16．1～	拡充	児童家庭課 商工観光課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施している。また、受講料にかかる経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮している。 元年度からは、パソコンだけではなく、他の資格についても実施している。	・引き続き、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。	1,764

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版											第4次改定版								
基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
2 就業支援の拡充	2	⑧	無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と情報提供 H22．5～	拡充	商工観光課 児童家庭課	・市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭のそれぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めている。 ・平成22年度から、ひとり親家庭等の求職活動を支援するため、市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携し、市内の事業所を訪問して、ひとり親家庭の雇用を促進するための啓発を行い、ひとり親家庭向けの求人開拓を行うことで職業適性に配慮した職種の提供に努めている。	・市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 ・訪問事業所数　　31社	・事業の見直しを行い、28年7月から実施しているひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度については、認識が低いことから、周知を図る必要がある。	4,472 （母子・父子自立支援員報酬）	○概ね計画どおり	2 就業支援の拡充	2	⑧	ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の促進 H22．5～	既存	商工観光課 児童家庭課	・市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭それぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めている。 ・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭への雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っている。	・ひとり親の雇用を促進するためには、雇用への理解と奨励金の活用の啓発は必要であり、ひとり親に特化した訪問活動を行う。 ・引き続き、求人情報の提供や、職業紹介業務については、無料職業紹介所に協力してもらい、情報の提供に努める。 ・事業所の職種の選定については、ひとり親家庭就労支援に係る資格取得などにあわせ、収入増につながるような内容の収集に努める。 ・収集した事業所の情報については、自立支援プログラムの策定や窓口での就業相談等において情報提供を行う。	4,906 （母子・父子自立支援員報酬）
												2	⑨	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用 H29．4～	新規	児童家庭課	・高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座受講に係る費用の一部（受講終了時給付金、合格時給付金）を補助することにより親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の送信に寄与している。	R2年4月から、受講終了時給付金の割合（20%→40%）及び合格時給付金の割合（40%→20%）が改正されたことから、さらに周知を図る。	150
3 子育て支援の充実	3	①	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 H16．4～ H23．10～（拡充）	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っている。 　また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施している。	・子育て支援　2人延べ33日　191時間 ・生活援助　2人延べ14日　22時間 （うち保育所待機時利用　1人延べ2日　10時間）	・パソコン講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えたれるよう検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。	509	○概ね計画どおり	3 子育て支援の充実	3	①	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 H16．4～ H23．10～（拡充）	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っている。 　また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施している。	・本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に、事業の一層の周知に努める。 ・利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報（資格、対応範囲、対応時間）をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 ・R2年4月から、定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大されたことから、さらに周知を図る。	1,203

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
3　子育て支援の充実	3	②	保育所、学童保育所における児童の受入の円滑化 H15．4～（保育所） S40．12～（学童保育所）	拡充	保育課 児童家庭課	・27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく配慮義務として、ひとり親家庭の優先利用が行われるよう調整指数の加点をする措置を講じている。	・保育所においては、27年度に引き上げた指数で利用調整を行い、ひとり親家庭の入所の円滑化を図った。 ・学童保育所において、求職中や職業訓練中の家庭での児童の保育状況等を加味し、1か月間単位の入所を認めている。 ・ひとり親家庭の入所実績 保育所　324人（R2.3.1在籍児童） 学童保育所　386人	・保育所においては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中においても柔軟な受入れを行った。 ・学童保育所について、求職中や職業訓練中の家庭の児童は1ヶ月間の入所が認められている。また、過密化している学童に入所希望をしている場合は、空きのある学童への入所となるが、希望者は全て入所することが出来ている。	—	○概ね計画どおり
	3	③	保育所、学童保育所における延長保育の充実 H13．4～（学童保育所） H15．4～（保育所）	既存	保育課 児童家庭課	・全保育所において、午前7時から午後7時まで延長保育を実施している。また、指定管理の保育所、私立保育所及び事業所内保育所では午後8時まで、一部の保育所では午後8時以降の保育を実施している。 ・民間委託した学童保育所においては、保護者の申出により午後7時まで保育時間を延長している。	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立　（月極利用）（日割利用） 午後7時まで　1,699人　10,855人 午後8時まで　230人　2,223人 午後9時まで　9人　55人 午後10時まで　0人　0人 計　1,938人　13,133人 私立　（月極利用） 午後7時まで　1,138人 午後8時まで　163人 計 1,301人 ・学童保育所児童延べ数 委託学童 13,854人（18施設） 直営学童　4,891人（14施設）	・保育所における延長保育の実施時間の拡大については、今後の利用状況や実施に係る人材確保の状況を見極めながら検討する。 ・民間委託した学童保育所については、保育時間を引き続き午後7時までとする。また、直営学童保育所の保育時間についても平成27年9月より、平日は午後7時までとし、平成29年の夏休みからは、開所日のすべてを午後7時までとしている。	—	○概ね計画どおり
	3	④	保育所における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 H15．4～（休日） H15．11～（病児・病後児） H18．4～（一時保育）	既存	保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で保育をすることが困難な場合となった乳幼児の保育を行う休日保育を2保育所で実施している。 ・保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立保育所において実施している。 ・病気又は病気回復期のため集団保育ができず、家庭での保育ができない児童の保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保育を実施している。	・休日保育 コビープリスクール あたご保育園　延べ　569人 尾崎保育所　延べ　189人 ・一時保育 コビープリスクール せきやど保育園　延べ　55人 アスク七光台保育園　延べ　34人 コビープリスクール さくらのさと保育園　延べ 186人 野田北部幼稚園（幼稚園型）延べ 9,362人 ・病児・病後児保育 小張総合病院「ひばりルーム」 延べ　495人	休日保育・一時保育 ・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要がある。休日保育の利用増加については、令和元年5月の改元に伴う祝日の増加の影響も考えられる。 病児・病後児保育 ・平成29年度354人、平成30年度500人と増加傾向にある。令和元年度については、平成30年度を上回る利用状況だったが、令和2年3月9日より新型コロナウイルスの影響で病児・病後児保育の利用を停止したため、495人となった。 ・利用者の増加傾向の一方で、運営のための人材確保も課題となっている。	5,979	○概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
3　子育て支援の充実	3	②	保育所、学童保育所における児童の受入の円滑化 H15．4～（保育所） S40．12～（学童保育所）	既存	保育課 児童家庭課	・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき保育所の入所選考に当たっては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮をしています。また、休職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行っている。 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度の「教育・保育給付」においても、ひとり親家庭について優先的な基準により運用することとされている。	・保育所において、今後もひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中において柔軟な受入れを行うとともに必要度の高いひとり親家庭については、斡旋等を行う。 ・学童保育所について、引き続き求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行い、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図る。	—
	3	③	保育所、学童保育所における延長保育の充実 H13．4～（学童保育所） H15．4～（保育所）	既存	保育課 児童家庭課	・全保育所において、午前7時から午後7時まで延長保育を実施している。また、指定管理の保育所、私立保育所では午後8時まで、一部の保育所では午後8時以降の保育を実施している。 ・直営の学童保育所の閉所時間を延長し、すべての学童保育所の閉所時間を午後7時に統一している。	・引き続き全保育所で延長保育を実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績や実施に係る人材確保の状況を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。 ・学童保育に関して、引き続き全ての学童保育所の開設時間が統一したことを広く周知する。	—
	3	④	保育所における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 H15．4～（休日） H15．11～（病児・病後児） H18．4～（一時保育）	既存	保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で保育をすることが困難な場合となった乳幼児の保育を行う休日保育を2保育所で実施している。 ・保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立保育所において実施している。 ・病気又は病気回復期のため集団保育ができず、家庭での保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保育を実施している。	休日保育・一時保育 ・多様な保育サービスの周知を図り、利用促進に努める。 ・利用児童数の推移を注視しながら、保育無償化の影響を踏まえ、利用ニーズを把握し、定員や実施施設について検討する。 病児・病後児保育 ・医療法人社団　圭春会への委託（小張総合病院の敷地内で実施）については、利用者が増加傾向にある中で、医療法人における人材確保が課題となっていることから、市民ニーズの高い医療機関併設型の病児・病後を継続する方法について検討する。 ・保育所型病児施設の導入等についても検討する。	5,979

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版											第4次改定版								
基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
3　子育て支援の充実	3	⑤	児童の居場所づくり H14．7～（委託）	既存	児童家庭課 学校教育課	・親の就労時間中等に親不在の状態で家庭にいることの多いひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、子ども館などの地域の社会資源や人的資源を活用した児童の居場所づくりの推進に努めている。	子ども館利用者人数 67,735人 内、委託日（月・火・祝） 11,036人	・ひとり親家庭の児童の見守りなども含め、放課後の過ごし場所として、子ども館などの利用促進を図る必要がある。	―	○概ね計画どおり	3　子育て支援の充実	3	⑤	児童の居場所づくり H14．7～（委託）	既存	児童家庭課 学校教育課	・親の就労時間中等に親不在の状態で家庭にいることの多いひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、子ども館などの地域の社会資源や人的資源を活用した児童の居場所づくりの推進に努めている。	・子ども館で、異年齢の交流を深めるための行事を検討し、より利用しやすい環境を構築する。 ・子どもの居場所づくり、貧困対策として、NPO法人等の実行委員会が実施している「こども食堂」について、食材提供の協力依頼などの支援を行う。	
	3	⑥	招待事業の充実	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の児童の福祉の向上のため、母子寡婦福祉会が実施するひとり親家庭等の児童などの招待事業（親子ふれあい研修）への参加を推進している。	親子ふれあい研修（年2回） ・ふなばしアンデルセン公園　24人 ・ディズニーシー（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）	・母子寡婦福祉会の事業により、ひとり親家庭等の交流が図られている。 ・ディズニーランド等は人気があり、参加者も多く、チケット代の補助などをしているが、さらに、参加費の徴収額を減らすなど、会の魅力を高め、会員増につなげるなど検討が必要である。 ・近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから、場所の選定等、子どもの年齢を考慮していく必要がある。	430 （団体補助金）	○概ね計画どおり		3	⑥	招待事業の充実	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の児童の福祉の向上のため、母子寡婦福祉会が実施するひとり親家庭等の児童などの招待事業（親子ふれあい研修）への参加を推進している。	・引き続き、ひとり親家庭等の児童の福祉の向上を図るため、母子寡婦福祉会において実施している招待事業の推進を図る。 ・参加費の徴収額を減らしたり、子どもの年齢を考慮した場所の選定など、会員増につなげるための施策を検討する。 ・親子ふれあい研修（年2回)の実施予定。 （第1回）未定 （第2回）未定	430 （団体補助金）
	3	⑦	ファミリー・サポート・センターの利用促進の強化 H14．1～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立を支援するファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、市町村民税非課税世帯等を対象にした利用料助成制度の周知を行うことで、事業の活用促進に努めている。平成23年度からは、ひとり親家庭（ひとり親家庭医療費助成金受給資格者）に対しても利用料助成の対象としている。	利用料助成登録世帯　21世帯 （うちひとり親世帯　16世帯） 延利用　　779.5時間 （うちひとり親世帯　213.5時間）	・ひとり親家庭の子育てに係る負担の軽減に効果をあげていると思われるが、助成利用者が固定、長期化する傾向があるため、新規利用者開拓のため、引き続き制度の周知を図る必要がある。あわせて利用会員の児童年齢が小学6年生までに拡大されたことについても周知する。	287	○概ね計画どおり		3	⑦	ファミリー・サポート・センターの利用促進の強化 H14．1～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立を支援するファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、市町村民税非課税世帯等を対象にした利用料助成制度の周知を行うことで、事業の活用促進に努めている。平成23年度からは、ひとり親家庭（ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者）に対しても利用料助成の対象としている。	・制度の周知を広く一般に向けて市報に掲載するほか、既にファミリー・サポート・センター会員である方にも改めて機関紙を通じて事業内容を周知し、利用の拡大に努める。 ・登録手続きの簡素化、市窓口での申請受理、利用会員の児童年齢を小学6年生まで拡大したことについて周知を図る。	387

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
4 居住支援の充実	4	①	市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 H5．4～	既存	営繕課	・市営住宅において、ひとり親家庭向け住戸を確保する。	・元年度において7戸のひとり親7家庭向け住戸の募集を行ったが、同住戸への入居はなかった。 ・年度末の入居済みのひとり親家庭向け住戸は15戸となった。	・ひとり親向け住戸確保し、入居しても該当世帯が退去したり子供が20歳になり、ひとり親家庭でなくなるケースがあるので、当該住戸の状況を把握して市営住宅募集時にひとり親家庭向けの住戸を適切に割り振っているいく必要がある。	－	○概ね計画どおり
	4	②	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	既存	営繕課	・一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討する。	【6月募集　入居状況】 世帯状況（当選者/応募者）当選率（%） ・母子父子世帯（1/1）　100% 【12月募集　入居状況】 ・母子父子世帯（3/4）　75%	・元年度の応募者で落選されたひとり親家庭は1件でした。 　なお、現時点では、過去に多数回落選した応募者はいない状況です。 　今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えた場合は、同じように落選した他の住宅困窮者（高齢者、障がい者）との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する。	－	○概ね計画どおり
	4	③	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 H17．8～	既存	営繕課	・家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施している。	・相談件数　0件 （内ひとり親家庭　0件） ・利用申込状況　0件 ・相談等により賃貸借契約を締結した件数　0件 ・入居保証料助成利用件数　0件	・現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることから利用者が少ない状況となっている。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合契約できない等の問題がある。	0	○概ね計画どおり
	4	④	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 H17．4～	既存	営繕課	・緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図る。	・相談件数17件 ・助成件数12件 （内訳） 　ひとり親家庭12件	・賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担の軽減を図ることができた。	1139	○概ね計画どおり
	4	⑤	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進 H22．4～	既存	人権・男女共同参画推進課 児童家庭課	・同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図る。	母子生活支援施設利用実績なし 【参考】 ・市のDVシェルター入所　2件 　うち1件が同伴児あり（1人） ・当該世帯は市外で自立したことから母子生活支援施設の利用はなかった。	同判児を抱えるDV被害女性は、単独での自立が困難で、かつ本人の子育て能力が低下していること等を踏まえ、生活再建を図るため、母子生活支援施設への入所等、段階的継続的な支援が求められる。 　そのため、本人の入所意思及び自立意欲等を見極めつつ、個々のケースに応じたきめ細やかな対応とともに、母子生活支援施設の活用を図ることが必要と考えられる。	0	○概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
4 居住支援の充実	4	①	市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 H5．4～	既存	営繕課	・市営住宅において、ひとり親家庭向け住戸を確保する。	・募集戸数に応じて、ひとり親向け住戸を用意する。 ・2年度第1回目の募集において、全34戸中4戸を予定している。	－
	4	②	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	既存	営繕課	・一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討する。	・応募状況により優遇措置について引き続き検討する。	－
	4	③	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 H17．8～	既存	営繕課	・家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施している。	・引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供する等、継続して支援を実施する。	20
	4	④	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 H17．4～	既存	営繕課	・緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図る。	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	1140
	4	⑤	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進 H22．4～	既存	子ども家庭総合支援課	・同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図る。	引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるDV被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図る。	548

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
5 養育費確保のための支援策の推進	5	①	養育費等相談体制の充実 H16．1～	既存	児童家庭課	・養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じる。 ・子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、教育費以外の相談についても積極的に対応する。	・母子寡婦福祉会による法律相談 〇無料法律相談 ［R1年度実績］ 実施　：11回 相談者：25名 相談員：法律専門家1名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得できるための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。	—	〇概ね計画どおり
	5	②	広報、啓発活動の推進 H16．1～	既存	児童家庭課	・養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努める。	・窓口において「養育費のしおり（野田市版）」と「無料法律相談」のチラシを配布 ・個別法律相談の市報掲載	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、引き続き養育費を安定して取得できるための施策が必要である。	8	〇概ね計画どおり
	5	③	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施 H19．2～	拡充	児童家庭課	・養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 　平成25年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談など併設した内容とした。	・養育費等個別法律相談会 ［R1年度実績］ 3回実施 実施日：1年9月27日（金） 相談者：5名　　相談員：弁護士1名 実施日：1年11月24日（日） 相談者：5名　　相談員：弁護士1名 実施日：2年2月14日（金） 相談者：5名　　相談員：弁護士1名	・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、より的確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。なお、平日に開催してほしいとの意見もあるため検討する必要がある。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるため、児童扶養手当の窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	75	〇概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
5 養育費確保のための支援策の推進	5	①	養育費等相談体制の充実 H16．1～	拡充	児童家庭課	・養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じる。また、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 ・子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、教育費以外の相談についても積極的に対応する。	・母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と母子・父子自立支援の相談や養育費等個別法律相談会と連携させ引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の促進に努める。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・また、無料法律相談を、母子・父子自立支援員による相談への切り替えの検討も含めて、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう県の講習会等を活用し、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努める。	—
	5	②	広報、啓発活動の推進 H16．1～	既存	児童家庭課	・養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努める。	・引き続き、児童扶養手当の窓口などを活用して「しおり」を配布し、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握する。	8
	5	③	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施 H19．2～	拡充	児童家庭課	・養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 　平成25年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談なども併設した内容とした。	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携さるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	75

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価
6 経済的支援の推進	6	①	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 S37．1～ H15．4～H22．7（父子手当）	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。 ・平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしている。	・児童扶養手当 受給者数1,186人 ・養育者支援手当 受給者6人	・児童扶養手当等の的確な情報提供を行うと同時に、居住実態、同居人などの状況を判断し適切に支給する必要がある。また、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。	775,737	○概ね計画どおり
	6	②	母子福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金制度等の活用促進 S28．4～	拡充	児童家庭課	・母子家庭及び父子並びに寡婦の自立や児童の修学などに様々な用途に重要な役割を果たしている母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行う。 ・貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めている。 ・平成26年10月から父子家庭についても貸付の対象となった。	・母子寡婦福祉資金貸付件数 新規申請：　1件	・貸付金を効果的に活用するため、高等職業訓練給付金などの就業支援事業等と組み合わせた利用を推進する。 ・全国的に返済金の滞納が増加している報道もあり、相談者には制度の説明をしっかり行い、計画的な返済に協力してもらう必要がある。 ・円滑に資金の貸付業務を行うため、県の審査機関である健康福祉センターと密に連携する必要がある。	―	○概ね計画どおり
	6	③	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 S46．4～（学童保育所） H16．4～（保育所）	既存	保育課 児童家庭課	・ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合がある。また、国の措置により、28年4月分保育所保育料から年収約360万円未満のひとり親世帯等への軽減が拡大した。 ・学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っている。	・ひとり親家庭となって減額された件数 保育料　13件 学童保育料　3件 ・ひとり親家庭で保育所保育料が年収約360万円未満で軽減が適用された件数 　後期保育料賦課時実績　119件 （内　3歳以上児　87人は10月以降保育料無償化） ・ひとり親家庭で学童保育所保育料が減額された件数 196件	・未就学児のうち3歳以上の全ての子ども及び住民税非課税世帯の3歳未満の子どもについては、令和元年10月から幼児教育・保育無償化を開始しており、ひとり親家庭の負担軽減となっている。 ・無償化の対象外となった住民税課税世帯の3歳未満の子どもの保育所保育料については、ひとり親になった場合の減免措置については、ひとり親家庭になった申出の翌月分から保育所等保育料の見直しを行うので、入所案内等において周知を図っている。		○概ね計画どおり

第4次改定版

基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
6 経済的支援の推進	6	①	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 S37．1～ H15．4～H22．7（父子手当）	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。 ・平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしている。	・適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金の対応に努める。 ・返還金の滞納について、督促の通知や電話連絡の他にも、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は、封入の上不在通知連絡を行い、接触の機会、納付を促していく。 ・令和3年3月分（令和3年5月支払）から障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正について、周知するとともに適正な支給を行う。	621,130
	6	②	母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進 S28．4～	既存	児童家庭課	・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立や児童の修学などに様々な用途に重要な役割を果たしている母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行う。 ・貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めている。 ・平成26年10月から父子家庭についても貸付の対象となった。	・ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付金を効果的に活用できるよう返済計画の作成や他の制度の紹介なども組み合わせた相談を行い、きめ細かな支援を行う。 ・また、貸付業務については、県の審査機関である健康福祉センターと連携し、円滑な貸付対応に努める。 ・令和2年4月より、福祉資金貸付金の拡充により、修学資金等の貸付限度額の引上げ等がされたことから、更なる活用促進を図る。	―
	6	③	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 S46．4～（学童保育所） H16．4～（保育所）	既存	保育課 児童家庭課	・ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合がある。 　また、学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っている。	・無償化対象外の子どもについて、ひとり親家庭になった場合には、保育所保育料の減額、学童保育料の減免措置について、入所案内、市報、ホームページなどの情報媒体で周知していく。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し減免制度の周知に努める。あわせて、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用（保育所及び学童保育所の保育料の減免制度）についても周知を図る。	―

令和元年度　野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版・第4次改定版）取組状況調査表

資料3

第3次改定版										第4次改定版								
基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第3次）	元年度実績	評価及び課題	元年度決算見込額（千円）	27年度から元年度までの本計画の進捗評価	基本目標	事業番号		事　業　名	事業区分	担当課	事業内容及び方針（第4次）	2年度の事業内容	2年度当初予算額（千円）
6 経済的支援の推進	6	④	ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し S52．4～ H22．4～（見直し）	既存	児童家庭課	・医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病気などで受信した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めている。	・ 延受給者数　1,666人 （事業内容） ・18歳到達後の最初の3月31日までの児童がいるひとり親家庭の方が、医療機関を受診した場合、医療保険が適用される医療費の自己負担額のうち、入院費については食事療養費・生活療養費標準負担額を除いた額を、また、通院・調剤費については診療又は調剤報酬明細書1件につき、1,000円を除いた額を助成する。 ※所得制限あり。	・現状の助成方法は病院窓口で一旦、保険診療自己負担分を支払い、後で児童家庭課窓口に領収書を示して償還払を受ける方法だが、ひとり親家庭等の利便性を図るため、受給券を病院窓口で提示して助成制度の自己負担金（診療1件あたり1,000円まで）を支払う「現物給付」への移行が求められている。	23,942	○概ね計画どおり	6 経済的支援の推進	6	④	ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し S52．4～ H22．4～（見直し）	既存	児童家庭課	・医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病気などで受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めている。	・千葉県が子ども医療費助成等においては既に現物給付を実施していること、他県での状況や要望等を踏まえ、令和2年11月診療分から現物給付を実施することを受け、併せて市においても令和2年11月診療分から現物給付を実施する。	21,194
	6	⑤	未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用 H27．9～	新規	保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	・未婚の母及び父については、児童扶養手当の支給、就労支援、保育所入所申請時における優先的な配慮など、ひとり親家庭に対する支援施策において異なる扱いはありませんが、税法上では寡婦控除及び寡夫控除の対象となっておらず、保育所保育料など税額が算定の基準になっている制度では、離婚や死別でひとり親家庭になった方よりも高額の負担となる場合がある。 　税法における取扱いについては国においても様々な議論があり、今後の動きを注視していくが、保育料などの算定にあたり、未婚の母及び父に寡婦控除及び寡夫控除を「みなし適用」することは、子育てと生計を一人で担う苦労を背負うひとり親家庭に対して共通する支援施策の一つとして、本プランの趣旨に合致することから、負担軽減につながる事業として適用するように取り組んでいく。	・保育料について、みなし寡婦控除を適用して計算した。 保育所保育料　18件（前期・後期賦課時実績） 学童保育所保育料　2件 ・私立幼稚園就園奨励費補助金、公立幼稚園就園奨励費補助金、市営住宅家賃のそれぞれの事業についても、パンフレットや通知と併せ、みなし寡婦控除を周知しているが、実績はなかった。	・保育所入所継続のための現況届の提出時にみなし寡婦控除について再度周知及び申し出を実施。 ・新たに保育所の入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図る。 ・学童保育料について、みなし寡婦控除を実施するにあたり、入所案内及び入所決定通知書配付時に周知を図る。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金及び公立幼稚園就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化が施行されたことを受け、令和元年度をもって制度が終了となる。 ・国の制度改正に伴い、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭等日常生活支援事業等において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正されたため、周知を図る。		○概ね計画どおり		6	⑤	未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用 H27．9～	既存	保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	・税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保育所保育料、学童保育所保育料、市営住宅家賃などの寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施している。	・無償化の対象外となった住民税課税世帯の3歳未満の子どもの保育所保育料については、令和2年度もみなし寡婦控除を適用して未婚の母・父を経済的に支援する。 令和2年4月～7月分保育料　対象世帯数　9件 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図る。 ・学童保育所の保育料減免制度について、引き続きみなし寡婦控除を実施するとともに入所案内等で周知を図っていく。 ・令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、未婚のひとり親について不利な扱いがなくなったことから、今後の国の各種制度改正を注視していく。	—

資料４

子ども館整備の進捗状況について

野田市の子ども館は、市内に６館あり、小規模ながら地域に密着した児童館として就学前児童とその親を対象にしたサークルや体操などの活動、主に小学生などを対象とした季節に応じた行事や野外での合同イベントなど様々な事業を創意工夫して取組んでいます。しかし、中・高校生や保護者同士の利用に対応するには施設規模が小さいことから、18 歳までの児童が多様な交流や経験ができ、乳幼児と保護者が安心して利用できる「地域の子育て支援の拠点」となる子ども館の整備が望まれています。

１.子ども館整備の基本的な考え方

野田市が新たに整備する子ども館は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、乳幼児から 18 歳までの様々な年齢の児童が集い、遊びを通して自主性や社会性、創造性を身に付ける学びの場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となる子ども館として整備するものです。

２.子ども館整備計画概要

所在地		野田市清水 1,122 番地１　他
敷地面積		9,116.72 ㎡
建築面積		874.95 ㎡（子ども館 860.27 ㎡、パーゴラ(日よけ)14.68 ㎡）
構　　造		鉄筋コンクリート造・2 階建て
屋内施設	1 階	プレイルーム、多目的室、音楽スタジオ、調理室、創作室、集会室
	2 階	授乳室、乳幼児ｺｰﾅｰ、図書ｺｰﾅｰ、ﾊﾟｿｺﾝｺｰﾅｰ、相談室、静養室、事務室
屋外施設		遊具、水遊び場、芝生広場、駐車場等
整備ｲﾒｰｼﾞ図		別添のとおり

３.建築に向けた取組み状況（進捗状況）

平成 30 年 12 月に子ども館整備に向けた庁内検討会を立上げ、子ども館整備に向けた建設コンセプトや運営方針など、整備に対する基本的な考え方や設備の規模、機能など、野田市が求める新しい子ども館について審議し、市民からの意見も踏まえながら、令和元年５月に「子ども館整備基本構想」を策定しました。

「子ども館整備基本構想」の実現に向け、民間企業のすぐれた技術を活用しつつエ

期短縮やコスト削減を図るため、庁内組織として「設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、募集要項等を決定し、9 月に「設計・施工一括発注公募型プロポーザル」を実施し、事業者の選定を行いました。

12 月に設計業務について、委託契約を締結し、現在、提案に基づき設計内容の詳細を詰めるとともに、千葉県と建築基準法第 48 条ただし書き許可について協議を重ねています。

年　月	内　　容
令和元年５月	子ども館整備基本構想策定
９月	子ども館整備事業　設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施
11 月	子ども館整備事業者選定
12 月	子ども館整備事業　設計業務委託契約締結

４. 今後のスケジュール

建設予定地は、第一種低層住居専用地域にあることから、600 ㎡を超える面積の子ども館を建築するには、建築基準法第 48 条ただし書きによる許可を千葉県から受ける必要があります。現在、業者からの提案に基づき、建物の構造や規模、配置や緑地など全体計画を示し、日照、交通など具体的な対策について千葉県と協議を重ね、最終的には、公聴会や建築審査会の手続を経て、知事の許可を受けることになります。

なお、建築に必要な主な作業について、下記のとおり予定していますので、適宜ご報告させていただき、ご意見をいただきたいと考えています。

年	月	内　　容
令和元年度	元年 12 月	基本設計及び実施設計　工期３年3月まで
２年度	２年9月	開発行為に準じる協議（都市計画法 34 条の 2 申請）
	11 月	建築基準法第 48 条ただし書き許可申請　⇒　許可証
	３年2月	建築確認申請　⇒　確認済証
３年度	４月	建築工事　工期４年３月まで
４年度	４年4月	備品等購入　工期６月まで
	７月	子ども館の開館

子ども館整備イメージ図

資料５

子ども医療費助成制度の拡充について

子ども医療費助成について、千葉県が通院、調剤について小学３年生までしか助成の対象としていないため、野田市は市単独の財政負担により平成 27 年 8 月診療分から中学３年生までを助成対象として、保険診療に係る医療費自己負担金について、調剤については全て無料とし、通院については、住民税非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯については無料とし、所得割課税世帯については１回当たり 300 円で受診できるよう、制度の拡充を図りました。

また、平成 30 年 8 月診療分から、医療機関にかかる割合が高く、発達や育児などに不安を感じることの多い小さな子どもを育てる世帯を支援するため、3 歳までの児童については医療費自己負担金を所得制限を設けず、すべて無料といたしました。

今回、子育て世帯への支援の更なる拡充として、健康で安心した育児をしていただくため、就学前の児童を育てる世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康維持に寄与するため、令和２年８月診療分から、無料化の対象を就学前の全ての児童にまで拡大いたしました。

１.制度の拡充内容

拡充内容：医療費保険診療分自己負担の無料化の拡大

拡大対象：3 歳までとしていた無料化を就学前まで拡大
（6 歳到達後、最初に迎える 3 月 31 日まで）

実施時期：令和２年８月診療分から（受給券の更新　令和２年７月）

所得制限：適用なし

助成対象外：保育所等でのケガについては、「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の対象となる。

２．無料化による助成額の見込み

就学前（4 歳～就学前）まで無料化に係る令和２年度予算

年度	区　分	通院	入院	計
無料化分見込	扶助費（積算）	**7,637,017 円**（≒50,914 回×300 円×6/12）	**235,125 円**（≒1,568 回×300 円×6/12）	**7,872,142 円**（≒52,482 回×300 円×6/12）

※無料化分は、4 歳から就学前までの自己負担金有りの実績の受診回数を基に、無償化による増加分を含めて回数を見込んで積算（1 回当たり 300 円）。なお、無償化分見込は、10 月支払分(8 月診療分)からの半年間分を計上。

３.本市の子ども医療費助成制度の変遷

制度変更年月日	通　院		入　院	
	対象年齢(上限)	自己負担額※(/回)	対象年齢(上限)	自己負担額※(/日)
H15. 4. 1	3 歳未満	0 円又は 200 円	就学前	0 円又は 200 円
H19.10. 1	4 歳未満	0 円又は 200 円	就学前	0 円又は 200 円

制度変更年月日	通　　院		入　　院	
	対象年齢(上限)	自己負担額※(/回)	対象年齢(上限)	自己負担額※(/日)
H20. 5. 1	5歳未満	0円又は200円	就学前	0円又は200円
H20.12. 1	就学前	0円又は200円	就学前	0円又は200円
H22.12. 1	小学校3年まで	0円又は200円	小学校3年まで	0円又は200円
H24.12. 1	小学校3年まで	0円又は200円	中学校3年まで	0円又は200円
H27. 8. 1	中学校3年まで	0円又は300円	中学校3年まで	0円又は300円
H30. 8. 1	3歳まで	0円	3歳まで	0円
	中学校3年まで	0円又は300円	中学校3年まで	0円又は300円
R 2. 8. 1	**就学前まで**	**0円**	**就学前まで**	**0円**
	中学校3年まで	0円又は300円	中学校3年まで	0円又は300円

※自己負担額は、非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯は「0円」、それ以外の世帯は「200円」又は「300円」

≪参考≫

○県内の自己負担無料の実施状況　　R2.8.1現在

市町村名	対象年齢
市原市	0歳児
野田市･浦安市　　2市	未就学児（6歳に到達した年度の3月31日まで）
大網白里市	小学3年生まで（ 9歳に到達した年度の3月31日まで）
勝浦市･鴨川市･君津市 四街道市 大多喜町　　4市1町	中学3年生まで（15歳に到達した年度の3月31日まで）
匝瑳市･山武市 多古町･東庄町･横芝光町 睦沢町・長柄町・長南町 2市6町	高校3年生まで（18歳に到達した年度の3月31日まで）

野田市は、令和2年8月診療分から就学前までの児童は自己負担を全て無料

○県内近隣市の実施状況　　R2.8.1現在

市町村名	助成の対象年令	自己負担額　（通院1回、入院1日）			所得制限
	入院・通院	課税世帯	非課税世帯	備　　考	
柏市	中学3年生	300円	0円		なし
船橋市	中学3年生	300円	0円		なし
鎌ケ谷市	中学3年生	300円	0円		なし
松戸市	中学3年生	200円	0円		なし
流山市	中学3年生	200円	0円		なし
我孫子市	高校3年生	300円 500円	0円	中3まで　300円 高1以上　500円	中3まで：なし 高1以上：あり
浦安市	中学3年生	200円	0円	就学前まで　0円	なし
野田市	中学3年生	300円	0円	就学前まで　0円	なし

野田市は、令和2年8月診療分から就学前までの児童は自己負担を全て無料

資料 6

ひとり親家庭等医療費助成制度の拡充について

ひとり親家庭等医療費助成制度については、ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、千葉県から 1/2 の補助を受け、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童とその父母等の保険診療に係る医療費一部負担金について償還払い方式により助成をしています。

今般、千葉県が他県での状況や要望等を踏まえ、令和 2 年 11 月診療分から現物給付方式による助成を開始するとともに医療費自己負担金の見直しを進めていることから、野田市においても県基準に基づき下記のとおりひとり親家庭等医療費助成制度の拡充をしようとするものです。

１. 制度の拡充内容

（１）支給の方法

償還払い方式から、現物給付方式も可能に変更することで、利用者の利便性の向上を図ります。

＊償還払い方式とは

医療機関の窓口で一部負担金を全額支払い、後日、市に助成金の支給申請を行い口座振込により助成金分を受け取る。

＊現物給付方式とは

医療機関の窓口で受給券を提示するとで、助成金控除後の自己負担金のみを支払う。

※　県外の医療機関を受診した場合、又は医療機関の窓口で受給券を提示しなかった場合等は償還払い方式となります。

（２）実施時期

令和２年１１月診療分からの実施となります。

（３）自己負担金

自己負担金について次のとおり見直しを行い利用者の負担軽減を図ります。

①自己負担金の改正内容

	入　院	通　院	調　剤
改正前	入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額	1,000 円／診療報酬明細書１件 （1 か月、1 病院当たり）	1,000 円／調剤報酬明細書１件 （1 か月､1 薬局当たり）
改正後	300 円／1 日 ※市町村民税所得割非課税世帯は無料	300 円／1 回 ※市町村民税所得割非課税世帯は無料	無料

２．自己負担金の変化（軽減）見込

（１）課税世帯

	入　院	通　院	調　剤
改正前（実績）	5,520 円/月	1,000 円/月	1,000 円/月
改正後	6 日×300 円 ＝1,800 円	1.61 回×300 円 ＝483 円	1.13 回×0 円 ＝0 円
軽減見込額	▲3,720 円	▲517 円	▲1,000 円

※改正後の１ヶ月当たりの入院日数、通院日数等については、改正前の実績の平均値を基に積算しています。

（２）非課税世帯

	入　院	通　院	調　剤
改正前（実績）	3,680 円/月	1,000 円/月	1,000 円/月
改正後	4 日×0 円 ＝0 円	1.70 回×0 円 ＝0 円	1.28 回×0 円 ＝0 円
軽減見込額	▲3,680 円	▲1,000 円	▲1,000 円

※改正後の１ヶ月当たりの入院日数、通院日数等については、改正前の実績の平均値を基に積算しています。

《参考》

○県内近隣市の現物給付化及び自己負担金の見直し実施状況

市町村名	現物給付実施時期	自己負担金			非課税世帯
		入院	通院	調剤	
柏市	2 年 11 月診療分	未定	未定	未定	負担なし
流山市	〃	0 円	0 円	0 円	〃
我孫子市	〃	300 円	300 円	0 円	〃
松戸市	〃	300 円	300 円	0 円	〃
鎌ヶ谷市	〃	300 円	300 円	0 円	〃
野田市	〃	300 円	300 円	0 円	〃

資料７

待機児童・保留者解消野田市計画と保育量について

１　入所実績について

（１）年度当初　　（人）

年度	区分	３歳以上	０歳	１・２歳	合計
28	量の見込み	1,434	111	778	2,323
	市計画	1,690	196	809	2,695
	過不足	256	85	31	372
	①入所実績	1,320	113	670	2,103
	②待機・保留者	26	8	30	64
	①＋②	1,346	121	700	2,167
29	量の見込み	1,436	113	782	2,331
	市計画	1,715	207	855	2,777
	過不足	279	94	73	446
	①入所実績	1,318	114	719	2,151
	②待機・保留者	23	6	66	95
	①＋②	1,341	120	785	2,246
30	量の見込み	1,438	115	786	2,339
	市計画	1,740	207	855	2,802
	過不足	302	92	69	463
	①入所実績	1,255	115	687	2,057
	②待機・保留者	32	22	91	145
	①＋②	1,287	137	778	2,202
元	量の見込み	1,440	117	790	2,347
	市計画	1,765	207	855	2,827
	過不足	325	90	65	480
	①入所実績	1,309	123	701	2,133
	②待機・保留者	52	13	90	155
	①＋②	1,361	136	791	2,288
２	量の見込み	1,358	140	821	2,319
	市計画	1,456	175	786	2,417
	過不足	98	35	▲35	98
	①入所実績	1,361	122	772	2,255
	②待機・保留者	24	15	84	123
	①＋②	1.385	137	856	2,378

（２）年度末　　（人）

年度	区分	３歳以上	０歳	１・２歳	合計
28	量の見込み	1,400	287	853	2,540
	市計画	1,690	196	809	2,695
	過不足	290	▲91	▲44	155
	①入所実績	1,334	166	711	2,211
	②待機・保留者	30	181	65	276
	①＋②	1,364	347	776	2,487
29	量の見込み	1,402	289	857	2,548
	市計画	1,715	207	855	2,777
	過不足	313	▲82	▲2	229
	① 入所実績	1,327	157	736	2,200
	②待機・保留者	31	154	99	284
	①＋②	1,430	311	835	2,504
30	量の見込み	1,404	291	861	2,556
	市計画	1,740	207	855	2,802
	過不足	336	▲84	▲6	246
	①入所実績	1,274	168	735	2,177
	②待機・保留者	27	206	104	337
	①＋②	1,301	374	829	2,514
元	量の見込み	1,406	293	865	2,564
	市計画	1,765	207	855	2,827
	過不足	359	▲86	▲10	263
	①入所実績	1,351	182	757	2,290
	②待機・保留者	54	186	125	365
	①＋②	1,405	368	882	2,655
2	量の見込み	1,367	205	852	1,424
	市計画	1,456	175	786	2,417
	過不足	89	▲30	▲66	▲7
	①入所実績	―	―	―	―
	②待機・保留者	―	―	―	―
	①＋②	―	―	―	―

２　待機児童・保留者の内訳について

（１）保留者（待機児童含む）発生理由別（人）

31 年 4 月	３歳以上	０歳	１・２歳	合計
保育士不足	43	13	58	114
面積不足	9	0	32	41

2 年 3 月	３歳以上	０歳	１・２歳	合計
保育士不足	48	139	103	290
面積不足	6	47	22	75

2 年 4 月	３歳以上	０歳	１・２歳	合計
保育士不足	14	12	64	90
面積不足	10	3	20	33

【31 年４月】理由別	（人）	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	28	保留者 146 人
単願（１か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	43	
他に通園可能な園があるが申し込まない	33	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	7	
求職活動中だが活動は不定期	32	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	1	
選考後に申込みを取り下げ	2	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機児童 9 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	0	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	9	

【２年３月】理由別	（人）	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	71	保留者 237 人
単願（１か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	118	
他に通園可能な園があるが申し込まない	19	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	1	
求職活動中だが活動は不定期	19	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	14	
選考後に申込みを取り下げ	14	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機児童 128 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	14	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	114	

【２年４月】理由別	（人）	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	32	保留者 122 人
単願（１か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	40	
他に通園可能な園があるが申し込まない	32	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	4	
求職活動中だが活動は不定期	14	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	0	
選考後に申込みを取り下げ	0	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機児童１人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	0	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	1	

３　待機・保留者解消に向けて

（１）保育施設における定員数の確保（実績値）　（人）

年月	３歳以上	０歳	１・２歳	合計
27 年４月	1,261	120	589	1,970
27 年 10 月 ※1	1,261	124	600	1,985
28 年４月　※2	1,291	151	667	2,109
29 年４月　※3	1,312	160	706	2,178
30 年４月　※3	1,341	160	706	2,207
31 年４月　※3	1,349	160	708	2,217
31 年７月　※4	1,421	169	756	2,346
2 年４月　※5	1,456	175	786	2,417
2 年４月　※6	1,438	167	795	2,400

※1　ひばり保育園開設（地域枠 15 人）
※2　既存７保育所の定員増（70 人）、すくすく保育園分園開設（54 人）
※3　聖華未来のこども園開設（29～31 年まで段階的に定員増）
　（29 年度 69 人、30 年度 29 人、31 年度 10 人）
※4　のだのこども園開設　令和元年７月（129 人）
※5　やなぎさわ幼稚園・保育園　0 歳 6 人　1・2 歳 30 人　3 歳以上 35 人
※6　聖華未来のこども園　0 歳 1 人　3 歳以上 11 人
　やまざき杜の保育園　0 歳▲9 人　1・2 歳 9 人
　のだのこども園　4・5 歳▲29 人

（２）保育施設における定員数の確保（令和３年４月見込値）　　（人）

区分		３歳以上	０歳	１・２歳	計
① 保育量（入所実績＋待機児童） 2.4.1		1.385	137	856	2.378
②市計画	既存施設認可定員 ※2 年 4 月時点	1,438	167	795	2,400
	既存保育所等定員変更				
	東部保育所（移管）	▲4	3	1	0
	既存保育所等定員増				
	やなぎさわ幼稚園・保育園	21	—	▲2	19
	新規保育所等定員増				
	柳沢くくる保育園 小規模保育事業所	—	3	16	19
	②の合計	1,455	173	810	2,438

４　保育士確保対策

①　国の処遇改善措置について

私立保育所の運営に関しては、公定価格という運営費の単価に基づき、児童数を乗じて支出しており、この公定価格は、地域・施設定員・児童の年齢ごとの単価が設定され、大きくは、基本分単価と処遇改善加算で構成されています。

基本分単価は、人件費や事業費で構成され、処遇改善加算は、職員の平均勤続年数と経験年数に応じた加算となっています。

国の処遇改善について、基本分単価では、人事院勧告に従い平成２７年度に２％に加え補正予算で 1.9%相当の改善を行い、平成２８年度に 1.3%、平成２９年度に 1.3%、平成３０年度 0.8%、令和元年度に 1.0%の加算が行われ、処遇改善加算では、６％の加算が実施されています。

また、平成２９年度に処遇改善加算の対象施設における「経験年数７年以上で、研修を経た中堅職員（仮称　副主任）に対する月額４万円の処遇改善」や「経験年数３年以上で、研修を経た職員（仮称　職務分野別リーダー）に対する月額５千円の処遇改善」が実施されています。

② 市の対策

ⅰ 宿舎借上事業（家賃補助）

国の支援事業の一つである「保育士宿舎借り上げ支援事業」を活用し、国の補助１/２に市の単独補助１／２を上乗せし、事業者の負担なしに市内に保育士用の宿舎が確保できるよう補助するものです。

（82,000 円を上限　令和元年度実績：５事業所１０件　4,590,950 円）

ⅱ 合同就職説明会

保育士養成校の学生や保育士資格を有する保育所就職希望者（潜在保育士）を対象に、野田市内で私立保育所等の運営を行っている法人が一堂に会し、市役所８階で個別ブースを設置の上、就職説明会を実施します。

（年２回実施　令和元年度　8/18：44 人　2/2：19 人）

ⅲ 保育士の子どもの優先入所

保育士の復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象としようとするもの。具体的には、野田市内の認可保育施設で就労を予定している保育士等について、保護者の就労状況に対する指数に加点を行い、利用調整の上位になるよう配慮するものです。

（プラス 20 点　令和元年度　実績：22 人）

ⅳ 発達障がいの疑いのあるグレーゾーン児童のクラス対応

保育の現場では「発達障がいの疑いのある児童（いわゆるグレーゾーンのお子さん）」が増えている状況があり、野田市が保育士の加配に係る賃金を単独補助しようとするもの。各事業者にとっては、保育士を配置しやすくなり、相乗効果として、クラス運営を担当する保育士のローテーションにも余裕が生まれ、保育士の負担が軽減することから、全体の保育士確保にも寄与する施策となっています。

（令和元年度実績：加配保育士 10 人　加配対象児童 15 人　保育所数７か所）

ⅴ 処遇改善加算（県事業の活用）

千葉県内に勤務する保育士の他県への流出や潜在保育士の確保を目的に、平成２９年１０月から千葉県が独自に月額２万円を限度に賃金を上乗せする「保育士処遇改善事業」を開始した。市内の事業者からの希望もあり、近隣市においても実施していることから、月額２万円の処遇改善加算を実施しています。なお、この制度の対象は私立保育園に勤務する保育士となっていますが、保育士不足の解消は公立及び私立に共通した課題であることを踏まえ、指定管理者が運営する保育所に勤務する保育士等につい

ても、市単独事業として実施しています。

（H30 実績：306 人　62,040,000 円）

vi　通勤補助（市単独）

事業所が駐車場を借り上げる事業に要する経費として、保育士１人当たり月額 6,000 円（上限）×2/3 を補助するものです。

（令和元年度実績：13 園　対象者数 172 人　4,648,393 円）

資料 8

保育施設の確認にかかる利用定員の設定・変更について

１　目的

平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援制度」では、教育・保育給付及び地域型保育給付の実施主体が市町村とされたことから、教育・保育等の事業者が施設を設置し、運営にかかる財政支援を受けるためには、子ども・子育て支援法に基づき、市町村による「確認」を受ける必要があります。

なお、確認にあたり利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされていることから、利用定員の設定及び変更について、児童福祉審議会でご意見をお伺いするものです。

２　利用定員の設定・変更の概要

①（仮称）アートチャイルドケア野田みどり保育園の定員設定の概要

令和元年に行われました東部保育所運営協議会（保護者、指定管理事業者、市で構成）において、指定管理事業者から東部保育所を譲り受け、園舎を建替え、私立保育園として運営したいとの提案がありました。

この提案に対して、保護者の代表の方々からは、保育環境の改善及び保育士確保につながるのであれば、早期に移管を実現させ、園舎の建て替えを実施して欲しいとの意見がありました。

市としても、保護者に対して移管及び建替えについてのアンケート調査や説明会を開催し、意向を確認した結果、保護者の皆さまが移管及び園舎建替えを望んでいることが確認できました。

そのことから、指定管理者制度による公設民営園である市立東部保育所について、令和2年10月1日に現指定管理者であるアートチャイルドケア株式会社へ移管し、（仮称）アートチャイルドケア野田みどり保育園として民設民営園の開園を予定しております。また、移管後にアートチャイルドケア株式会社による園舎の建替えが行われ、令和４年４月１日より新園舎での保育運営を予定しております。

（１）利用定員

〇令和２年１０月１日　野田市立東部保育所（廃止）

歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
人数	▲3	▲12	▲17	▲26	▲31	▲31	▲120

（２）施設概要

事業者名　　アートチャイルドケア株式会社　代表取締役　村田　省三
設置場所　　野田市鶴奉 228 番地
敷地面積　　4022.19 ㎡
延床面積　　園舎　835.49 ㎡
構造　　RC 造　平屋建て
開園予定日　令和 2 年 10 月 1 日（予定）

〇令和２年１０月１日（既存園舎）（仮称）アートチャイルドケア野田みどり保育園

歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
人数	6	13	17	28	28	28	120

〇令和４年４月１日（新園舎）（仮称）アートチャイルドケア野田みどり保育園

歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
人数	6	16	18	28	30	30	128

②小規模保育事業 A 型　（柳沢くくる保育園）の定員設定の概要

（１）利用定員

歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児
認定区分	3 号		
人数	3	8	8

（２）施設概要

事業者名　　学校法人三星学園　理事長　渡辺竜太
設置場所　　野田市柳沢 85 番地の 1
敷地面積　　925.95 ㎡
延床面積　　新築園舎　170.00 ㎡（予定）
　　合　　計　170.00 ㎡（予定）
構造　　RC 造　平屋
開園予定日　令和 3 年 4 月 1 日（予定）

③やなぎさわ幼稚園・保育園の利用定員の変更の概要

（１）変更理由

やなぎさわ幼稚園・保育園については、令和２年４月に私立幼稚園（未移行園）から幼保連携型認定こども園に移行しました。初年度の定員は、幼稚園在園児童の受入れを鑑み、１号教育認定の定員を多く設定し開園しました。１号教育認定

児童の卒園、在園児内の保育ニーズの高まり、同法人運営施設（柳沢なないろ保育園、柳沢くくる保育園）からの３歳児受入も鑑み、２号保育認定を増加していきます。また、幼児教育・保育無償化に伴い、満３歳児入園ニーズが高まっております。

このことから、認定こども園開園時の１号教育認定児童が卒園し減少したこと、現状の児童数、床面積と保育教諭の人数等を勘案し、定員を変更しようとするものです。

なお、令和３年度以降の利用定員については、柳沢くくる保育園の園児受け入れ及び在園児内の保育ニーズの高まりを鑑み、令和５年度までの３か年をかけて年少学年から段階的に定員変更を行っていきます。

（２）変更内容

〇令和２年度 定員２３３名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数	６	１５	１７		４７	１３	５３	１０	６２	１０

１号認定合計	１６２	２号認定合計	３３	３号認定合計	３８	全園児合計	２３３

〇令和３年度定員２２５名　　変更予定年月日：令和３年４月１日

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数	６	１５	１７	３	３６	２４	４４	１６	５２	１２

１号認定合計	１３５	２号認定合計	５２	３号認定合計	３８	全園児合計	２２５

※２歳児定員１７名につきましては、令和２年度１歳児が１７名在籍していることから、引き続き１７名の設定といたしますが、令和４年度以降は当初計画の通り１５名となります。

〇令和４年度 定員２２５名（予定）

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数	６	１５	１５	９	３２	２８	３６	２４	４３	１７

１号認定合計	１２０	２号認定合計	６９	３号認定合計	３６	全園児合計	２２５

〇令和５年度　定員２２５名（予定）

歳児	０歳児	１歳児	２歳児	満３歳児	３歳児		４歳児		５歳児	
認定区分	３号			１号	１号	２号	１号	２号	１号	２号
人数	６	１５	１５	９	３２	２８	３２	２８	３２	２８

１号認定合計	１０５	２号認定合計	８４	３号認定合計	３６	全園児合計	２２５

３　待機児童状況と認定こども園の整備状況（令和２年４月１日）

保留者等	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
保留者 （　）待機児童数	15	48 (1)	36	11	8	5	123 (1)
東部保育所 （廃止）	▲3	▲12	▲17	▲26	▲31	▲31	▲120
（仮称）アートチャイルドケア野田みどり保育園	6	13	17	28	28	28	120
やなぎさわ幼稚園・保育園（R3 年度）				11	6	2	19
柳沢くくる保育園	3	8	8				19
差引き保留者	9	39	28	▲2	5	6	85

＊利用定員については、保留者が解消されていない現状がありますので、新たに上記のとおり施設の利用定員設定し、受入児童数を増やすことは、待機児童・保留者の解消に必要なものと考えます。

４　市による確認内容

野田市においては、新制度施行にあたり、平成 26 年度に内閣府令及び本審議会の答申を踏まえて制定した下記の基準（野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）に基づき、体制や運営規程が整備されているかなど、施設型給付及び地域型給付を給付すべき施設であるかの確認を行います。

【表：主な確認基準について】

基準項目	主な基準の内容
利用開始に伴う基準	・利用申込者への応諾義務の状況
教育・保育の提供に伴う基準	・子どもの心身の状況の把握
	・小学校における教育と円滑な接続の状況
	・特定教育・保育の内容その他必要事項を記録
	・費用の支払を保護者から受ける際の書面による説明・同意
	・幼稚園教育要領、保育指針に基づき、適切な教育・保育の提供
管理運営に関する基準	・保護者及び関係機関の評価の公表
	・子ども又は保護者からの相談に応じた必要な助言援助
	・子どもの体調の急変に係る保護者または医療機関への連絡
	・施設の重要事項に関する規程
	・適切な職員の勤務体制
	・国籍、信条、費用負担などによる差別的取扱いの禁止
	・職員による虐待の禁止
	・子どもと家族の秘密の保持
	・関係事業者及びその職員からの金品、その他の利益の供与及び収受の禁止
	・苦情に対する受付窓口の設置
	・地域住民又はその活動との連携、協力
	・事故発生時と再発防止のための措置
	・特定教育・保育事業とその他の事業との会計区分
	・職員、設備、会計に関する記録の整備

＊野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から抜粋